国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員給与規程

平成２２年４月１日規程第１３号

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員給与規程

目次

第１章　総則（第１条－第１０条）
第２章　基本給及び年俸
第１節　基本給（第１１条－第１８条）
第２節　年俸（第１９条－第３０条）
第３章　手当
第１節　扶養手当（第３１条－第３６条）
第２節　住居手当（第３７条－第４３条）
第３節　通勤手当（第４４－第５１条）
第４節　単身赴任手当（第５２条－第５８条）
第５節　地域手当（第５９条）
第５節の２　広域異動手当（第５９条の２）
第６節　役職手当（第６０条）
第７節　特殊勤務手当（第６１条－第６８条の２）
第８節　附加職務手当（第６９条）
第９節　超過勤務手当等（第７０条－第７２条）
第１０節　宿日直等手当（第７３条－第７５条）
第１１節　役職職員特別勤務手当（第７６条）
第１２節　業績手当（第７７条－第８２条）
第１３節　医師手当（第８３条－第８５条）
第１４節　研究員調整手当（第８６条）
第１５節　専門看護手当（第８７条）
第１６節　医療専門資格手当（第８７条の２）
第４章　給与の特例等（第８８条－第１０２条）
第５章　規程の実施（第１０３条）
附　則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員就業規則（平成２２年規程第３号。以下「就業規則」という。）第７１条の規定に基づき国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）の常勤職員及び任期付短時間勤務職員（就業規則第１条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）（以下、常勤職員及び任期付短時間勤務職員を併せて「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）
第２条　職員の給与は、基本給、年俸及び手当とする。
２　基本給は、就業規則第３３条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、基本給月額とする。
３　年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。
４　手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、業績手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当及び医療専門資格手当とする。

（重複給与の禁止）
第３条　職員がセンターにおいて他の職と併任したときは、これに重複して給与を支給することはできない。

（基本給及び月例年俸の支給）
第４条　月例年俸は、毎月１回、その月の月例年俸としてその額の１２分の１の額（以下「月例給」という。）を支給する。
２　新たに職員となった者には、その日から基本給又は月例給を支給し、昇給、降給等により基本給月額又は月例給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給又は月例給を支給する。
３　職員が退職（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員人事規程（平成２２年規程第１６号。以下「職員人事規程」という。）第３条第１０号に規定する退職をいう。以下同じ。）したときは、その日まで基本給又は月例給を支給する。
４　職員が死亡したときは、その月まで基本給又は月例給を支給する。
５　第２項又は第３項の規定により基本給又は月例給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給月額又月例給額についてその期間の現日数から就業規則第４０条の休日（同規則第４３条に規定する祝日法による祝日及び年末年始の休日並びに同規則第４４条の代休日と重なった場合は、同規則第４０条の休日とみなす。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給与期間）
第５条　給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

（給与の支給）
第６条　基本給及び月例給の支給定日（以下本条において「支給定日」という。）は、毎月１６日とし、給与期間の月額の全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。
一　１６日が日曜日に当たるとき　１７日（１７日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下この項において「祝日」という。）に当

たるときは、１８日）
二　１６日が土曜日に当たるとき　１５日
三　１６日が祝日に当たるとき　１７日
２　扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、役職職員特別勤務手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当及び医療専門資格手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
３　特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直等手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における基本給及び月例給の支給定日に支給する。
４　業績手当（年度末賞与を除く。）及び業績年俸は、６月３０日及び１２月１０日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。
５　業績手当（年度末賞与に限る。）は、理事長の定める日に支給する。
６　給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。
７　前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

（給与の即時払）
第７条　理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であって、本人又は権利者の請求があったときは、７日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。
一　本人が死亡したとき。
二　退職したとき。
２　前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。
一　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
二　子
三　父母
四　孫及び祖父母
五　その他これらに準ずる者

（非常時払）
第８条　理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があったときは、第６条に規定する支給定日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。
一　本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
二　本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。

三　本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
四　その他理事長が特に必要と認めたとき。

（勤務１時間当たりの給与額）
第９条　第７０条から第７２条まで、第９１条、第９６条及び第９８条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額、特殊勤務手当（放射線取扱手当に限る。）の月額、医師手当の月額、専門看護手当の月額及び医療専門資格手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

（端数の取扱い）
第１０条　第４条第５項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。
２　前条の規定による勤務１時間当たりの給与額、第７０条の規定により勤務１時間につき支給する超過勤務手当の額、第７１条の規定により勤務１時間につき支給する休日給の額及び第７２条の規定により勤務１時間につき支給する夜勤手当の額（第６２条において「１時間当たり給与等」という。）を算定する場合において、当該額に、５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、当該額に５０銭以上１円未満の端数を生じたときは、これを１円に切り上げるものとする。
３　一の給与期間の第７０条に規定する超過勤務手当、第７１条に規定する休日給及び第７２条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計（それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下同じ。）の勤務に係る部分について、その部分ごとに各別に計算し合計）に１時間未満の端数がある場合は、その端数が３０分以上のときは１時間とし、３０分未満のときは切り捨てるものとする。
４　一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数及び介護休業の時間数の合計に１時間未満の端数がある場合は、その端数が３０分以上のときは１時間とし、３０分未満のときは切り捨てるものとする。

第２章　基本給及び年俸

第１節　基本給

（基本給表）
第１１条　基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。
一　医療職基本給表（別表第１）
　イ　医療職基本給表（一）
　ロ　医療職基本給表（二）
　ハ　医療職基本給表（三）
二　事務職基本給表（別表第２）

三　技能職基本給表（別表第３）
四　教育職基本給表（別表第４）
五　研究職基本給表（別表第５）
六　福祉職基本給表（別表第６）
七　療養介助職基本給表（別表第７）
八　診療情報管理職基本給表（別表第７の２）

２　前項の基本給表（以下「基本給表」という。）は、第１９条に規定する副院長・部長・医長基本年俸表、副所長・部長・室長基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける職員以外のすべての職員（以下「基本給表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本給表		適用範囲
医療職基本給表	医療職基本給表（一）	医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用する。ただし、副院長・部長・医長基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（二）	薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表及び任期付職員基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（三）	助産師、看護師、准看護師及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表及び任期付職員基本年俸表の適用を受ける者を除く。
事務職基本給表		他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
技能職基本給表		技能的業務に従事する職員及び労務的業務に従事する職員に適用する。
教育職基本給表		国立看護大学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員に適用する。ただし、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
研究職基本給表		専門的科学的知識と創意等をもって研究業務に従事する職員に適用する。ただし、医療職基本給表、副院長・部長・医長基本年俸表、副所長・部長・室長基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
福祉職基本給表		児童指導員、保育士、医療社会事業専門員及び総長が定めるものに適用する。
療養介助職基本給表		療養介助専門員、療養介助員及び理事長が定めるものに適用する。
診療情報管理職基本給表		診療情報管理士に適用する。

３　基本給表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第８に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。

４　基本給表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

第１２条　新たに基本給表適用職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

２　新たに基本給表適用職員となった者の基本給月額は、前項の規定により決定された職務の級又は基本給表の号俸が別表第９に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第１３条又は第１４条の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第１０に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。

３　初任給基準表は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあっては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

４　職員が一の職務の級若しくは基本給表から他の職務の級若しくは基本給表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは基本給表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。

５　その他新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の基本給月額は、理事長の定める基準に従い決定する。

（昇格）

第１３条　基本給表適用職員を昇格（職員の職務の級を同一の基本給表、副院長・部長・医長基本年俸表又は副所長・部長・室長基本年俸表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合の基本給月額は、別表第１１に定める昇格対応号俸表（以下「対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。

２　昇格の時期は、１０月１日とする。ただし、職員人事規程第１３条の規定により昇任した職員については、昇任時にその者が従事する職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

３　昇格させようとする職員の昇格前の号俸が対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下

位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

（降格）

第１４条　基本給表適用職員を降格（職員の職務の級を同一の基本給表、副院長・部長・医長基本年俸表又は副所長・部長・室長基本年俸表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一　降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき　降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸

二　降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき　降格した日の前日に受けていた基本給月額の直近下位の額の号俸

三　降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき　降格した級の最高の号俸

２　職員を降格させた場合で当該降格が２級以上下位の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ１級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

３　理事長は、前２項の規定による職員の基本給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本給月額を決定することができる。

（昇給）

第１５条　基本給表適用職員が現に受けている基本給月額（第１３条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）を受けるに至ったときから、１月１日から１２月３１日までの期間（以下「昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下、この条において「昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一　次号に掲げる職員以外の職員

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">昇　給　区　分</td><td colspan="2">昇給できる号俸数</td></tr>
<tr><td>管理職層</td><td>中間層・初任層</td></tr>
<tr><td>勤務成績が極めて良好</td><td>Ⅴ</td><td colspan="2">６号俸</td></tr>
<tr><td>勤務成績が特に良好</td><td>Ⅳ</td><td colspan="2">５号俸</td></tr>
<tr><td>勤務成績が良好</td><td>Ⅲ</td><td>３号俸</td><td>４号俸</td></tr>
<tr><td>勤務成績がやや良好でない</td><td>Ⅱ</td><td colspan="2">２号俸</td></tr>
<tr><td>勤務成績が良好でない</td><td>Ⅰ</td><td colspan="2">昇給しない</td></tr>
</table>

二　５５歳（医療職基本給表（一）又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、５７歳）を超える職員

昇　給　区　分		昇給できる号俸数
		管理職層・中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	Ⅴ	４号俸
勤務成績が特に良好	Ⅳ	３号俸
勤務成績が良好	Ⅲ	２号俸
勤務成績がやや良好でない	Ⅱ	１号俸
勤務成績が良好でない	Ⅰ	昇給しない

２　前項の昇給の時期は、１月１日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。

３　第１項各号に掲げる表における、管理職層、中間層及び初任層に該当する職員の区分は、別表第１２に定める基本給表別職員層区分表に定めるとおりとする。

４　前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第１項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）を１２月で除した数を乗じて得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。

５　職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。

６　前項までに規定する昇給は、センターの業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第１６条　勤務成績が特に良好な基本給表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、４号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合はこの限りでない。

一　業務上の災害により死亡した場合

二　業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

２　前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

（再任用職員の基本給月額）

第１７条　再任用職員（就業規則第８０条第１項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の基本給月額は、第１２条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用

される基本給表に定める再任用職員の基本給月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

（任期付短時間勤務職員の基本給月額）

第１８条　任期付短時間勤務職員の基本給月額は、第１２条から第１６条までの規定にかかわらず、第１２条から第１６条までの規定による基本給月額に、就業規則第３３条第１項ただし書により定められたその者の１週間についての勤務時間を就業規則第３３条第１項本文に定める１週間についての勤務時間で除して得た数（以下「短時間勤務調整数」という。）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第２節　年俸

（基本年俸表）

第１９条　基本年俸表の種類は、次に掲げるとおりとする。

一　副院長・部長・医長基本年俸表（別表第１３）

二　副所長・部長・室長基本年俸表（別表第１４）

三　任期付職員基本年俸表（別表第１５）

四　院長等基本年俸表（別表第１６）

２　前項の基本年俸表（以下「基本年俸表」という。）は、基本給表適用職員以外のすべての職員（以下「基本年俸表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本年俸表	適用範囲
副院長・部長・医長基本年俸表	医療業務に従事する副院長、部長、副部長、医長及び室長の職を占める職員に適用する。
副所長・部長・室長基本年俸表	専門的科学的知識と創意等をもって研究業務に従事する副所長、部長、室長及び主任研究員の職を占める職員に適用する。
任期付職員基本年俸表	職員人事規程第８条第５項第一号又は同項第二号に規定する招へい型任期付職員に適用する。
院長等基本年俸表	院長、研究所長その他理事長が別に定める職を占める職員に適用する。

（初任給）

第２０条　基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表の適用を受ける職員（以下、「任期付職員基本年俸表適用職員」という。）及び院長等基本年俸表の適用を受ける職員（以下、「院長等基本年俸表適用職員」という。）を除く。）の職務の級は、その職務に応じ、別表第１７に定める基本年俸表級別標準職務表に定めるとおりとする。

２　新たに基本年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額（月例年俸額及び業

績年俸額をいう。以下同じ。）のうち、理事長の定める基準により決定した号俸とする。
３　任期付職員基本年俸表適用職員について、別表第１５に掲げる号俸により難いときは、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定める基本年俸額とすることができる。

（昇格等）
第２１条　基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）を昇格させる場合の基本年俸額は、別表第１８に定める基本年俸表昇格等対応号俸表（以下「基本年俸表対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。
２　昇格の時期は、４月１日とする。ただし、職員人事規程第１３条の規定により昇任した職員については、昇任時にその者が従事する職務に応じた職務の級に昇格させることができる。
３　昇格させようとする職員の昇格前の号俸が基本年俸対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。
４　同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動の時期は、当該欄の適用を受ける日とする。
５　医療職基本給表（一）又は研究職基本給表の適用を受ける職員を基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員を除く。）に昇任させる場合の基本年俸額は、基本年俸表対応号俸表のその職員の昇任前の号俸（昇任した日の前日に受けていた基本給表の号俸をいう。）に対応する昇任後の号俸欄の号俸とする。

（降格）
第２２条　基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）を降格させる場合におけるその者の基本年俸額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
一　降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき　降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸
二　降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にないとき　降格した日の前日に受けていた基本年俸額の直近下位の額の号俸
三　降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき　降格した級の最高の号俸
２　理事長は、前項の規定による職員の基本年俸額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本年俸額を決定することができる。

（昇給）
第２３条　基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）が現に受けている基本年俸額（第２１条の規定により昇格した基本年

俸表適用職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本年俸額）を受けるに至ったときから、４月１日から翌年の３月３１日までの期間（以下「基本年俸表昇給期間」という。）における当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「基本年俸表昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一　次号に掲げる職員以外の職員

昇　給　区　分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	Ⅴ	６号俸
勤務成績が特に良好	Ⅳ	５号俸
勤務成績が良好	Ⅲ	３号俸
勤務成績がやや良好でない	Ⅱ	２号俸
勤務成績が良好でない	Ⅰ	昇給しない

二　５５歳（副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職員にあっては、５７歳）を超える職員

昇　給　区　分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	Ⅴ	４号俸
勤務成績が特に良好	Ⅳ	３号俸
勤務成績が良好	Ⅲ	２号俸
勤務成績がやや良好でない	Ⅱ	１号俸
勤務成績が良好でない	Ⅰ	昇給しない

２　前項の昇級時期は、４月１日（以下この条において「昇級日」という。）とする。

３　前年の昇給日後に新たに基本年俸表適用職員となった者の昇給の号俸数は、第１項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに基本年俸表適用職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）を１２月で除した数を乗じて得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。

４　職員の基本年俸額がその属する職務の級における基本年俸の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。

５　前項までに規定する昇給は、センターの業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第２４条　勤務成績が特に良好な基本年俸表適用職員が次の各号のいずれかに該当すると

きは、前条の規定にかかわらず、４号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本年俸額がその属する級における基本年俸の幅の最高額である場合はこの限りでない。

一　業務上の災害により死亡した場合

二　業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

２　前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

（月例年俸）

第２５条　基本年俸表適用職員の月例年俸の額は、第２０条から前条までの規定により定めた号俸に応じた月例年俸額とする。

（業績年俸）

第２６条　基本年俸表適用職員の業績年俸の額は、年度単位で定めるものとし、第２０条第２項に規定する場合を除き、職員給与規程別表第１３から第１６及び附則別表第６のイ、ロ（以下この項において「年俸表」という。）で定める業績年俸額に、前年度の当該職員の業務の実績を考慮の上、１００分の８０から１００分の１２０までの範囲内で理事長の定める基準により理事長がその者に所属する職員の業績に応じて定める割合を乗じて得た額（同項に規定する場合は、同項の業績年俸額とする。）とする。

２　前項の業績年俸の額が、当該基本年俸表適用職員の基本年俸表における業績年俸額に理事長の定める割合を乗じて得た額を超える場合は、その額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。

３　第１項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長が定める額を下回る場合は、当該理事長の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とすることができる。

４　昇格、同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動、降格又は昇給（以下「昇格・昇給等」という。）により、基本年俸表における業績年俸額が増減する場合は、昇格・昇給等前において業績年俸の額について基本年俸表における業績年俸額に対して増減されていた額を、昇格・昇給等後の基本年俸表における業績年俸額に対して増減して得られる額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。

５　第３１条の規定により扶養手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第１項から前項までの規定による業績年俸の額に、当該手当の支給額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

６　第５９条の規定により地域手当を支給されている職員、第５９条の２の規定により広域異動手当を支給されている職員、第８６条の規定により研究員調整手当を支給されている職員又はこれらの手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第１項から前項までの規定による業績年俸の額に、これらの手当の支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。

７　第１項から前項までの規定により得られた業績年俸の総額は、理事長が前年度のセンターの業績に応じて定める総額を超えてはならない。これを超える場合は、第１項の規定により業績年俸の額が増加した基本年俸表適用職員の当該増加した額を一定の率で減

じることにより調整するものとする。

８　業績年俸は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第２８条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第６６条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第６９条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員（就業規則第７０条の規定により自己啓発等休業をした職員をいう。以下同じ）、配偶者同行休業職員（同規則第７０条の２の規定により配偶者同行休業をした職員をいう。以下同じ。）及び交流派遣職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第６条第４項に定める支給日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは就業規則第８３条第１号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第９２条第７項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

一　その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第６６条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第６９条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者

二　業績年俸に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、センターと協定を締結している法人の職員となった者（ただし、センターと当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三　その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及びセンターとそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ　一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員

ロ　検察官

ハ　特別職に属する国家公務員

ニ　公庫等職員（独立行政法人国立病院機構法（平成１４年法律第１９１号）第２条に規定する独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）の職員、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成１７年法律第７１号）第２条に規定する独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機能推進機構」という。）の職員その他の国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第７条の２に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。）のうち理事長の定める者（以下「公庫・公団等職員」という。）

ホ　地方公務員（理事長の定める者に限る。以下第３２条第３項を除いて同じ。）

へ　独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号。以下「通則法」という。）第２条第４項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職員のうち理事長が定める者（以下「行政執行法人職員」という。）

９　業績年俸の支給額は、６月及び１２月に支給する場合とも、第１項から第７項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が定める額を減じて得た額）とする。

一　６箇月　１００分の１００

二　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０

三　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０

四　３箇月末満　１００分の３０

１０　当該年度の当該センターの業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中であっても、理事長が定めるところにより、当該センターの基本年俸表適用職員の業績年俸を減額する場合がある。

１１　第９項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第２７条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第８項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。

一　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第１０１条の規定による懲戒解雇及び同規則第１０２条第１項の規定による諭旨解雇の処分を受けた職員

二　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第８３条の規定により解雇された職員（同条第１号に該当して解雇された職員を除く。）

三　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四　次条第１項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第２８条　理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。

一　退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二　退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績年俸を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、業績年俸に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

２　理事長は、前項の規定による業績年俸の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俸の基準日から起算して１年を経過した場合

３　前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俸の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

４　理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

５　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

第２９条　任期付短時間勤務職員の月例年俸額は、第２５条の規定にかかわらず、同条の規定による月例年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第３０条　新たに任期付短時間勤務職員となった者の業績年俸額は、第２０条第２項の規定にかかわらず、同項の規定による業績年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

２　前項の適用を受けた職員の第２６条第１項の規程を適用する場合においては、同項中「第２０条第２項」とあるのは、「第３０条第１項」と読み替えるものとする。

第３章　手当

第１節　扶養手当

（扶養手当）

第３１条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職８級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

２　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子

三　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

四　満６０歳以上の父母及び祖父母

五　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹

六　重度心身障害者

３　前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一　職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

二　年額１，３００，０００円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

（支給額）

第３２条　扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については１人につき６，５００円（事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が７級であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職７級職員等」という。）にあっては、３，５００円）、前条第２項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円とする。

２　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（届出）

第３３条　新たに職員となった者に扶養親族（事務職８級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職８級以上職員等から事務職８級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

一　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（事務職８級以上職員

等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

二　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第３１条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職８級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

２　前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

（確認及び決定）

第３４条　理事長は、第３３条第２項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

２　理事長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

３　理事長は、第１項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

（支給の始期及び終期）

第３５条　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（事務職８級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、事務職８級以上職員等から事務職８級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第３３条第１項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職８級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（事務職８級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に第３３条第１項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、事務職８級以上職員等以外の職員から事務職８級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職８級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職８級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第３３条第１項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号又は第３号に掲げる事実が生じ

た場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一　扶養手当を受けている職員に更に第３３条第１項第１号に掲げる事実が生じた場合

二　扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職８級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第３３条第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

三　扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第３３条第１項の規定による届出に係るものがある事務職８級以上職員等が事務職８級以上職員等以外の職員となった場合

四　扶養親族たる配偶者、父母等で第３３条第１項の規定による届出に係るものがある事務職７級職員等が事務職７級職員等及び事務職８級以上職員等以外の職員となった場合

五　扶養親族たる配偶者、父母等で第３３条第１項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職８級以上職員等以外のものが事務職８級以上職員等となった場合

六　扶養親族たる配偶者、父母等で第３３条第１項の規定による届出に係るものがある職員で事務職７級職員等及び事務職８級以上職員等以外のものが事務職７級職員等となった場合

七　職員の扶養親族たる子で第３３条第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（事後の確認）

第３６条　理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第３１条第２項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第３４条第３項の規定を準用する。

第２節　住居手当

（住居手当）

第３７条　住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

一　自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額１２，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法第１３条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長の定める職員を除く。）

二　第５２条又は第５４条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額１２，０００円を超える家賃を支払っているもの

（支給額）

第３８条　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる

額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

一　前条第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ　月額２３，０００円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から１２，０００円を控除した額

ロ　月額２３，０００円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から２３，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１６，０００円を超えるときは１６，０００円）を１１，０００円に加算した額

二　前条第２号に掲げる職員　前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（届出）

第３９条　新たに第３７条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

２　前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第４０条　理事長は、職員から前条第１項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第３７条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

２　理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

（家賃の算定の基準）

第４１条　第３９条第１項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

一　居住に関する支払額に食費等が含まれている場合　その支払額の１００分の４０に相当する額

二　居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合　その支払額の１００分の９０に相当する額

（支給の始期及び終期）

第４２条　住居手当の支給は、職員が新たに第３７条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるとき

は、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第３９条第１項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

第４３条　理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第３７条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第３節　通勤手当

（通勤手当）

第４４条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一　通勤（職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

二　通勤のため自動車その他次に掲げるもの（センターの所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

イ　自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

ロ　自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

三　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

四　前３号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。

イ　住居が離島にある職員

ロ　労働者災害補償保険法施行規則（昭和３０年労働省令第２２号。以下「労災保険法施行規則」という。）別表第１に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

（支給額）

第４５条　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前条第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

二　前条第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員　２，０００円

ロ　使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員　４，２００円

ハ　使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員　７，１００円

ニ　使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員　１０，０００円

ホ　使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員　１２，９００円

ヘ　使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員　１５，８００円

ト　使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員　１８，７００円

チ　使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員　２１，６００円

リ　使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員　２４，４００円

ヌ　使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員　２６，２００円

ル　使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である職員　２８，０００円

ヲ　使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である職員　２９，８００円

ワ　使用距離が片道６０キロメートル以上である職員　３１，６００円

三　前条第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の

使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前２号に定める額、第１号に定める額又は前号に定める額

２　事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、前条第１号又は第３号に掲げる職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第５項において「特別料金等相当額」という。）

二　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

３　前項の規定は、新たに基本給表の適用を受ける職員となった者のうち、前条第１号又は第３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用に係る事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。

４　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第１号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）の合計額が１５０，０００円を超える職員の通勤手当の額は、前３項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１５０，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

（届出）

第４６条　職員は、新たに第４４条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。

２　職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、前項と同様とする。

一　事業場を異にして異動した場合

二　住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

（確認及び決定）

第４７条　理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を

求める等の方法により確認し、その者が第４４条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

２　理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

（支給の始期及び終期）

第４８条　通勤手当の支給は、職員に新たに第４４条の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第４６条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

３　新たに基本給表又は基本年俸表（以下「基本給表等」という。）の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第４４条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第４５条の規定による支給額の改定を行うものとする。

４　通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。

５　第４４条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。

６　出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター旅費規程（平成２２年規程第２７号）による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。

７　第４５条の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

（返納）

第４９条　通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して

理事長が定める額を返納させるものとする。

（事後確認）

第５０条　理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第４４条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

（支給単位期間）

第５１条　この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、１箇月）をいう。

第４節　単身赴任手当

（単身赴任手当）

第５２条　事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

２　前項及び第５４条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一　配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母若しくは同居の親族を介護すること。

二　配偶者が学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

三　配偶者が引き続き就業すること。

四　配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

五　配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

３　第１項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　理事長の定めるところにより算定した通勤距離が６０キロメートル以上であること。

二　前号と同様に算定した通勤距離が６０キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

（支給額）

第５３条　単身赴任手当の月額は、３０，０００円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が１００キロメートル以上である職員にあっては、その額に、７０，０００円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第３項に定める額を加算した額）とする。

２　前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。

３　第１項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　１００キロメートル以上３００キロメートル未満　８，０００円
二　３００キロメートル以上５００キロメートル未満　１６，０００円
三　５００キロメートル以上７００キロメートル未満　２４，０００円
四　７００キロメートル以上９００キロメートル未満　３２，０００円
五　９００キロメートル以上１，１００キロメートル未満　４０，０００円
六　１，１００キロメートル以上１，３００キロメートル未満　４６，０００円
七　１，３００キロメートル以上１，５００キロメートル未満　５２，０００円
八　１，５００キロメートル以上２，０００キロメートル未満　５８，０００円
九　２，０００キロメートル以上２，５００キロメートル未満　６４，０００円
十　２，５００キロメートル以上　７０，０００円

（権衡職員の範囲等）

第５４条　新たに基本級表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第５２条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前２条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

一　就業規則第７８条第２項の規定により民間企業への出向を命ぜられた職員が職務に復帰したことに伴い、住居を移転し、第５２条第２項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二　事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第５２条第２項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

三　事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第５２条

第２項に規定するやむを得ない事情に準じて理事長が次に定める事情（以下「理事長の定める事情」という。）により、同居していた満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ　満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子が学校教育法第１条に規定する学校その他の教育施設に在学する場合

ロ　その他満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子が職員と同居できないと認められるイに類する事情

四　事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が次に定める特別の事情（以下「理事長の定める特別の事情」という。）により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して３年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ　配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転（給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった場合の当該適用及び就業規則第７８条第２項の規定により民間企業への出向を命ぜられた職員が職務に復帰した場合を含む。以下この号において「異動等」という。）の直前の居住地（同一市町村内を含む。以下同じ。）に転居すること。

ロ　配偶者が学校教育法第１条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。

ハ　その他配偶者が職員と同居できないと認められるイ及びロに類する事情

五　事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第５２条第２項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、理事長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六　事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶

者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して３年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七　第２号から前号までの規定中「事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い」とあるのを「給与法適用職員等から人事交流等により引き続き基本給表等の適用を受ける職員となったことに伴い」と、「異動又は事業場の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八　その他第５２条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

２　職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当（給与法適用職員等が受ける第５２条又は前項各号に基づく単身赴任手当に相当する手当をいう。）の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（届出）

第５５条　新たに第５２条又は第５４条第１項各号の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類（住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類（これらの書類の写しを含む。））を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

２　前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第５６条　理事長は、職員から前条第１項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第５２条又は第５４条第１項各号の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

２　理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

（支給の始期及び終期）

第５７条　単身赴任手当の支給は、職員が新たに第５２条又は第５４条第１項各号の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第５２条又は第５４条第１項各号に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前

月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第５５条第１項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

第５８条　理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第５２条又は第５４条第１項各号の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

２　理事長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第５節　地域手当

（地域手当）

第５９条　地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第１９に定める地域手当支給区分表の支給事業場（以下この条において「支給事業場」という。）に在勤する職員に支給する。

２　地域手当の月額は、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分（以下この条において「支給区分」という。）に応じて、当該各号に掲げる割合（以下この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

一　１級地　１００分の２０

二　２級地　１００分の１６

三　３級地　１００分の１２

四　４級地　１００分の８

五　５級地　１００分の４

３　支給事業場の支給区分及び支給割合は、別表第１９に定める地域手当支給区分表の支給区分及び支給割合とする。

４　支給割合が１００分の１６以上の事業場以外の事業場に在勤する医療職基本給表（一）、副院長・部長・医長基本年俸表又は院長等基本年俸表の適用を受ける職員には、第２項の規定にかかわらず、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に１００分の１６を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

５　支給事業場に在勤する職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場

合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する事業場に係る支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に係る支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する事業場が支給事業場に該当しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前４項の規定にかかわらず、当該異動の日から３年を経過するまでの間（第２号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動の日から１年を経過するまでの間及び第３号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動の日から２年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から３年を経過するまでの間に更に在勤する事業場を異にして異動した場合にその他理事長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。

一　当該異動の日から同日以後１年を経過する日までの期間　異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

二　当該異動の日から同日以後２年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）異動前の支給割合に１００分の８０を乗じて得た割合

三　当該異動の日から同日以後３年を経過する日までの期間（前２号に掲げる期間を除く。）異動前の支給割合に１００分の６０を乗じて得た割合

6　給与法適用職員等であった者が、引き続き基本給表等の適用を受ける職員となり、支給割合が１００分の１８の支給事業場以外の事業場に在勤することとなった場合において、次の各号のいずれにも該当する職員で、基本給表等の適用を受けることとなった日（以下この項において「適用日」という。）前２年以内の給与法適用職員等として勤務していた期間（常時勤務を要する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この項において「対象期間」という。）を基本給表等の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものに、地域手当を支給する。

一　人事交流等により基本給表等の適用を受ける職員となった者であること。

二　対象期間に人事院規則９－４９（地域手当）第２条に規定する地域において勤務していた者（適用日前２年間以内の期間において、かつて基本給表等の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き給与法適用職員等となったものにあっては、当該期間に支給事業場において勤務していた者）であること。

7　地域手当の支給は、第４条の規定を準用する。

第５節の２　広域異動手当

（広域異動手当）

第５９条の２　職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法（航空機を除く。）により算定した事業場間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事業場の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業場との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも６０キロメートル以上であるとき（当該住居と事業場との間の距離が６０キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業場との間の距離が６０キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から３年を経過する日までの間、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業場への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が定める場合は、この限りでない。

一　３００キロメートル以上　１００分の１０

二　６０キロメートル以上３００キロメートル未満　１００分の５

２　前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から３年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

３　人事交流等職員（給与法適用職員等であった者から引き続き基本給表等の適用を受ける職員となった者（人事交流等により職員となった者に限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は準異動職員（就業規則第９０条第３号、第４号又は第８号の規定による休職から復職することその他異動等に準ずるものとして理事長が定めるものがあった職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）であって、これらに伴い勤務場所に変更があったものに対する広域異動手当の支給は、次の各号に定めるところによるものとする。

一　人事交流等職員が職員となった日以前３年以内の期間（理事長が定める場合はその期間）を職員として勤務していたものとした場合に第１項の支給要件を具備することとなるときは、同項の規定により支給されることとなる期間及び月額の広域異動手当を支給する。

二　準異動職員の当該異動等に準ずるもの（以下この号及び次項において「準異動等」という。）があった日の前日の勤務場所から準異動等の直後の勤務場所への準異動等を異動等とみなした場合に第１項の支給要件を具備することとなるときは、当該準異動等があった日から３年を経過する日までの間、同項の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当を支給する。

４　前項の規定により、広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、広域異動手当（次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日から引き続くものに限る。）が支給されることとなる間の異動等により第１項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものに対する広域異動手当については、第２項の規定を準用する。ただし、理事長が定める準異動職員については、別に理事長が定めるところによる。

一　人事交流等職員　職員となった日

二　準異動職員　準異動等があった日

５　第２項、前項又はこの項に規定する職員のうち、引き続き広域異動手当が支給されることとなる間の異動等によって第１項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現に支給されることとされている広域異動手当（以下この項において「現給広域異動手当」という。）の支給割合を上回るとき又は現給広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該異動等の日以後は現給広域異動手当を支給せず、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現給広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては現給広域異動手当が支給されることとなる期間は当該広域異動手当は支給せず、当該広域異動手当の支給割合が当該期間は支給しない広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当該広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては同日以後は当該期間の終了後も当該広域異動手当を支給しない。

６　前５項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前５項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前５項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

第６節　役職手当

（役職手当）

第６０条　役職手当は、管理又は監督の地位にある職員、独立して職務を行うことのできる職員及びこれらに準ずる職員に対して支給する。

２　前項の職員は、別表第２０に定める役職手当適用区分表（以下「役職手当適用区分表」という。）に掲げる職名を占める職員とする。

３　役職手当の月額は、役職手当適用区分表の区分に応じ同表に定める額とする。

４　役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。

５　役職手当の支給は、第４条の規定を準用する。

６　役職手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

第７節　特殊勤務手当

（特殊勤務手当）

第６１条　著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

２　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

一　放射線取扱手当

二　夜間看護等手当

三　ヘリコプター搭乗救急医療手当

四　防疫等作業手当

五　救急医療体制等確保手当

六　国際緊急援助手当

七　支援団体業務手当

（放射線取扱手当）

第６２条　放射線取扱手当は、職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は電離放射線障害防止規則（昭和４７年労働省令第４１号）第３条第１項に規定する管理区域内において同規則第２条第３項に掲げられた業務に従事し、１月当たりの外部被ばく実効線量が１００マイクロシーベルト以上であったことが同規則第８条第３項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合に支給する。

２　前項の手当の額は、１月につき７，０００円とする。

３　第１項に規定する測定に係る確認ができないため、放射線取扱手当を次の給与期間に支給できないときにおいては、放射線取扱手当に係る１時間当たり給与等を算定する際に、第９条及び第１０条第２項の規定にかかわらず、理事長が定める算定方法によることができる。ただし、第９条及び第１０条第２項の規定により算定する場合よりも不利とすることはできない。

（夜間看護等手当）

第６３条　夜間看護等手当は、深夜において行われる業務（以下、「深夜業務」という。）に従事した職員に支給する。

２　前項の手当の額は、その勤務１回につき、次の各号に掲げる表の時間数（就業規則第４１条第２項の規定により指定された勤務（同規則第４２条第１項の規定により勤務の指定が変更された場合の勤務を含む。）の始業時刻から終業時刻までの時間数のうち深夜に係る時間数をいう。）の区分及び職種の区分に応じ、それぞれ各表に掲げる額とする。

一　一の給与期間中の深夜業務回数が８回（７時間の区分においては４回）以内の業務に対する額

職種の区分	時　間　数　の　区　分			
	７時間	４時間以上 ７時間未満	２時間以上 ４時間未満	２時間未満
医師又は 歯科医師	９，９００円	４，８００円	４，３００円	２，９００円
助産師、看護師 又は准看護師	８，６００円	４，２００円	３，５００円	２，４００円
その他の職種	６，６００円	３，２００円	２，９００円	２，０００円

二　一の給与期間中の深夜業務回数が８回（７時間の区分においては４回）を超えた業務に対する額

職種の区分	時　間　数　の　区　分			
	７時間	４時間以上 ７時間未満	２時間以上 ４時間未満	２時間未満
医師又は 歯科医師	９，９００円	４，８００円	４，３００円	２，９００円
助産師、看護師 又は准看護師	１２，６００円	６，２００円	５，５００円	３，６００円
その他の職種	９，９００円	４，８００円	４，４００円	３，０００円

３　職員（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満である職員及び第４４条第１項第２号の規定に該当し、同条の規定による通勤手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（当該通勤のためセンターの所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金等の一部又全部をセンターが負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）における第１項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

一　通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道５キロメートル未満の職員　３８０円

二　通勤距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満の職員　７６０円

三　通勤距離が片道１０キロメートル以上の職員　１，１４０円

（ヘリコプター搭乗救急医療手当）

第６４条　ヘリコプター搭乗救急医療手当は、職員（副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、ヘリコプターに搭乗して、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

一　ヘリコプターを用いた救急医療において、機内等で行う診療等の業務
二　ヘリコプターを用いた患者搬送において、機内で行う診療等の業務
三　前二号の業務に係る訓練
２　前項の手当の額は、業務に従事した回数１回につき、次の各号に定める額とする。
一　副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表(一)の適用を受ける職員　５，０００円
二　医療職基本給表の適用を受ける職員(第１号に掲げる者を除く。)　３，０００円
３　次の各号に該当する場合には、前項の手当の額に、当該額に当該各号に定める支給割合を乗じた額を加算するものとする。
一　１回のヘリコプターへの搭乗時間が２時間を超える場合　１００分の１００
二　理事長が定める場合　理事長が定める割合

（防疫等作業手当）
第６５条　防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第２項及び第３項に定める感染症並びに人事院がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員のうち医療職俸給表（一）及び副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職員以外の職員が感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。
２　前項の手当の額は、作業に従事した日１日につき２９０円とする。

（救急医療体制等確保手当）
第６６条　救急医療体制等確保手当は、医師、歯科医師又は助産師である職員が次項又は第６項に規定する業務に従事した場合（第５項及び第７項において準用する場合を含む。）に支給する。
２　次の各号に掲げる病院（理事長が定めるときはその一部）において、医師又は歯科医師である職員が、各病院の診療時間外（第４項各号に掲げる時間帯をいう。）に救急外来患者に係る１時間以上の診療業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。本条において同じ。）に従事した場合は、当該診療業務に従事した回数１回につき、次項に定める額を支給する。
一　所在する地域において第３次救急医療を担当する病院
二　所在する地域において第２次救急医療を担当する病院
三　前２号に準ずるものとして理事長が定めるもの
３　前項の額は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる額とする。
一　第２号及び第３号に掲げる場合以外の場合　６，０００円（診療業務に従事した時間が４時間未満の場合は３，０００円）
二　次の診療業務に従事した場合（次号に該当するものを除く。）　１２，０００円（診療業務に従事した時間が４時間未満の場合は６，０００円）
イ　前項第１号に該当する病院において、第３次救急医療に応需するための業務とし

て理事長が定めるもの
ロ　前項第２号に該当する病院において、第２次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
三　前号イ又はロの診療業務に従事した時間（次項第２号に掲げる時間帯のものに限る。）が８時間以上の場合　１８，０００円
４　第２項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに１回とする。
一　休診日（祝日、年末年始の休日、土曜日若しくは日曜日に限る。）の午前８時３０分から午後５時１５分までの間又は休診日以外で理事長が定める時間帯
二　午後５時１５分（診療時間の終了時刻が午後５時１５分より後の場合は当該時刻）から翌日午前８時３０分（診療時間の開始時刻が午前８時３０分より前の場合は当該時刻）までの間
５　第７５条第２項に規定する救急呼出（同条第３項に該当する場合及びこれに準ずるものを含む。）により、第２項に規定する診療業務に従事した場合は、前３項の規定を準用する。
６　医師が分娩業務（当該業務に際して行われる業務で理事長が定めるものを含む。）に従事した場合は、当該業務に従事した回数１回につき、１０，０００円を支給する。
７　前項の規定は、理事長が定める要件に該当する助産師について準用する。

（特殊業務手当）
第６７条　削除
２　削除
３　削除
４　削除

（国際緊急援助手当）
第６８条　国際緊急援助手当は、職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和６２年法律第９３号。以下「国際緊急援助隊法」という。）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において次に掲げる業務に従事したときに支給する。
一　国際緊急援助隊法第２条に規定する国際緊急援助活動（次号に掲げる業務を除く。）
二　国際緊急援助隊法第２条第３号に掲げる活動として行う調査又は助言（災害の現場において行う業務を除く。）
三　国際緊急援助隊法第３条第３項において準用する同条第２項第２号に掲げる輸送
２　前項の手当の額は、業務に従事した日１日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額（同項第１号又は第２号の業務のうち、心身に著しい負担を与えると理事長が認める業務に従事した場合にあっては、当該各号に定める額にその１００分の５０（現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると理事長が認める場合にあっては、１００分の１００）に相当する額を超えない範囲内において理事長が定める額を加算した額）とする。
一　前項第１号の業務　４，０００円
二　前項第２号の業務　３，０００円

三　前項第３号の業務　１，４００円
３　同一の日において、第１項第１号の業務及び同項第２号の業務に従事した場合にあっては同項第２号の業務に係る手当を、同項第１号の業務及び同項第３号の業務に従事した場合にあっては同項第３号の業務に係る手当を支給しない。

（支援団体業務手当）
第６８条の２　支援団体業務手当は、医療法に規定されている医療事故調査において、医療事故調査等支援団体として、職員が、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。
一　支援先病院における院内事故調査委員会等の委員
二　前号に掲げる業務以外の支援業務
２　前号の手当の額は、業務に従事した回数１回につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。
一　前項第１号の業務　２０，０００円
二　前項第２号の業務　１０，０００円
３　同一の日において、第１項第１号の業務及び同項第２号の業務に従事した場合にあっては、同項第２号の業務に係る手当を支給しない。

第８節　附加職務手当

（附加職務手当）
第６９条　附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務（本務）以外の理事長の命令により特に附加された職務（附加職務）のうち、地方公共団体等の要請等による診療援助の業務等理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

第９節　超過勤務手当等

（超過勤務手当）
第７０条　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、第４項を除き適用しない。
２　超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。
一　正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務　１００分の１２５ただし、その勤務が深夜である場合は、１００分の１５０
二　前号に掲げる勤務以外の勤務　１００分の１３５ただし、その勤務が深夜である場合は、１００分の１６０
３　正規の勤務時間を超えて勤務した時間（以下、この項において「超過勤務時間」とい

う。）が１箇月について６０時間を超えた場合においては、その超えた時間に対しては、前項の規定にかかわらず勤務１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１５０（ただし、その勤務が深夜である場合は、１００分の１７５）を乗じて得た額とする。ただし、就業規則第４８条に規定する代替休暇を取得した場合は、６０時間を超えた超過勤務時間のうち当該代替休暇に相当する超過勤務時間については、前項の規定による額とする。

４　役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、第２項第１号ただし書、第２号ただし書及び前項ただし書を適用する。

（休日給）

第７１条　就業規則第３４条第３項に規定する祝日法による祝日（同規則第４４条の規定により代休日を指定されて、当該祝日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該祝日に代わる代休日。以下「祝日法による祝日等」という。）、同規則第３４条第３項に規定する年末年始の休日（同規則第４４条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１３５を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、適用しない。

（夜勤手当）

第７２条　正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額の１００分の２５を夜勤手当として支給する。

第１０節　宿日直等手当

（宿日直等手当の種類）

第７３条　宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

一　宿日直手当

二　救急呼出待機手当

（宿日直手当）

第７４条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が５時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に１００分の５０を乗じて得た額とする。

一　医師の宿日直勤務　２０，０００円

二　医師以外の宿日直勤務　５，９００円
２　前項の勤務は、第７０条から第７２条までの勤務には含まれないものとする。

（救急呼出待機手当）
第７５条　理事長が定める要件に該当する病院において、救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員（副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）には、その待機１回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間（救急呼出により勤務した時間を含む。）が５時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に１００分の５０を乗じて得た額とする。
一　副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表（一）の適用を適用を受ける職員　５，０００円
二　医療職基本給表の適用を受ける職員（第１号に掲げる者を除く。）　２，０００円
２　前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間（祝日法による祝日等又は年末年始の休日等を含む。）において、救急医療等の業務（理事長が定めるものに限る。）の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。
３　時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第１項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

第１１節　役職職員特別勤務手当

（役職職員特別勤務手当）
第７６条　役職職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。
一　役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第４０条の規定に基づく休日又は祝日法による祝日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合（次号による勤務及び深夜に勤務した場合を除く。）
一の二　役職手当の支給を受ける職員（副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、前条第１項の要件に該当する病院において、次に定める勤務を行った場合（深夜に勤務した場合を除く。）
イ　宿日直勤務を行っている際に、診療等の業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。）を行った場合
ロ　前条による救急呼出により勤務した場合
ハ　イ又はロに準ずるものとして理事長が定める勤務を行った場合
二　すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合
三　前号に準じる場合であると理事長が認めた場合
２　前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一　前項第１号及び第１号の２の場合　前項第１号及び第１号の２の規定による勤務１

回につき、次の表の区分に応じた、当該区分の支給額

イ　役職手当の支給を受ける職員のうち副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職員

区　　分		支給額（６時間を超える勤務の場合）
役職手当の種別	一種	１５，５００円（２３，２５０円）
	二種	１４，０００円（２１，０００円）
	三種	１３，３００円（１９，９５０円）
	四種	１２，５００円（１８，７５０円）

ロ　役職手当の支給を受ける職員のうちイ以外の職員

区　　分		支給額（６時間を超える勤務の場合）
役職手当の種別	一種	１２，０００円（１８，０００円）
	二種	１０，０００円（１５，０００円）
	三種	８，５００円（１２，７５０円）
	四種	７，０００円（１０，５００円）
	五種	６，０００円（９，０００円）

ハ　任期付職員基本年俸表適用職員

区　　分	支給額（６時間を超える勤務の場合）
７号俸以上	１２，０００円（１８，０００円）
５号俸・６号俸	１０，０００円（１５，０００円）
３号俸・４号俸	８，５００円（１２，７５０円）
２号俸以下	７，０００円（１０，５００円）

ニ　院長等基本年俸表適用職員

区　　分	支給額（６時間を超える勤務の場合）
	１８，０００円（２７，０００円）

二　前項第２号及び第３号の場合　前項の手当の支給を受ける職員の属する職務の級における最高号俸の基本給月額又は月例給額に１００分の１０を乗じて得た額を最高限度として理事長の承認を得て定めた額

３　第１項第２号又は第３号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職職員特別勤務手当は支給しない。

４　第１項第２号又は第３号の規定による役職職員特別勤務手当の支給は、第４条の規定

を準用する。
５　第１項第２号又は第３号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職職員特別勤務手当を減額する場合がある。

第１２節　業績手当

（業績手当）
第７７条　業績手当は、センター及び職員の業績に応じて支給する。
２　業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。ただし、第１号及び第２号の規定は、基本年俸表適用職員には適用しない。
一　基礎的支給部分
二　業績反映部分
三　年度末賞与

（基礎的支給部分）
第７８条　基礎的支給部分は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第８１条まで及び第９４条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第６６条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第６９条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第６条第４項に定める支給日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは就業規則第８３条第１号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第９２条第７項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。
一　その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第６６条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第６９条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者
二　業績手当（年度末賞与を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、センターと協定を締結している法人の職員となった者（ただし、センターと当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）
三　その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及びセンターとそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の

下に行われる人事交流によらないものを除く。）
イ　給与法の適用を受ける職員
ロ　検察官
ハ　特別職に属する国家公務員
ニ　公庫・公団等職員
ホ　地方公務員
ヘ　行政執行法人職員
２　基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に、６月に支給する場合においては１００分の１２２．５、１２月に支給する場合においては１００分の１３７．５を乗じて得た額（役職手当の支給を受けている職員にあっては、６月に支給する場合においては１００分の１０２．５、１２月に支給する場合においては１００分の１１７．５を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
一　６箇月　１００分の１００
二　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０
三　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０
四　３箇月未満　１００分の３０
３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の６５」と、「１００分の１３７．５」とあるのは「１００分の８０」と、「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の５５」と、「１００分の１１７．５」とあるのは「１００分の７０」とする。
４　第２項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
５　事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務が係長以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮してこれに相当する職員として当該各基本給表につき理事長の定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に理事長の定める職名の区分に応じて１００分の２０を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に１００分の２５を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第２項の基礎的支給部分算定基礎額とする。
６　第２項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第７９条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。
一　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第１０１条の規

定による懲戒解雇及び同規則第１０２条第１項の規定による諭旨解雇の処分を受けた職員

二　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第８３条の規定により解雇された職員（同条第１号に該当して解雇された職員を除く。）

三　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四　次条第１項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第８０条　理事長は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

一　退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二　退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

２　理事長は、前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して１年を経過した場合

３　前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

４　理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
５　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

（業績反映部分）
第８１条　業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員（休職にされている者（第９２条第１項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第６６条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第６９条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。）に対し、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の業績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第６条第４項に定める支給日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは就業規則第８３条第１号に該当して解雇され、又は死亡した職員（次に掲げる職員を除く。）についても、同様とする。
一　その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において休職にされている者（第９２条第１項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第６６条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第６９条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者
二　業績手当（年度末賞与及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、センターと協定を締結している法人の職員となった者（ただし、センターと当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）
三　その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及びセンターとそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）
イ　給与法の適用を受ける職員
ロ　検察官
ハ　特別職に属する国家公務員
ニ　公庫・公団等職員
ホ　地方公務員
ヘ　行政執行法人職員
２　業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める業績反映部分の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えない範囲内で理事長が前

年度のセンターの業績に応じて定める総額を超えてはならない。

一　前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員（第３号に掲げる者を除く。）　当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に、１００分の１００を乗じて得た額の総額

二　前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員（第４号に掲げる者を除く。）　当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に、１００分の８０を乗じて得た額の総額

三　前項の職員のうち役職手当の支給を受ける再任用職員　当該職員の業績反映部分算定基礎額に、１００分の４７．５を乗じて得た額の総額

四　前項の職員のうち役職手当の支給を受けない再任用職員　当該職員の業績反映部分算定基礎額に、１００分の３７．５を乗じて得た額の総額

（年度末賞与）

第８２条　年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の医業収支が特に良好な場合に、３月１日（以下この条、第９４条及び第９５条において「基準日」という。）に在職する職員（休職にされている者（第９２条第１項の規定の適用を受ける休職者を除く。以下この条において同じ。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第６６条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第６９条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。）に対し、当該年度の４月１日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、第６条第５項に定める支給日に支給する。

２　年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該年度の医業収支の状況により定めた総額を超えてはならない。

３　次の各号のいずれかに該当する者には、第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。

一　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第１０１条の規定による懲戒解雇及び同規則第１０２条第１項の規定による諭旨解雇の処分を受けた職員

二　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第８３条の規定により解雇された職員（同条第１号に該当して解雇された職員を除く。）

三　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ　禁錮以上の刑に処せられた者
ロ　その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第６編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
ハ　その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

第１３節　医師手当

（医師手当）
第８３条　医師及び歯科医師に医師手当を支給する。
２　医師手当は、定額部分と加算部分との合計額とする。
３　医師手当の支給は、第４条の規定を準用する。

（定額部分）
第８４条　定額部分は、次に掲げる職を占める職員に支給する。
一　医療職基本給表（一）又は副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職務
二　前号以外の基本給表又は基本年俸表（任期付職員基本年俸表を除く。）の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする次に掲げる職務（医師法（昭和２３年法律第２０１号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和２３年法律第２０２号）に規定する歯科医師免許証を有する者の占める職に限る。）
イ　研究職基本給表又は副所長・部長・室長基本年俸表の適用を受ける職務
ロ　イ以外の職務
２　定額部分は、次に掲げる支給種別に区分して支給する。支給種別の区分は、別表第２２に定める医師手当（定額部分）支給種別区分表による。
一　一種から三種　前項第１号に該当する職
二　四種　前項第２号イに該当する職
三　五種　前項第２号ロに該当する職
３　定額部分の額は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を１年度とし、その後年度を迎えるごとに１を加算した年度数に応じ、前項の区分による別表第２３に定める医師手当（定額部分）月額表の額を月額とし、その額を当該年度の間支給する。
４　前項により定額部分を支給している事業場（以下「併任元」という。）を異にする事業場（以下「併任先」という。）に併任されている職員（以下「併任職員」という。）に対しては、第２号の額が第１号の額を超える場合には、前項の定額部分の支給とは別に、併任先において、第２号の額から第１号の額を差し引いた額を併任職員が併任先に勤務した日数に応じて支給する。
一　併任職員の併任元において支給されている定額部分の別表第２３の額

二　併任職員の併任先を併任元とした場合に支給されることとなる定額部分の別表第２３の額

（加算部分）

第８５条　加算部分は、次に掲げる資格を有することを理事長等に届け出た職員に、職務にその資格が直接役立つと認められる場合に支給する。

一　医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成１９年厚生労働省告示第１０８号）第１条第２号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格並びにこれに準ずると理事長が認めるもの

二　医師法第１６条の２第１項に規定する臨床研修を受けている医師に対する指導を行う医師である臨床研修指導医

三　労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第１３条に規定する産業医

２　加算部分の額は、職員の有する前項の資格の数に５，０００円を乗じた額とする。ただし、その額が１０，０００円を超えるときは、１０，０００円とする。

３　加算部分は、職員から届出があった際に第１項の資格の状況を確認し、第１項の資格を有する場合には、前項の額を月額として支給する

４　理事長は職員から第１項１号から３号に掲げる資格を有することの届出があったときは、その届出を専門医認定証等（これに準じるものを含む。以下「専門医認定証」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第１項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき加算部分の額を決定し、又は改定しなければならない。

５　加算部分の支給を受けている職員は、加算部分の支給対象となる資格に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

一　理事長に提出した専門医認定証の記載内容に変更があった場合。

二　資格を喪失した場合。

６　加算部分の支給は、職員に新たに第１項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、加算部分を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、加算部分の支給の開始については、職員の届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

７　加算部分は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、加算部分の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

８　理事長は、現に加算部分の支給を受けている職員が、第１項の職員たる要件を具備しているかどうか及び加算部分の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第１４節　研究員調整手当

（研究員調整手当）

第８６条　科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表又は副所長・部長・室長基本年俸表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められるセンター（第５９条の規定による地域手当の支給割合が１００分の１０以上であるものを除く。）に勤務する研究員には、研究員調整手当を支給する。

２　研究員調整手当の月額は、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に１００分の１０から第５９条の規定による地域手当の支給割合を減じた割合を乗じて得た額とする。

第１５節　専門看護手当

（専門看護手当）

第８７条　専門看護手当は、次のいずれにも該当する場合に支給する。

一　理事長が指定する専門看護師又は認定看護師（以下「専門・認定看護師」という。）として認定されている者

二　専門・認定看護師として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる看護師長等である者

２　前項の手当の額は、専門看護師については５，０００円、認定看護師については３，０００円とする。

３　専門看護手当は、職員となったときに第１項に該当するか確認し、第１項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。

４　専門看護手当の支給は、第４条の規定を準用する。

第１６節　医療専門資格手当

（医療専門資格手当）

第８７条の２　医療専門資格手当は、医療職基本給表（二）の適用を受ける職員であって、次のいずれにも該当する場合に支給する。

一　以下のいずれかの資格を有する者であること

イ　一般社団法人日本医療薬学会が認定するがん専門薬剤師

ロ　日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定する放射線治療専門放射線技師

ハ　認定臨床微生物検査技師制度協議会が認定する認定微生物臨床検査技師

二　前号の資格が直接役立つと認められる以下の業務に従事している者であること

イ　前号イの資格として認定されている分野の薬剤業務を行っている薬剤部長、副薬剤部長、主任薬剤師又は薬剤師である者
ロ　前号ロの資格として認定されている分野の診療放射線業務を行っている診療放射線技師長、副診療放射線技師長、主任診療放射線技師又は診療放射線技師である者
ハ　前号ハの資格として認定されている分野の臨床検査業務を行っている臨床検査技師長、副臨床検査技師長、主任臨床検査技師又は臨床検査技師である者
２　前項の手当の額は、３，０００円とする。
３　医療専門資格手当は、職員が当該事業場の職員となったときに第１項に該当するか確認し、第１項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。
４　医療専門資格手当の支給は、第４条の規定を準用する。

第４章　給与の特例等

（再任用職員の給与）
第８８条　第３１条から第３６条まで、第５９条第４項から第６項まで、第８３条から第８６条までの規定は、再任用職員には適用しない。

（任期付短時間勤務職員の給与）
第８９条　第３１条から第４３条まで、第５２条から第５８条まで、第８２条及び第８６条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。
２　任期付短時間勤務職員のうち、平均１箇月当たりの通勤所要回数が１０回に満たない職員については、第４５条第１項第２号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の２分の１の額とする。
３　任期付短時間勤務職員の役職手当の額は、第６１条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
４　任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第７０条第２項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額（その勤務が深夜である場合は、当該額に１００分の１２５を乗じて得た額）とする、
５　役職手当の支給を受ける任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第７０条第４項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１２５を乗じて得た額とする。
６　任期付短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第８４条第３項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

（基本年俸表適用職員の給与）
第９０条　第３１条から第４３条まで、第６０条、第７７条から第８１条まで、第８３条から第８６条までの規定は、任期付職員基本年俸表適用職員には適用しない。
２　第３１条から第４３条まで、第６０条から第６８条まで、第７３条から第７５条まで、

第７７条から第８１条まで、第８３条から第８６条までの規定は、院長等基本年俸表適用職員には適用しない。

（給与の減額）

第９１条　職員が勤務しないときは、就業規則第４０条に規定する休日、祝日法による祝日等及び年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

２　前項の規定にかかわらず国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター兼業規程（平成２２年規程第０５号。以下「兼業規程」という。）第７条第１項、第１６条第１項、第２４条第１項、第３４条、第３８条第１項及び第４２条第１項により許可を受けて勤務時間の一部を割いたとき（兼業規程第４４条第１項に掲げる場合を除く。）は、その勤務しない１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（休職者の給与）

第９２条　職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号。以下「労災法」という。）第７条第２項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第９０条第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。

２　職員が結核性疾患にかかり就業規則第９０条第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満２年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸に理事長が別に定める割合を乗じて得た額（以下「業績年俸定額」という。）のそれぞれ１００分の８０を支給する。

３　職員が前２項以外の心身の故障により就業規則第９０条第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満１年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ１００分の８０を支給する。

４　職員が就業規則第９０条第２号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び住居手当のそれぞれ１００分の６０以内を支給する。

５　職員が就業規則第９０条に基づく次の各号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ次に定める割合を支給する。

一　就業規則第９０条第３号から第６号までの規定に該当して休職にされた場合
１００分の７０以内

ただし、就業規則第９０条第６号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは給与を支給しない。

二　就業規則第９０条第９号の規定に該当して休職にされた場合
　１００分の１００以内

６　就業規則第９０条の規定により休職にされた職員（次条に該当する職員を除く。）には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

７　第２項、第３項又は第５項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第７８条第１項又は第２６条第８項に規定する基準日前１箇月以内に退職し、若しくは就業規則第８３条第１号の規定により解雇され、又は死亡したときは、第６条第４項に定める支給日に、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額を支給する。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。

８　前項の規定の適用を受ける職員の業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額の支給については、第７９条及び第８０条又は第２７条及び第２８条の規定を準用する。この場合において、第７９条中「前条第１項」及び第２７条中「前条第８項」とあるのは、「第９２条第７項」と読み替えるものとする。

９　第２項、第３項及び第５項までの規定による業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の算出における在職期間は、その休職期間の２分の１の期間を除算した期間とする。ただし、就業規則第９０条第３号及び第４号の規定による休職から復職した最初の基準日における業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の在職期間は、その休職期間を除算しないものとする。なお、国以外の者から当該期間に係る業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額に相当する給与が支給される場合には当該休職の期間は除算する。

１０　第２項から第５項までの規定による基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び住居手当の月額に１円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（国際機関等への派遣職員の給与）

第９３条　就業規則第９０条第８号の規定により派遣された職員（以下「派遣休職職員」という。）には、理事長の定めるところにより、その従事する業務に対して報酬が支給されないとき、又は当該業務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その休職の期間中、基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額（以下この条において「給与」という。）のそれぞれ１００分の１００以内で理事長が決定した額を支給することができる。

２　派遣休職職員が業務に従事する機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、派遣休職職員には給与を支給しない。

３　派遣休職職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

（育児休業者の給与）

第９４条　就業規則第６６条の規定により育児休業をしている職員には、育児休業期間中、

給与を支給しない。

２　第７８条、第８１条及び第８２条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間（第８２条にあっては、当該年度の４月１日から基準日までの期間）において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当又は業績年俸を支給する。

３　前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

一　就業規則第６６条の規定により育児休業をしていた期間の２分の１の期間

二　停職者及び専従休職者として在職した期間

三　休職にされていた期間（公庫・公団等の職員及び地方公務員として在職した期間を除く。）

４　育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をしていた期間の１００分の１００に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、第９７条の規定により基本給月額又は月例年俸を調整することができる。

（育児短時間勤務職員の給与）

第９５条　就業規則第６７条の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の基本給月額は、第１２条から第１６条までの規定にかかわらず、第１２条から第１６条までの規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

２　基本年俸表適用職員である育児短時間勤務職員の月例給額は、第４条第１項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。

３　育児短時間勤務職員のうち、平均１箇月当たりの通勤所要回数が１０回に満たない職員については、第４５条第１項第２号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の２分の１の額とする。

４　育児短時間勤務職員の役職手当の額は、第６０条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

５　育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第７０条第２項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額（その勤務が深夜である場合は、当該額に１００分の１２５を乗じて得た額）とする。

６　役職手当の支給を受ける育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第７０条第４項の規定にかかわらず、その勤務が深夜である場合は、勤務１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１２５を乗じて得た額とする。

７　育児短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第８４条第３項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

８　育児短時間勤務職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第１項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員

にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第１２条から第１６条までの規定による基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

９　育児短時間勤務職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第１項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第１２条から第１６条までの規定による基本給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

１０　育児短時間勤務職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

（育児時間の期間における給与の取扱い）

第９６条　就業規則第６８条の規定により育児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

２　取得した育児時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（復職時調整）

第９７条　就業規則第９０条の規定により休職にされ、若しくは同規則第２９条第１項ただし書の規定により専従許可を受けていた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、同規則第６６条、第６９条、第７０条若しくは第７０条の２の規定により休業をした職員が復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、休業又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休　職　等　の　期　間	換算する率
業務又は通勤による傷病に係る休職（休暇）、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職、研究・共同研究等及び機関設立援助の休職、営利企業役員等兼業休職並びに在籍出向休職の期間	３分の３以下
派遣職員の派遣の期間	
専従許可の有効期間	３分の２以下
介護休業の期間	２分の１以下
結核性疾患による休職(休暇)	２分の１以下
非結核性疾患による休職（休暇）及び行方不明者（業務上の災害又は通勤によ災害を原因とするものを除く。）の期間	３分の１以下

刑事事件による休職の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	３分の３以下
育児休業をした期間	１００分の１００以下
自己啓発等休業の期間（大学等における修学（当該職員の職務に特に有用であると認められるものに限る。）及び国際貢献活動のための休業の期間） （上記以外の大学等における修学のための休業の期間）	１００分の１００以下 １００分の５０以下
配偶者同行休業の期間	１００分の５０以下

２　派遣職員が職務に復帰した場合又は次項に定めるこれに準ずる場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、理事長は調整することができる。

３　前項においてこれに準ずる場合は、次の各号のいずれかに該当して休職にされた職員又は休業をした職員が復帰した場合とする。

一　学校、研究所、病院その他理事長の指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は理事長の指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合（次号又は第六号に該当する場合を除く。）

二　国及び行政執行法人以外の者が国若しくは行政執行法人と共同して、又は国若しくは行政執行法人の委託を受けて行う科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は理事長が当該研究に関し指定する施設において従事する場合（第六号に該当する場合を除く。）

三　法令の規定により国が必要な援助又は配慮をすることとされている公共的機関の設立に伴う臨時的必要に基づき、これらの機関のうち、理事長が指定する機関において、その職員の職務と関連があると認められる業務に従事する場合

四　育児休業の承認を受けた場合

五　自己啓発等休業の承認を受けた場合

六　日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関及びこれらに準ずる機関からの要請に応じ、当該機関の業務に従事させるため、職員を派遣する場合

七　配偶者同行休業の承認を受けた場合

４　派遣職員がその派遣期間中に退職する場合において、他の職員と均衡上特に必要があると認められるときは、理事長は調整することができる。

（介護休業期間における給与の取扱い）

第９８条　職員が就業規則第６９条に規定する介護休業をした場合の給与は、その期間の勤務しない１時間について第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

２　介護休業期間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から

除算しない。

（専従許可における給与の取扱い）

第９９条　職員が就業規則第２９条第１項ただし書の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

２　専従許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算する。

（短期従事許可における給与の取扱い）

第１００条　職員が就業規則第２８条の規定に基づき、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない１時間について第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

２　許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（自己啓発等休業における給与の取扱い）

第１０１条　職員が就業規則第７０条の規定に基づき、自己啓発等休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

２　自己啓発等休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

（配偶者同行休業における給与の取扱い）

第１０１条の２　職員が就業規則第７０条の２の規定に基づき、配偶者同行休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

２　配偶者同行休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

（基本給の半減）

第１０２条　第９１条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して９０日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

２　前項の基本給及び月例給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。

一　伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められるもの

二　精神障害のため業務につかせることが著しく不適当と認められるもの

３　第１項の勤務しない期間には、病気休暇等（次の各号に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（１日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の就業規則第４０条に規定する休日、祝日法による祝日等、年末年始の休日等その他の勤務しない日（１日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員勤務時間等規程（平成２２年規程第８号）第２４条第２号に規定する「病気休暇を使用した日等」を除く。）が含まれるものとする。

一　生理日の就業が著しく困難な場合

二　業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三　国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター安全衛生管理規程（平成２２年規程第２３号。以下「安全衛生管理規程」という。）第２５条第２項の規定により安全衛生管理規程別表第５に規定する生活規制の面Ｂの指導区分の決定又は同表に規定する生活規制の面Ｂへの指導区分の変更を受け、同条第３項の事後措置を受けた場合

４　一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して９０日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続く勤務しない期間における病気休暇等の日（１回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項について同じ。）につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

５　一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して９０日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続く勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

６　前２項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の理事長の定める期間の前後の勤務しない期間は引き続いているものとする。

７　月又は月の中途において基本給又は月例給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき基本給又は月例給の半額が減ぜられる場合における基本給又は月例給は、当該給与期間の現日数から就業規則第４０条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第５章　規程の実施

（規程の実施）

第１０３条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

（基本給表の切替及び経過措置等）

第２条　平成２２年４月１日（以下「切替日」という。）の前日に給与法を適用されていた職員が引き続きセンターの基本給表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第１の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた給与法の職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。

２　前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号俸は、附則別表第２の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた給与法の号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

３　前２項の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が切替日前日の給与法の俸給月額に達しないこととなる職員（給与規程附則第２条第４項の適用を受ける職員を除く。）には、基本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第６条第１項の適用を受ける職員にあっては、その額から、その額に１００分の１．５を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を基本給として支給する。

４　前２項の規定による基本給を支給される職員の本給与規程の適用については、これらの規定中「基本給月額」とあるのは、「基本給月額と国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員給与規程（平成２２年規程第１３号）附則第２条第３項又は第４項の規定による基本給の合計額」とする。

５　第３項又は第４項の適用を受けている職員については、育児短時間勤務職員である間、これらの項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員ではないとしたときの基本給月額をその者が受ける基本給月額とした場合におけるこれらの項の規定による基本給の額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をこれらの項の規定による基本給の額とする。

６　切替日の前日に医療職俸給表（一）を適用されていた職員が引き続き医療職基本年俸表（一）適用職員となった場合において、その者の受ける基本給月額と第８４条第３項に規定する医師手当の合計の額が切替日の前日における給与法の俸給月額と初任給調整手当の合計額に達しないこととなる職員には、基本給月額と医師手当のほか、その差額に相当する額を基本給又は医師手当として支給する。

７　切替日の前日に一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成９年法律第６５号。以下「任期付研究員法」という。）第６条第２項に規定する俸給表を適用されていた職員が引き続き研究職基本給表適用職員となった場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一　切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額と同じ額の号俸が研究職基本給表にあるとき　切替日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸

二　切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額と同じ額の号俸が研究職基本給表にないとき　切替日の前日に受けていた俸給月額の直近下位の号俸

８　前項第２号において、その者の受ける基本給月額が切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額に達しないこととなる職員には、基本給月額のほか、その差額に相当す

る額を基本給として支給する。

（基本年俸表の切替及び経過措置等）

第３条　切替日の前日に医療職俸給表（一）及び研究職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第３の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。ただし、切替後の職務の級が別表第１７に定める基本年俸表級別標準職務表を適用した場合の職務の級に達していない場合は、切替日の前日に昇格させた場合の職務の級に対応する附則別表第３の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。

２　前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、附則別表第４の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

３　切替日の前日に任期付研究員法第６条第１項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成１２年法律第１２５号）第７条に規定する俸給表及び指定職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合の切替日における号俸は、附則別表第４の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

４　切替日の前日に医療職俸給表（一）２級である医長の切替日における職務の級は、別表第１７に定める基本年俸表級別標準職務表を準用し、号俸は、附則別表第５イの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

５　切替日の前日に研究職俸給表２級である室長、４級である部長又は５級である副所長の切替日における職務の級は、別表第１７に定める基本年俸表級別標準職務表を準用し、号俸は、附則別表第５ロの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

６　切替日の前日に医療職俸給表（一）４級である医長の切替日における基本年俸額は、附則別表第６イを適用するものとし、号俸は、附則別表第４イの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

７　切替日の前日に研究職俸給表５級である室長の切替日における基本年俸額は、附則別表第６ロを適用するものとし、号俸は、附則別表第４ロの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

８　前７項により定められた切替日の月例給が、切替日前日の俸給月額以上でない場合は、理事長の承認を得て、基本年俸額を決定する。

９　切替日の前日に医療職俸給表（一）３級である医師又は歯科医師の切替日以後の基本給月額は、理事長の承認を得て決定する。

１０　前項の適用を受けている職員については、育児短時間勤務職員である間、前項の規定にかかわらず、前項の規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じた額(その額

に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を基本給月額とする。
１１　切替日の前日に医療職俸給表（一）を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合において、その者の受ける月例給と第８４条第３項に規定する医師手当の合計の額が切替日の前日における給与法の俸給月額と初任給調整手当の合計額に達しないこととなる職員には、月例給と医師手当のほか、その差額に相当する額を月例給又は医師手当として支給する。
１２　切替日の前日に指定職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員（院長等基本年俸表適用職員を除く。）となった場合においては、第１項、第２項及び第８項の規定を準用する。なお、切替日の前日における給与に達しないこととなる場合は、当該給与を支給する。

第４条　削除

（その他の経過措置）
第５条　平成２３年１月１日の昇給については、第１５条中「１月１日から１２月３１日までの間」とあるのは「平成２１年１０月１日から平成２２年１２月３１日」とする。
２　切替日の前日において給与法に規定する俸給の特別調整額の支給を受けていた職員が、引き続き第６０条に規定する役職手当の支給を受ける職員となった場合において、役職手当の額が俸給の特別調整額の額（平成２１年度減額改定対象職員にあっては当該俸給の特別調整額に１００分の９９．１を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、当該役職手当のほか、その差額に相当する額を役職手当として支給する。
３　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成２０年法律第９３号）附則第３条の規定に基づき、センターの職員となるものにおける第３３条、第３４条、第３９条、第４０条、第４６条、第４７条、第５５条及び第５６条の適用については、特に支給要件、支給額等に変更がない限り、平成２２年４月１日において理事長の認定又は決定があったものとみなす。
４　職員の給与に関する事項は、この規程に定めるもののほか、この規程に規定のない事項については、当分の間、給与法の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

第６条－第７条　削除

第８条　削除

（賞与の調整）
第９条　令和２年１月１日に在職する職員であって平成３１年度において業績年俸又は業績手当（以下この条において「賞与」という。）の支給を受けたものについては、平成３１年度において既に支給された賞与とこれに次の各号の定めにより計算して得た額との差を令和２年３月に支給する。
一　別表第１３を附則別表第９イに代え計算して得た額

二　別表第１４を附則別表第９ロに代え計算して得た額
三　別表第１５を附則別表第９ハに代え計算して得た額
四　別表第１６を附則別表第９ニに代え計算して得た額
五　１２月１日を基準日として支給した業績手当業績反映部分について第８１条第２項各号に定める割合にそれぞれ１００分の５を加えた割合により計算して得た額
六　附則別表第６イを附則別表第９ホに代え計算して得た額
七　附則別表第６ロを附則別表第９ヘに代え計算して得た額

第１０条　令和３年１月１日に在職する職員（役職手当の支給対象職員、院長等基本年俸表適用職員を除く）であって、令和２年度において業績年俸又は業績手当（以下この条において「賞与」という。）の支給を受けたものについては、令和２年度において既に支給された賞与とこれに次の各号の定めにより計算して得た額との差を令和３年３月に支給する。ただし、理事長が別に定める職員はこの限りではない。
一　別表第１５を附則別表第１０ハに代え計算して得た額
二　１２月１日を基準日として支給した業績手当業績反映部分について第８１条第２項各号に定める割合にそれぞれ１００分の５を加えた割合により計算して得た額

第１１条　令和３年１２月１日を基準日として支給する業績年俸は、令和３年度において既に支給された業績年俸とこれに次の各号の定めにより計算して得た額との差を令和３年１２月１０日に支給する。
一　別表第１３を附則別表第１１イに代え計算して得た額
二　別表第１４を附則別表第１１ロに代え計算して得た額
三　別表第１５を附則別表第１１ハに代え計算して得た額
四　別表第１６を附則別表第１１二に代え計算して得た額
五　附則別表第６イを附則別表第１１ホに代え計算して得た額
六　附則別表第６ロを附則別表第１１ヘに代え計算して得た額
１　令和３年１２月１日を基準日として支給する業績手当は、職員給与規程第８１条第２項第一号の「１００分の１００」を「１００分の１０５」に、同項第二号の「１００分の８０」を「１００分の９０」に、同項第三号の「１００分の４７．５」を「１００分の５２．５」に、同項第四号の「１００分の３７．５」を「１００分の４７．５」に代え計算して得た額を令和３年１２月１０日に支給する。

第１２条　令和４年１２月１日を基準日として支給する業績年俸は、令和４年度において既に支給された業績年俸とこれに次の各号の定めにより計算して得た額との差を令和４年１２月９日に支給する。
一　別表第１３を附則別表第１２イに代え計算して得た額
二　別表第１４を附則別表第１２ロに代え計算して得た額
三　別表第１５を附則別表第１２ハに代え計算して得た額
四　別表第１６を附則別表第１２二に代え計算して得た額

五　附則別表第６イを附則別表第１２ホに代え計算して得た額
六　附則別表第６ロを附則別表第１２ヘに代え計算して得た額
２　令和４年１２月１日を基準日として支給する業績手当は、職員給与規程第８１条第２項第一号の「１００分の１００」を「１００分の１１０」に、同項第二号の「１００分の８０」を「１００分の９５」に、同項第三号の「１００分の４７．５」を「１００分の５７．５」に、同項第四号の「１００分の３７．５」を「１００分の５２．５」に代え計算して得た額を令和４年１２月９日に支給する。

第１３条　令和４年１２月１日を基準日として支給する業績年俸は、令和４年度において既に支給された業績年俸とこれに次の各号の定めにより計算して得た額との差を令和５年３月１６日に支給する。
一　附則別表第１２イを附則別表第１３イに代え計算して得た額
二　附則別表第１２ロを附則別表第１３ロに代え計算して得た額
三　附則別表第１２ハを附則別表第１３ハに代え計算して得た額

第１４条　令和５年１２月１日を基準日として支給する業績年俸は、令和５年度において既に支給された業績年俸とこれに次の各号の定めにより計算して得た額との差を令和５年１２月８日に支給する。
一　別表第１３を附則別表第１３イに代え計算して得た額
二　別表第１４を附則別表第１３ロに代え計算して得た額
三　別表第１５を附則別表第１３ハに代え計算して得た額
四　別表第１６を附則別表第１２二に代え計算して得た額
２　令和５年１２月１日を基準日として支給する業績手当は、職員給与規程第８１条第２項第一号の「１００分の１００」を「１００分の１１０」に、同項第二号の「１００分の８０」を「１００分の９５」に、同項第三号の「１００分の４７．５」を「１００分の５７．５」に、同項第四号の「１００分の３７．５」を「１００分の５２．５」に代え計算して得た額を令和５年１２月８日に支給する。

第１５条　令和６年１２月１日を基準日として支給する業績年俸は、令和６年度において既に支給された業績年俸とこれに次の各号の定めにより計算して得た額との差を令和６年１２月１０日に支給する。
一　別表第１３を附則別表第１４イに代え計算して得た額
二　別表第１４を附則別表第１４ロに代え計算して得た額
三　別表第１５を附則別表第１４ハに代え計算して得た額
四　別表第１６を附則別表第１４二に代え計算して得た額
３　令和６年１２月１日を基準日として支給する業績手当は、職員給与規程第８１条第２項第一号の「１００分の１００」を「１００分の１１０」に、同項第二号の「１００分の８０」を「１００分の９５」に、同項第三号の「１００分の４７．５」を「１００分の５７．５」に、同項第四号の「１００分の３７．５」を「１００分の５２．５」に

代え計算して得た額を令和６年１２月１０日に支給する。

附　則（平成２２年規程第７４号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２３年１月１日、第３条の規定は、平成２３年４月１日から適用する。

第２条－第６条　削除

（平成２３年４月１日における号俸の調整）

第７条　平成２３年４月１日において４３歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員、任期付基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）のうち、平成２２年１月１日に平成１７年改正法附則第１３条の適用を受け昇給した職員その他これに準ずる職員その他当該職員との権衡上必要があるものとして認められるものとして理事長が定める職員の平成２３年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸上位の号俸とする。

２　育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

３　任期付短時間勤務職員に対する第１項の規定の適用については、第１項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

第８条－第９条　削除

（その他必要な事項）

第１０条　前条までに定めるほか、この規程による改正後の国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附　則（平成２４年規程第３号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

（平成２４年２月１日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となった者に関する特例措置））

第２条　平成２４年２月１日前に告知された採用試験の結果に基づいて新たに基本給表適

用職員となった者については、改正後の国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員給与規程別表第９に定める初任給基準表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２４年規程第９号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２４年５月１日から施行する。ただし、附則第４条の規定は、平成２４年４月１日から適用する。

（平成２４年６月に支給する業績年俸に関する特例措置）

第２条－第３条　削除

（平成２４年４月１日、平成２５年４月１日及び平成２６年４月１日における号俸の調整）

第４条　平成２４年４月１日において３６歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員、任期付基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員（以下この条において「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成１９年１月１日、平成２０年１月１日及び平成２１年１月１日の平成１７年改正法附則第１３条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成２４年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸(同日において３０歳に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、２号俸）上位の号俸とする。

２　平成２５年４月１日において平成１７年改正法附則第１１条の規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員であるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成２４年４月１日における号俸の調整状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成２５年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、２号俸）上位の号俸とする。

３　平成２６年４月１日において平成１７年改正法附則第１１条の規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員であるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成２４年４月１日及び平成２５年４月１日における号俸の調整状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成２６年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、２号俸）上位の号俸とする。

４　育児短時間勤務職員に対する前３項の規定の適用については、これらの規定中「とす

る」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

５　任期付短時間勤務職員に対する第１項から第３項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

（その他必要な事項）

第５条　前条までに定めるほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附　則（平成２４年規程第１３号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２４年９月１日から施行する。

第２条－第４条　削除

（その他必要な事項）

第５条　前条までに定めるほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附　則（平成２５年規程第２号）

（施行期日）

この規程は、平成２５年２月２６日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附　則（平成２６年規程第１１号）

（施行期日）

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年規程第２３号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２６年１２月２４日から施行する。

第２条　この規程による改正後の国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定及び附則第６条の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

２　前項の規定にかかわらず、改正後の職員給与規程第８１条第２項の規定及び次の各号に掲げる基本年俸表における業績年俸額並びに附則第４条及び第５条の規定は、平成２

６年１２月１日から適用する。
一　別表第１３　副院長・部長・医長基本年俸表
二　別表第１４　副所長・部長・室長基本年俸表
三　別表第１５　任期付職員基本年俸表
四　別表第１６　院長等基本年俸表
五　附則別表第６　基本年俸表の特例　イ切替日の前日に医療職俸給表（一）の４級である医長の副院長・部長・医長基本年俸表
六　附則別表第６　基本年俸表の特例　ロ切替日の前日に研究職俸給表の５級である室長の副所長・部長・室長基本年俸表

（平成２７年１月１日及び平成２７年４月１日の昇給）
第３条　平成２７年１月１日から平成２７年４月１日までの昇給における号俸数は、改正後の職員給与規程第１５条第１項及び第２３条第１項に定める昇給できる号俸数に相当する数から１を減じて得た数に相当する号俸数とする。この場合において、昇給区分をⅠ（５５歳（医療職基本給表（一）、技能職基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員にあっては、５７歳）を超える職員にあっては、Ⅱ又はⅠ）に決定された職員は、昇給しない。

第４条－第６条　削除

（その他の事項）
第７条　前条までに定めるもののほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成２７年規程第２号及び第４号）

（施行期日）
第１条　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

（切替日前の異動者の号俸の調整）
第２条　平成２７年４月１日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

第３条－第５条　削除

（切替日に新たに基本年俸の適用となる職員の昇給の特例）
第６条　切替日に新たに基本年俸表の適用となる職員に係る平成２７年４月１日における昇給については、職員給与規程第２３条第１項の規定にかかわらず行わない。

第７条－第１１条　削除

附　則（平成２８年規程第６号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２８年３月７日から施行する。

第２条　この規程による改正後の国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定及び附則第３条から第５条の規定は、平成２８年１月１日以降に在職する職員（職員給与規程第１条の規定により職員給与規程の適用となる職員をいう。）に対して平成２７年４月１日から適用する。

（平成２７年６月及び１２月に支給する業績年俸の特例）

第３条　国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成２７年３月３１日規程第４号）附則第３条第２項の適用を受けない職員の平成２７年６月及び１２月の業績年俸の支給額は、第２項から第４項までの規定を適用して得た額とする。

２　平成２７年６月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第２６条の規定にかかわらず、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第２６条の規定による。

３　平成２７年１２月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第２６条の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程第２６条第１項から第６項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第２６条第９項に規定する「第１項から第７項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額」であるとみなして、同項を適用して得た額とする。

一　次のイの額からロの額を差し引いた額

イ　改正後の職員給与規程別表第１３から別表第１６基本年俸表における業績年俸額

ロ　改正前の職員給与規程別表第１３から別表第１６基本年俸表における業績年俸額

二　前号の額に地域手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額

４　改正後の職員給与規程第２６条の適用においては、この規程による職員給与規程別表第１３から別表第１６基本年俸表の改正を平成２７年１２月１日に同条第４項に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

（平成２７年６月及び１２月に支給する業績手当の特例）

第４条　基本給表適用職員のうち、改正後の職員給与規程別表第２０の一種及び二種に該当する職員の業績手当の支給額は、改正前の職員給与規程第８１条の規定を適用す

る。

（給与の内払）
第５条　改正後の職員給与規程を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

（その他の事項）
第６条　前条までに定めるもののほか、改正後の職員給与規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

（施行期日）
この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
第１条　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

（平成３２年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）
第２条　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第３１条第１項	ただし、次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職８級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。	（削除）
第３２条第１項	扶養親族たる配偶者、父母等については１人につき６，５００円（事務職基本給表の適用を受ける職員でそ	前条第２項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については１

	の職務の級が７級であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職７級職員等」という。）にあっては、３，５００円）、前条第２項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円	０，０００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき８，０００円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については１０，０００円）、同項第３号から第６号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき６，５００円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち１人については９，０００円）
第３３条第１項	扶養親族（事務職８級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職８級以上職員等から事務職８級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
	その旨	その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）
第３３条第１項第１号	（事務職８級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	（削除）
第３３条第１項第２号	二　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第３１条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職８級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）	二　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第３１条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 三　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶

		者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） 四　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）
第３５条第１項	（事務職８級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）	（削除）
	、事務職８級以上職員等から事務職８級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第３３条第１項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職８級以上職員等以外の職員となった日	（削除）
	同項の規定による届出に係るものがない場合	第３３条第１項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事務職８級以上職員等以外の職員から事務職８級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職８級以上職員等となった日、	死亡した日
第３５条第２項	次の各号のいずれか	第１号、第２号若しくは第７号
	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第３３条第２項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日	これらの日
	第１号又は第３号	第１号
	の改定	の改定（扶養親族たる子で同項の規定による同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる

		配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第３５条第２項第２号	(事務職８級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)	(削除)
第３５条第２項第３号	三　扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第３３条第１項の規定による届出に係るものがある事務職８級以上職員等が事務職８級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第３５条第２項第４号	四　扶養親族たる配偶者、父母等で第３３条第１項の規定による届出に係るものがある事務職７級職員等が事務職７級職員等及び事務職８級以上職員等以外の職員となった場合	(削除)
第３５条第２項第５号	五　扶養親族たる配偶者、父母等で第３３条第１項の規定による届出に	(削除)

	係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職８級以上職員等以外のものが事務職８級以上職員等となった場合	
第３５条第２項第６号	六　扶養親族たる配偶者、父母等で第３３条第１項の規定による届出に係るものがある職員で事務職７級職員等及び事務職８級以上職員等以外のものが事務職７級職員等となった場合	（削除）

第３条　平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第３１条第１項	ただし、次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職８級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。	（削除）
第３２条第１項	扶養親族たる配偶者、父母等	前条第２項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族
	事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が７級であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職７級職員等」という。）にあっては、３，５００円）、前条第２項第２号	前条第２項第２号
第３３条第１項	扶養親族（事務職８級以上職員等に	扶養親族

	あっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職８級以上職員等から事務職８級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	
第３３条第１項第１号	（事務職８級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	（削除）
第３３条第１項第２号	及び事務職８級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合	（削除）
第３５条第１項	（事務職８級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）	（削除）
	、事務職８級以上職員等から事務職８級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第３３条第１項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職８級以上職員等以外の職員となった日	（削除）
	同項の規定による届出に係るものがない場合	第３３条第１項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事務職８級以上職員等以外の職員から事務職８級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職８級以上職員等となった日、	死亡した日
第３５条第２項	次の各号のいずれか	第１号、第２号若しくは第７号
	第１号又は第３号	第１号
第３５条第２項第２号	（事務職８級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）	（削除）
第３５条第２項第３号	三　扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第３３条第１項の規定による届出に係るものがある	（削除）

	事務職８級以上職員等が事務職８級以上職員等以外の職員となった場合	
第３５条第２項第４号	四　扶養親族たる配偶者、父母等で第３３条第１項の規定による届出に係るものがある事務職７級職員等が事務職７級職員等及び事務職８級以上職員等以外の職員となった場合	（削除）
第３５条第２項第５号	五　扶養親族たる配偶者、父母等で第３３条第１項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職８級以上職員等以外のものが事務職８級以上職員等となった場合	（削除）
第３５条第２項第６号	六　扶養親族たる配偶者、父母等で第３３条第１項の規定による届出に係るものがある職員で事務職７級職員等及び事務職８級以上職員等以外のものが事務職７級職員等となった場合	（削除）

第４条　平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第３１条第１項	ただし、次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの及び同表以外の基本給表及び基本年俸表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「事務職８級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。	（削除）
第３２条第１項	扶養親族たる配偶者、父母等	前条第２項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族

		たる配偶者、父母等」という。）
	７級	７級以上
	事務職７級職員等	事務職７級以上職員等
第３３条第１項	扶養親族（事務職８級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職８級以上職員等から事務職８級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第３３条第１項第１号	（事務職８級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	（削除）
第３３条第１項第２号	及び事務職８級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合	（削除）
第３５条第１項	（事務職８級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）	（削除）
	、事務職８級以上職員等から事務職８級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第３３条第１項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職８級以上職員等以外の職員となった日	（削除）
	同項の規定による届出に係るものがない場合	第３３条第１項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、事務職８級以上職員等以外の職員から事務職８級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職８級以上職員等となった日、	死亡した日
第３５条第２項	次の各号のいずれか	第１号、第２号、第４号、第６号又は第７号
	第１号又は第３号	第１号

第３５条第２項第２号	事務職８級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）	（削除）
第３５条第２項第３号	三　扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第３３条第１項の規定による届出に係るものがある事務職８級以上職員等が事務職８級以上職員等以外の職員となった場合	（削除）
第３５条第２項第４号	事務職７級職員等が事務職７級職員等及び事務職８級以上職員等	事務職７級以上職員等が事務職７級以上職員等
第３５条第２項第５号	五　扶養親族たる配偶者、父母等で第３３条第１項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職８級以上職員等以外のものが事務職８級以上職員等となった場合	（削除）
第３５条第２項第６号	事務職７級職員等及び事務職８級以上職員等以外のものが事務職７級職員等	事務職７級以上職員等以外のものが事務職７級以上職員等

附　則（平成３０年規程第６号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

（特殊業務手当の廃止に伴う経過措置）

第２条　平成３０年４月１日から平成３４年３月３１日までの間、附則別表第７に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の種別欄に掲げる職員に対し特殊業務手当を支給する。

２　前項の手当の額は、１月当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じた月額欄に定める額とする。

３　特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特殊業務手当は支給しない。

４　特殊業務手当の支給は、職員給与規程第４条の規定を準用する。

５　任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員の特殊業務手当の額は第２項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

６　前５項の規定に基づく特殊業務手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第２条第４項	手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、業績手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当及び医療専門資格手当とする。	手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、業績手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当、医療専門資格手当及び特殊業務手当とする。
第６条第２項	扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、役職職員特別勤務手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当及び医療専門資格手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。	扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、役職職員特別勤務手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当、医療専門資格手当及び特殊業務手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
第９条	第７０条から第７２条まで、第９１条、第９６条及び第９８条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額、特殊勤務手当（放射線取扱手当に限る。）の月額、医師手当の月額、専門看護手当の月額及び医療専門資格手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。	第７０条から第７２条まで、第９１条、第９６条及び第９８条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額、特殊勤務手当（放射線取扱手当に限る。）の月額、医師手当の月額、専門看護手当の月額、医療専門資格手当の月額及び特殊業務手当の合計額に１２を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

（平成３０年４月１日における号俸の調整）

第３条　平成３０年４月１日において３７歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員、任期付基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）

のうち、平成２７年１月１日及び平成２７年４月１日に国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの給与規程の一部を改正する規程（平成２６年規程第２３号）附則第３条の適用を受け、昇給できる号俸から１を減じられた昇給であった職員その他これに準ずる職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の平成３０年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸上位の号俸とする。

２　育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

４　任期付短時間勤務職員に対する第１項の規定の適用については、第１項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

附　則（平成３１年規程第７号）

（施行期日）

第１条　この規程は、平成３１年３月１４日から施行する。

２　第１条の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

３　第２条の規定は、平成３１年３月１日から適用する。

４　第３条の規定は、平成３１年４月１日から適用する。

附　則（令和２年規程第３１号）

（施行期日）

この規程は、令和２年３月２６日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則（令和２年規程第３５号）

（施行期日）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年規程第２号）

（施行期日）

この規程は、令和３年３月１１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年規程第７号）

（施行期日）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年規程第２４号）

（施行期日）
この規程は、令和３年１２月８日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和４年規程第１３号）

（施行期日）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年規程第２３号）

（施行期日）
この規程は、令和５年３月６日から施行し、令和４年１２月１日から適用する。

附　則（令和５年規程第５６号）

（施行期日）
この規程は、令和５年１２月８日から施行する。ただし、第１条の規程は令和５年１２月１日から、第２条の規程は、令和６年１月１日からそれぞれ適用する。

附　則（令和６年規程第２４号）

（施行期日）
この規程は、令和６年１１月２８日から施行する。ただし、第１条の規程は令和６年１２月１日から、第２条の規程は、令和７年１月１日からそれぞれ適用する。

附　則（令和７年規程第７号）

（施行期日）
この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１　医療職基本給表（第１１条第１項第１号関係）

イ　医療職基本給表（一）

号俸	基本給月額
	円
1	287,700
2	291,900
3	296,400
4	301,000
5	305,300
6	309,600
7	313,800
8	318,000
9	322,600
10	326,600
11	330,500
12	334,500
13	338,500
14	342,400
15	346,400
16	350,400
17	354,700
18	358,600
19	362,600
20	367,000
21	370,500
22	374,300
23	378,200
24	381,800
25	386,200
26	389,400
27	392,300
28	395,600
29	398,800
30	402,300
31	406,000
32	410,000
33	413,200
34	416,800
35	419,800
36	422,900
37	425,300
38	427,800
39	430,000
40	432,200
41	434,400
42	436,800
43	439,500
44	441,600
45	443,800
46	445,500
47	447,300
48	449,300
49	451,400
50	453,600
51	455,400
52	457,500
53	459,100
54	461,000
55	462,300
56	463,800
57	465,700
58	467,200
59	469,000
60	470,900
61	472,700
62	474,900
63	476,800
64	478,800
65	480,900
66	483,100
67	485,200
68	487,300
69	489,300
70	491,400
71	493,400
72	495,600
73	497,400
74	498,900
75	500,300
76	501,700
77	503,200
78	504,500
79	505,700
80	507,000
81	507,800
82	508,900
83	509,800
84	510,700
85	511,600
86	512,500
87	513,300
88	514,000
89	514,500
90	515,500
91	516,200
92	517,100
93	517,800
94	518,600
95	519,400
96	520,300
97	521,000
98	521,900
99	522,700
100	523,500
101	524,300
102	525,100
103	525,800
104	526,500
105	527,300
106	528,000
107	528,200
108	528,700
109	529,300
110	529,800
111	530,300
112	530,600
113	531,100
114	531,500
115	531,900
116	532,400
117	532,800
118	533,200
119	533,600
120	534,000
121	534,400
122	534,800
123	535,300
124	535,700
125	536,100
126	536,500
127	537,000
128	537,400
129	537,800
130	538,200
131	538,700
132	539,100
133	539,500
134	539,700
135	539,900
136	540,100
137	540,300
138	540,500
139	540,700
140	540,900
141	541,100
142	541,300
143	541,500
144	541,700
145	541,900
146	542,100
147	542,300
148	542,500
149	542,700
150	542,900
151	543,100
152	543,300
153	543,500
154	543,700
155	543,900
156	544,100
157	544,300
158	544,500
159	544,700
160	544,900

ロ　医療職基本給表（二）

職務の級 / 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	185,000	258,500	278,000	310,400	355,700	408,100	472,400
2	187,000	258,700	278,200	310,700	356,000	408,500	472,800
3	189,000	259,000	278,400	311,000	356,300	408,900	473,200
4	191,000	259,200	278,500	311,400	356,600	409,400	473,600
5	192,900	259,400	278,700	311,700	356,900	409,800	474,000
6	194,800	260,200	279,600	312,000	357,300	410,200	474,500
7	196,800	261,100	280,500	312,300	357,600	410,600	474,900
8	198,600	261,900	281,200	312,600	357,900	411,100	475,300
9	200,300	262,700	282,000	312,900	358,200	411,400	475,700
10	202,200	263,600	282,700	314,300	358,600	411,800	476,100
11	204,000	264,500	283,400	315,800	358,900	412,200	476,500
12	206,100	265,300	284,200	317,200	359,200	412,500	476,900
13	207,800	266,200	285,000	318,600	359,500	412,900	477,300
14	209,700	267,100	285,800	320,300	361,200	413,200	477,600
15	211,900	267,900	286,700	321,900	362,900	413,500	477,800
16	213,900	268,800	287,400	323,400	364,600	413,900	478,000
17	216,000	269,600	288,200	325,000	366,200	414,200	478,200
18	218,000	270,500	289,400	326,600	367,900	416,100	479,500
19	220,100	271,300	290,600	328,200	369,500	418,000	480,800
20	222,100	272,200	291,800	329,700	371,200	419,800	482,100
21	223,200	273,000	293,100	331,300	372,800	421,600	483,300
22	224,600	273,800	294,400	332,900	374,800	423,200	484,700
23	225,900	274,600	295,600	334,500	376,800	424,800	486,100
24	227,200	275,400	296,900	336,100	378,800	426,300	487,300
25	228,500	276,300	298,200	337,600	380,200	427,800	488,700
26	229,600	277,200	299,400	339,200	381,900	429,100	490,000
27	230,600	278,100	300,700	340,900	383,600	430,400	491,400
28	231,600	278,900	301,900	342,400	385,300	431,700	492,800
29	232,800	279,800	303,100	343,700	387,000	433,000	494,200
30	234,000	280,800	304,400	345,300	388,500	434,200	495,300
31	235,400	281,800	305,600	346,800	390,000	435,400	496,400
32	236,700	282,700	306,800	348,400	391,500	436,500	497,500
33	238,000	283,500	308,100	349,900	392,800	437,700	498,600
34	239,400	284,700	309,400	351,500	394,100	438,800	499,500
35	240,700	285,800	310,700	353,000	395,400	440,000	500,400
36	241,900	286,900	311,900	354,500	396,500	441,200	501,300
37	243,200	287,900	313,200	355,900	397,600	442,300	502,300
38	244,400	289,100	314,300	357,500	398,700	443,100	
39	245,600	290,100	315,600	359,000	399,800	443,500	
40	246,800	291,200	316,800	360,600	400,900	444,200	
41	247,900	292,200	318,100	361,800	401,700	444,700	
42	248,900	293,300	319,500	362,900	402,500	445,100	
43	249,700	294,300	320,800	364,100	403,300	445,500	
44	250,600	295,400	322,100	365,200	404,100	445,900	
45	251,500	296,400	323,000	366,200	404,500	446,300	
46	252,400	297,700	324,200	367,000	405,100	446,700	
47	253,200	298,900	325,400	368,000	405,600	447,100	
48	254,100	300,000	326,700	369,100	406,000	447,400	
49	254,900	301,100	327,900	370,100	406,400	447,700	
50	255,800	302,300	328,900	371,100	406,600	448,100	
51	256,700	303,400	329,900	372,100	406,900	448,400	
52	257,600	304,600	330,900	373,000	407,200	448,700	
53	258,400	305,700	331,800	373,800	407,500	449,000	
54	259,300	306,900	332,800	374,600	407,800	449,150	
55	260,000	308,000	333,800	375,500	408,100	449,300	
56	260,900	309,200	334,700	376,300	408,400	449,450	

57	261, 800	310, 200	335, 200	376, 800	408, 700	449, 600	
58	262, 700	311, 200	336, 100	377, 600	409, 000	449, 750	
59	263, 400	312, 200	336, 800	378, 400	409, 300	449, 900	
60	264, 400	313, 300	337, 700	379, 200	409, 600	450, 050	
61	265, 200	314, 400	338, 400	379, 600	409, 800	450, 200	
62	266, 000	315, 400	338, 700	380, 300	410, 100		
63	266, 800	316, 400	339, 200	381, 000	410, 400		
64	267, 600	317, 400	339, 800	381, 600	410, 700		
65	268, 300	318, 300	340, 400	382, 000	410, 900		
66	269, 200	319, 100	341, 100	382, 500	411, 000		
67	270, 000	319, 800	341, 800	383, 100	411, 100		
68	270, 900	320, 500	342, 400	383, 700	411, 200		
69	271, 700	321, 100	343, 100	384, 100	411, 300		
70	272, 600	321, 800	343, 600	384, 600	411, 400		
71	273, 300	322, 500	344, 200	385, 100	411, 500		
72	274, 100	323, 100	344, 800	385, 600	411, 600		
73	274, 700	323, 700	345, 100	386, 200	411, 700		
74	275, 100	323, 900	345, 700	386, 700	411, 800		
75	275, 300	324, 400	346, 200	387, 300	411, 900		
76	275, 500	324, 900	346, 700	387, 900	412, 000		
77	275, 800	325, 500	347, 200	388, 400	412, 100		
78	276, 200	326, 000	347, 700	388, 900	412, 200		
79	276, 500	326, 500	348, 200	389, 400	412, 300		
80	276, 600	326, 900	348, 600	389, 900	412, 400		
81	277, 000	327, 500	348, 900	390, 200			
82	277, 200	328, 000	349, 200	390, 700			
83	277, 400	328, 400	349, 500	391, 100			
84	277, 700	328, 900	349, 800	391, 500			
85	277, 900	329, 400	350, 300	391, 900			
86	278, 000	329, 800	350, 600	392, 100			
87	278, 300	330, 000	350, 900	392, 300			
88	278, 500	330, 300	351, 200	392, 500			
89	278, 800	330, 700	351, 600	392, 700			
90	279, 100	331, 100	351, 900	392, 900			
91	279, 500	331, 400	352, 200	393, 100			
92	279, 800	331, 700	352, 500	393, 300			
93	279, 900	332, 000	352, 900	393, 500			
94	280, 100	332, 200	353, 200	393, 700			
95	280, 400	332, 600	353, 500	393, 900			
96	280, 800	332, 900	353, 800	394, 100			
97	281, 100	333, 100	354, 100	394, 300			
98	281, 500	333, 400	354, 500	394, 500			
99	281, 800	333, 700	354, 900	394, 700			
100	282, 100	334, 000	355, 300	394, 900			
101	282, 200	334, 200	355, 800				
102	282, 600	334, 500	356, 200				
103	282, 900	334, 800	356, 600				
104	283, 000	335, 000	357, 000				
105	283, 300	335, 200	357, 500				
106	283, 600	335, 400	357, 750				
107	283, 900	335, 800	358, 000				
108	284, 200	336, 000	358, 250				
109	284, 500	336, 200	358, 500				
110	284, 800	336, 600	358, 750				
111	285, 000	337, 000	359, 000				
112	285, 300	337, 400	359, 250				
113	285, 500	337, 600	359, 500				
114	285, 800	337, 700	359, 750				
115	286, 000	337, 800	360, 000				
116	286, 300	337, 900	360, 250				

117	286, 400	338, 000	360, 500				
118	286, 600	338, 100	360, 750				
119	286, 800	338, 200	361, 000				
120	287, 000	338, 300	361, 250				
121	287, 200	338, 400	361, 500				
122	287, 300	338, 500	361, 750				
123	287, 500	338, 600					
124	287, 700	338, 700					
125	287, 900	338, 800					
126	288, 100						
127	288, 300						
128	288, 500						
129	288, 600						
130	288, 800						
131	289, 000						
132	289, 200						
133	289, 300						
134	289, 500						
135	289, 600						
136	289, 800						
137	289, 900						
138	290, 100						
139	290, 200						
140	290, 400						
141	290, 500						
142	290, 700						
143	290, 800						
144	290, 900						
145	291, 000						
146	291, 200						
147	291, 300						
148	291, 400						
149	291, 500						
150	291, 600						
151	291, 800						
152	291, 900						
153	292, 000						
154	292, 050						
155	292, 100						
156	292, 150						
157	292, 200						
158	292, 250						
159	292, 300						
160	292, 350						
161	292, 400						
162	292, 450						
163	292, 500						
164	292, 550						
165	292, 600						
166	292, 650						
167	292, 700						
168	292, 750						
169	292, 800						
170	292, 850						
再任用職員	219, 100	247, 500	261, 100	286, 600	327, 700	370, 200	432, 500

ハ　医療職基本給表（三）

職務の級 / 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	203,700	235,700	277,100	291,400	315,100	357,100	409,600
2	205,500	237,800	277,300	291,600	315,300	357,500	410,000
3	207,200	240,000	277,600	291,700	315,600	357,800	410,500
4	208,900	242,100	277,800	291,800	315,800	358,100	410,900
5	210,600	244,300	278,000	291,900	316,100	358,500	411,300
6	212,400	245,400	278,200	292,600	316,300	358,800	411,700
7	214,100	246,500	278,300	293,200	316,600	359,200	412,000
8	215,800	247,500	278,400	293,700	316,900	359,500	412,400
9	217,400	248,600	278,500	294,300	317,100	359,700	412,700
10	219,400	249,800	280,700	294,900	318,200	360,100	413,100
11	221,200	250,900	281,300	295,600	319,200	360,400	413,500
12	223,100	251,800	281,800	296,100	320,300	360,700	413,800
13	224,900	252,700	282,400	296,700	321,300	361,000	414,100
14	226,900	253,500	282,900	297,300	322,600	362,800	414,500
15	228,900	254,200	283,500	298,000	323,900	364,500	414,800
16	230,900	255,100	284,000	298,600	325,100	366,300	415,200
17	232,900	256,200	284,500	299,100	326,300	368,100	415,500
18	234,900	257,400	285,100	299,900	327,500	370,100	417,700
19	237,000	258,500	285,600	300,600	328,700	372,100	419,900
20	239,000	259,600	286,200	301,400	329,900	374,100	422,000
21	240,900	260,700	286,700	302,200	331,000	375,800	423,900
22	242,200	261,900	287,300	303,200	332,200	377,900	425,800
23	243,500	263,100	287,800	304,100	333,400	380,000	427,600
24	244,700	264,300	288,300	305,100	334,600	382,000	429,500
25	245,800	265,300	288,900	305,900	335,700	383,900	431,200
26	246,800	266,400	289,400	306,900	336,900	385,500	432,800
27	247,700	267,600	290,000	307,900	338,100	387,300	434,500
28	248,600	268,600	290,500	308,900	339,200	389,100	436,100
29	249,500	269,700	291,100	309,700	340,300	390,800	437,400
30	250,300	270,400	291,800	310,700	341,600	392,500	438,700
31	251,000	271,200	292,700	311,700	342,700	394,400	440,300
32	251,700	271,900	293,600	312,600	343,900	396,100	441,800
33	252,500	272,600	294,300	313,500	345,100	397,800	443,500
34	253,400	273,200	295,200	314,600	346,400	399,500	445,100
35	254,200	273,800	296,100	315,800	347,700	401,300	446,500
36	255,000	274,300	296,900	316,900	349,100	403,000	447,900
37	255,700	274,900	297,800	318,100	350,300	404,600	449,000
38	256,700	275,500	298,600	319,200	351,900	406,300	450,300
39	257,700	276,100	299,500	320,300	353,400	408,100	451,600
40	258,500	276,600	300,200	321,500	354,900	409,900	453,000
41	259,300	277,000	301,000	322,700	356,100	411,400	454,000
42	260,300	277,600	301,900	323,900	357,600	412,900	454,700
43	261,100	278,100	302,800	325,000	359,000	414,400	455,500
44	261,900	278,700	303,600	326,200	360,400	415,700	456,100
45	262,800	279,200	304,400	327,000	361,800	416,800	457,000
46	263,500	279,700	305,500	328,100	362,800	417,900	457,700
47	264,200	280,300	306,500	329,300	364,200	419,000	458,500
48	264,900	280,800	307,500	330,400	365,500	420,200	459,300
49	265,500	281,300	308,400	331,400	366,800	421,500	460,000
50	266,100	281,900	309,400	332,400	368,200	422,600	460,700
51	266,600	282,400	310,500	333,500	369,500	423,800	461,400
52	267,100	283,000	311,400	334,500	370,800	424,900	462,200
53	267,500	283,600	312,400	335,700	372,300	426,100	463,000
54	268,100	284,200	313,500	337,000	373,500	427,100	463,800
55	268,700	284,800	314,500	338,300	374,600	428,200	464,500
56	269,100	285,400	315,500	339,500	375,800	429,300	465,200

57	269, 600	286, 000	316, 300	340, 400	376, 900	430, 300	466, 000
58	270, 100	286, 900	317, 400	341, 600	377, 800	430, 800	466, 400
59	270, 500	287, 800	318, 400	342, 700	378, 800	431, 400	466, 800
60	271, 000	288, 600	319, 400	344, 000	379, 700	431, 800	467, 200
61	271, 400	289, 400	320, 300	345, 000	380, 300	432, 400	
62	271, 900	290, 300	321, 400	345, 900	381, 100	432, 900	
63	272, 300	291, 200	322, 400	347, 000	381, 900	433, 300	
64	272, 800	292, 100	323, 400	348, 200	382, 700	433, 800	
65	273, 200	292, 900	324, 300	349, 300	383, 400	434, 300	
66	273, 700	293, 900	325, 500	350, 500	384, 100	434, 700	
67	274, 100	294, 700	326, 700	351, 700	384, 800	435, 000	
68	274, 500	295, 600	327, 900	352, 700	385, 400	435, 300	
69	275, 000	296, 400	328, 600	353, 700	386, 000	435, 700	
70	275, 500	297, 400	329, 700	354, 700	386, 600	435, 900	
71	276, 000	298, 400	330, 800	355, 800	387, 300	436, 100	
72	276, 500	299, 300	331, 700	356, 900	387, 900	436, 300	
73	277, 000	300, 200	332, 800	357, 700	388, 600	436, 500	
74	277, 700	301, 200	333, 500	358, 800	389, 100	436, 700	
75	278, 400	302, 100	334, 600	359, 900	389, 700	436, 900	
76	279, 000	303, 100	335, 700	360, 900	390, 200	437, 100	
77	279, 500	304, 000	336, 800	361, 600	390, 600	437, 300	
78	280, 200	305, 000	338, 000	362, 400	391, 200	437, 500	
79	280, 800	306, 000	339, 100	363, 200	391, 700	437, 700	
80	281, 400	307, 000	340, 200	363, 900	392, 000	437, 900	
81	281, 900	307, 500	341, 300	364, 500	392, 300	438, 100	
82	282, 500	308, 400	342, 400	365, 000	392, 800	438, 300	
83	283, 100	309, 400	343, 400	365, 500	393, 200		
84	283, 600	310, 200	344, 500	366, 000	393, 500		
85	284, 100	311, 100	345, 400	366, 600	393, 800		
86	284, 700	312, 100	346, 400	367, 100	394, 300		
87	285, 200	313, 100	347, 300	367, 600	394, 800		
88	285, 600	314, 200	348, 300	368, 100	395, 200		
89	285, 800	315, 100	349, 200	368, 500	395, 500		
90	286, 100	316, 200	350, 000	368, 900	395, 900		
91	286, 300	317, 200	350, 800	369, 500	396, 400		
92	286, 500	318, 300	351, 600	370, 000	396, 800		
93	286, 800	319, 100	352, 200	370, 300	397, 200		
94	287, 200	319, 800	352, 800	370, 800	397, 400		
95	287, 600	320, 500	353, 400	371, 200	397, 600		
96	287, 900	321, 100	354, 000	371, 500	397, 800		
97	288, 000	321, 600	354, 400	372, 100	398, 000		
98	288, 100	321, 900	354, 800	372, 600	398, 200		
99	288, 400	322, 500	355, 300	373, 100	398, 400		
100	288, 700	323, 100	355, 700	373, 600	398, 600		
101	289, 000	323, 500	356, 200	374, 200	398, 800		
102	289, 400	324, 100	356, 600	374, 700	399, 000		
103	289, 700	324, 700	357, 100	375, 200	399, 200		
104	290, 000	325, 200	357, 500	375, 600	399, 400		
105	290, 200	325, 600	357, 800	376, 200	399, 600		
106	290, 500	326, 100	358, 300	376, 700	399, 800		
107	290, 800	326, 600	358, 700	377, 200	400, 000		
108	291, 000	327, 100	359, 000	377, 700	400, 200		
109	291, 300	327, 500	359, 500	378, 300			
110	291, 600	327, 900	360, 000	378, 700			
111	291, 900	328, 200	360, 500	379, 200			
112	292, 100	328, 500	361, 000	379, 700			
113	292, 300	328, 800	361, 500	380, 300			
114	292, 500	329, 200	362, 000	380, 600			
115	292, 600	329, 500	362, 500	380, 900			
116	292, 800	329, 800	362, 900	381, 200			

117	293, 000	330, 000	363, 300	381, 500			
118	293, 300	330, 300	363, 700	381, 800			
119	293, 500	330, 600	364, 200	382, 100			
120	293, 700	330, 800	364, 700	382, 400			
121	293, 900	331, 000	365, 100	382, 700			
122	294, 100	331, 300	365, 600	383, 000			
123	294, 300	331, 600	366, 100	383, 300			
124	294, 500	331, 900	366, 600	383, 600			
125	294, 700	332, 100	366, 900	383, 900			
126	294, 800	332, 400	367, 050	384, 200			
127	295, 000	332, 800	367, 200	384, 500			
128	295, 200	333, 000	367, 350	384, 800			
129	295, 400	333, 200	367, 500	385, 100			
130	295, 500	333, 400	367, 650	385, 400			
131	295, 700	333, 800	367, 800				
132	295, 900	334, 000	367, 950				
133	296, 000	334, 300	368, 100				
134	296, 100	334, 700	368, 250				
135	296, 300	335, 100	368, 400				
136	296, 400	335, 500	368, 550				
137	296, 500	335, 800	368, 700				
138	296, 600	336, 200	368, 850				
139	296, 700	336, 600	369, 000				
140	296, 800	337, 000	369, 150				
141	296, 900	337, 300					
142	297, 000	337, 700					
143	297, 100	337, 900					
144	297, 200	338, 000					
145	297, 300	338, 100					
146	297, 400	338, 200					
147	297, 500	338, 300					
148	297, 600	338, 400					
149	297, 700	338, 500					
150	297, 800	338, 600					
151	297, 900	338, 700					
152	298, 000	338, 800					
153	298, 100	338, 900					
154	298, 200	338, 950					
155	298, 300	339, 000					
156	298, 400	339, 050					
157	298, 500	339, 100					
158	298, 600	339, 150					
159	298, 700	339, 200					
160	298, 800	339, 250					
161	298, 900	339, 300					
162	299, 000	339, 350					
163	299, 100	339, 400					
164	299, 200	339, 450					
165	299, 300	339, 500					
166	299, 400	339, 550					
167	299, 500	339, 600					
168	299, 600	339, 650					
169	299, 700						
170	299, 750						
171	299, 800						
172	299, 850						
173	299, 900						
174	299, 950						
175	300, 000						
176	300, 050						
177	300, 100						
178	300, 150						
179	300, 200						

再任用職員	239,100	259,600	266,900	277,200	293,600	331,100	375,800

別表第２　事務職基本給表（第１１条第１項第２号関係）

職務の級 / 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	179,900	261,200	294,300	317,000	349,900	401,200	450,300	501,800	546,200
2	181,000	261,500	294,500	317,300	350,200	401,600	450,700	502,300	546,700
3	182,200	261,700	294,800	317,700	350,600	402,000	451,100	502,800	547,200
4	183,300	262,000	295,100	318,000	350,900	402,400	451,500	503,300	547,700
5	184,400	262,200	295,300	318,300	351,300	402,700	451,800	503,800	548,200
6	186,000	263,300	295,600	318,600	351,600	403,100	452,200	504,300	548,600
7	187,600	264,300	295,900	318,900	351,900	403,500	452,500	504,800	549,000
8	189,100	265,400	296,200	319,100	352,200	403,900	452,900	505,400	549,400
9	190,600	266,400	296,500	319,400	352,500	404,300	453,200	505,800	549,800
10	192,200	267,500	298,000	321,300	352,900	404,800	453,600	506,300	556,100
11	193,800	268,600	299,600	323,100	353,200	405,200	453,900	506,800	556,400
12	195,300	269,600	301,100	324,900	353,500	405,600	454,200	507,300	556,700
13	196,900	270,700	302,500	326,600	353,800	406,000	454,500	507,800	557,000
14	198,500	271,700	303,700	328,400	355,600	406,400	454,800	508,200	562,300
15	200,200	272,700	304,800	330,100	357,200	406,800	455,100	508,600	562,600
16	201,900	273,900	306,000	331,800	358,900	407,200	455,500	508,900	562,700
17	203,100	274,900	307,300	333,500	360,500	407,500	455,800	509,300	563,000
18	204,700	276,200	308,900	335,200	362,300	409,400	456,100	515,300	563,100
19	206,300	277,500	310,600	337,000	363,900	411,300	456,400	515,500	567,400
20	207,800	278,700	312,200	338,600	365,500	413,100	456,600	515,700	567,600
21	209,200	280,000	313,800	340,200	367,000	414,900	456,900	515,900	567,700
22	210,900	281,400	315,400	341,800	368,700	416,700	457,200	516,200	
23	212,600	282,600	317,100	343,500	370,300	418,500	457,400	520,800	
24	214,300	283,900	318,700	345,100	371,900	420,300	462,300	521,000	
25	216,000	285,100	320,200	346,500	373,800	421,900	462,500	521,200	
26	217,700	286,300	322,000	348,200	375,700	423,400	462,700	521,400	
27	219,100	287,700	323,600	349,800	377,600	424,900	462,900	525,200	
28	220,400	289,000	325,300	351,500	379,400	426,400	467,300	525,400	
29	221,700	290,400	326,700	352,800	380,900	427,900	467,500	525,500	
30	222,900	291,500	328,500	354,300	382,700	429,200	467,600	525,700	
31	224,000	292,600	330,200	355,900	384,400	430,500	467,700	528,700	
32	225,200	293,700	331,900	357,400	386,000	431,700	467,800	528,900	
33	226,300	294,800	333,100	359,100	387,700	432,900	467,900	529,000	
34	227,900	296,100	335,000	360,900	389,100	434,200	472,000	529,200	
35	229,400	297,300	336,800	362,600	390,500	435,500	472,100	532,000	
36	230,900	298,500	338,400	364,300	391,900	436,700	472,200	532,100	
37	232,400	299,700	340,000	365,700	393,300	437,900	472,300	532,200	
38	234,000	301,100	341,600	367,000	394,500	438,700	472,400	532,300	
39	235,500	302,400	343,300	368,300	395,700	439,500	472,500	532,500	
40	237,000	303,800	344,900	369,700	396,700	440,300	472,600	535,100	
41	238,500	305,100	346,700	370,800	397,800	440,900	472,700	535,200	
42	239,900	306,500	348,500	371,700	399,000	441,500	476,100		
43	241,400	307,800	350,300	372,700	400,100	442,100	476,200		
44	242,800	309,100	352,100	373,800	401,200	442,700	476,500		
45	244,000	310,500	353,600	374,600	401,900	443,400	476,800		
46	245,200	311,800	355,000	375,500	402,600	444,200	476,950		
47	246,400	313,200	356,400	376,400	403,300	444,600	477,100		
48	247,700	314,400	357,800	377,200	404,000	445,300	477,250		
49	248,800	315,300	359,300	378,000	404,600	445,800	477,400		
50	250,000	316,600	360,100	378,800	405,200	446,200	477,550		
51	251,200	317,900	361,100	379,600	405,700	446,600	477,700		
52	252,300	319,300	362,100	380,300	406,100	447,000	477,850		
53	253,400	320,500	363,000	381,000	406,500	447,400	478,000		
54	254,500	321,900	364,100	381,700	406,700	447,800	478,150		
55	255,500	323,100	365,000	382,400	407,000	448,200	478,300		
56	256,600	324,400	366,000	383,100	407,300	448,500	478,450		

57	257, 600	325, 700	366, 900	383, 600	407, 600	448, 800	478, 600		
58	258, 600	326, 800	367, 600	384, 200	407, 900	449, 200	478, 750		
59	259, 600	327, 900	368, 300	384, 800	408, 200	449, 500	478, 900		
60	260, 500	329, 000	368, 900	385, 500	408, 500	449, 800	479, 050		
61	261, 400	329, 700	369, 300	385, 900	408, 800	450, 100			
62	262, 200	330, 600	369, 900	386, 500	409, 100	450, 250			
63	262, 900	331, 300	370, 600	387, 100	409, 400	450, 400			
64	263, 700	332, 100	371, 300	387, 600	409, 700	450, 550			
65	264, 600	332, 900	371, 600	388, 000	409, 900	450, 700			
66	265, 400	333, 300	372, 300	388, 600	410, 200	450, 850			
67	266, 200	333, 900	373, 000	389, 200	410, 500	451, 000			
68	266, 900	334, 600	373, 600	389, 700	410, 800	451, 150			
69	267, 600	335, 400	373, 900	390, 100	411, 000	451, 300			
70	268, 500	336, 100	374, 400	390, 600	411, 300	451, 450			
71	269, 300	336, 800	375, 000	391, 100	411, 600	451, 600			
72	270, 100	337, 400	375, 600	391, 700	411, 800	451, 750			
73	270, 900	337, 900	375, 900	392, 000	412, 000	451, 900			
74	271, 700	338, 500	376, 500	392, 400	412, 300	452, 050			
75	272, 600	339, 000	377, 200	392, 800	412, 600				
76	273, 400	339, 600	377, 800	393, 200	412, 800				
77	274, 100	339, 900	378, 200	393, 500	413, 000				
78	274, 900	340, 400	378, 700	393, 800	413, 300				
79	275, 700	340, 800	379, 300	394, 100	413, 600				
80	276, 400	341, 200	379, 800	394, 300	413, 800				
81	277, 200	341, 600	380, 300	394, 500	414, 000				
82	277, 900	342, 100	380, 900	394, 800	414, 300				
83	278, 700	342, 600	381, 400	395, 100	414, 600				
84	279, 400	343, 100	381, 700	395, 300	414, 800				
85	279, 700	343, 400	382, 100	395, 500	415, 000				
86	279, 900	343, 800	382, 600	395, 800	415, 100				
87	280, 200	344, 300	383, 000	396, 100	415, 200				
88	280, 500	344, 700	383, 400	396, 300	415, 300				
89	280, 800	345, 000	383, 800	396, 500	415, 400				
90	281, 200	345, 400	384, 300	396, 800	415, 500				
91	281, 600	345, 800	384, 700	397, 100	415, 600				
92	281, 900	346, 200	385, 100	397, 300	415, 700				
93	282, 300	346, 400	385, 400	397, 500	415, 800				
94	282, 800	346, 800	385, 550	397, 600	415, 900				
95	283, 300	347, 200	385, 700	397, 700	416, 000				
96	283, 600	347, 600	385, 850	397, 800	416, 100				
97	283, 800	347, 800	386, 000	397, 900	416, 200				
98	284, 100	348, 200	386, 150	398, 000	416, 300				
99	284, 400	348, 600	386, 300	398, 100	416, 400				
100	284, 900	348, 900	386, 450	398, 200	416, 500				
101	285, 300	349, 200	386, 600	398, 300					
102	285, 700	349, 600	386, 750	398, 400					
103	286, 100	350, 000	386, 900	398, 500					
104	286, 500	350, 400	387, 050	398, 600					
105	286, 800	350, 900	387, 200	398, 700					
106	287, 200	351, 300	387, 350						
107	287, 500	351, 700	387, 500						
108	287, 800	352, 100	387, 650						
109	288, 200	352, 600							
110	288, 500	353, 000							
111	288, 800	353, 300							
112	289, 100	353, 600							
113	289, 400	354, 100							
114	289, 600	354, 350							
115	289, 800	354, 600							
116	290, 000	354, 850							

117	290, 200	355, 100							
118	290, 500	355, 350							
119	290, 800	355, 600							
120	291, 000	355, 850							
121	291, 200	356, 100							
122	291, 500	356, 350							
123	291, 700	356, 600							
124	291, 900	356, 850							
125	292, 200	357, 100							
126	292, 400	357, 350							
127	292, 500	357, 600							
128	292, 700	357, 850							
129	292, 900	358, 100							
130	293, 000	358, 350							
131	293, 200								
132	293, 400								
133	293, 500								
134	293, 600								
135	293, 800								
136	293, 900								
137	294, 000								
138	294, 100								
139	294, 200								
140	294, 300								
141	294, 400								
142	294, 500								
143	294, 600								
144	294, 700								
145	294, 800								
146	294, 900								
147	295, 000								
148	295, 100								
149	295, 200								
150	295, 300								
151	295, 400								
152	295, 500								
153	295, 600								
154	295, 700								
155	295, 800								
156	295, 900								
157	296, 000								
158	296, 050								
159	296, 100								
160	296, 150								
161	296, 200								
162	296, 250								
163	296, 300								
164	296, 350								
165	296, 400								
166	296, 450								
167	296, 500								
168	296, 550								
169	296, 600								
170	296, 650								
171	296, 700								
172	296, 750								
再任用職員	219, 000	259, 400	279, 000	294, 200	319, 900	361, 900	395, 400	447, 100	527, 700

別表第３　技能職基本給表（第１１条第１項第３号関係）

職務の級 号俸	１級	２級	３級	４級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	179,300	243,000	277,000	304,300
2	179,400	243,200	277,200	304,600
3	179,600	243,300	277,400	304,900
4	179,800	243,500	277,600	305,200
5	180,000	243,600	277,700	305,400
6	180,100	244,800	278,500	305,700
7	180,300	245,800	279,200	305,800
8	180,500	246,800	279,900	306,000
9	180,600	247,900	280,500	306,200
10	180,800	249,100	281,100	307,700
11	181,000	250,300	281,800	309,100
12	181,200	251,300	282,400	310,300
13	181,300	252,400	283,000	311,400
14	181,500	253,500	283,700	312,600
15	181,700	254,400	284,300	313,800
16	181,900	255,000	284,900	315,000
17	182,100	255,600	285,400	316,100
18	183,700	256,000	286,000	317,300
19	185,400	256,400	286,500	318,500
20	187,000	256,900	287,000	319,700
21	188,600	257,400	287,500	320,700
22	190,200	258,000	287,900	321,800
23	191,700	258,600	288,400	323,000
24	193,300	259,300	288,800	324,100
25	194,800	260,100	289,200	325,100
26	196,300	260,800	289,700	326,300
27	197,800	261,500	290,200	327,400
28	199,300	262,400	290,600	328,500
29	200,800	263,200	291,100	329,600
30	202,300	264,000	291,600	330,600
31	203,800	264,700	292,000	331,600
32	205,300	265,500	292,500	332,700
33	206,700	266,400	292,900	333,700
34	208,200	267,100	293,500	334,600
35	209,600	267,800	294,100	335,700
36	211,100	268,600	294,600	336,700
37	212,500	269,300	295,200	337,700
38	213,600	270,100	295,700	338,700
39	214,800	270,800	296,300	339,700
40	215,900	271,500	296,800	340,600
41	219,200	272,200	297,300	341,500
42	219,900	273,000	298,100	342,400
43	220,600	273,600	298,700	343,300
44	221,300	274,300	299,500	344,200
45	221,900	274,800	300,100	345,100
46	223,200	275,400	300,700	346,100
47	224,600	276,000	301,400	347,100
48	225,700	276,500	301,900	348,000
49	226,600	277,100	302,500	348,900
50	227,100	277,700	303,100	349,800
51	227,700	278,200	303,700	350,700
52	228,300	278,700	304,300	351,500
53	229,000	279,100	304,900	352,300
54	229,600	279,600	305,600	353,100
55	230,200	280,100	306,300	353,900
56	230,800	280,700	307,000	354,600

57	231, 600	281, 100	307, 600	355, 300
58	232, 400	281, 700	308, 300	356, 100
59	233, 200	282, 200	309, 000	356, 900
60	233, 800	282, 800	309, 600	357, 500
61	234, 300	283, 400	310, 200	358, 200
62	235, 000	284, 000	310, 900	358, 800
63	235, 700	284, 700	311, 600	359, 500
64	236, 300	285, 300	312, 200	360, 200
65	236, 800	285, 900	312, 700	360, 800
66	237, 100	286, 600	313, 200	361, 300
67	237, 200	287, 200	313, 800	361, 800
68	237, 500	287, 800	314, 400	362, 300
69	238, 200	288, 300	315, 000	362, 700
70	239, 000	288, 900	315, 400	
71	239, 900	289, 400	315, 900	
72	240, 400	290, 000	316, 400	
73	240, 900	290, 500	316, 700	
74	241, 800	291, 000	317, 200	
75	242, 700	291, 500	317, 700	
76	243, 500	292, 000	318, 100	
77	244, 100	292, 400	318, 300	
78	245, 000	292, 800	318, 600	
79	246, 100	293, 200	318, 800	
80	246, 900	293, 600	319, 100	
81	247, 400	294, 000	319, 400	
82	248, 500	294, 400	319, 700	
83	249, 100	294, 800	320, 000	
84	249, 700	295, 300	320, 200	
85	250, 500	295, 600	320, 400	
86	251, 300	296, 100	320, 700	
87	252, 200	296, 600	321, 000	
88	253, 000	297, 100	321, 200	
89	253, 600	297, 400	321, 400	
90	254, 400	297, 900	321, 700	
91	254, 800	298, 400	322, 000	
92	254, 900	298, 700	322, 300	
93	255, 200	299, 100	322, 500	
94	255, 400	299, 600	322, 800	
95	255, 700	300, 100	323, 100	
96	255, 800	300, 600	323, 300	
97	256, 000	300, 900	323, 500	
98	256, 200	301, 300	323, 800	
99	256, 300	301, 800	324, 100	
100	256, 500	302, 300	324, 300	
101	256, 600	302, 700	324, 500	
102	257, 000	303, 100	324, 600	
103	257, 100	303, 400	324, 700	
104	257, 200	303, 700	324, 800	
105	257, 300	304, 000	324, 900	
106	257, 600	304, 400	325, 000	
107	257, 700	304, 700	325, 100	
108	257, 800	305, 100	325, 200	
109	258, 100	305, 400	325, 300	
110	258, 400	305, 800	325, 400	
111	258, 500	306, 200	325, 500	
112	258, 600	306, 500	325, 600	
113	258, 900	306, 700	325, 700	
114	259, 100	307, 000	325, 800	
115	259, 400	307, 300	325, 900	
116	259, 500	307, 500	326, 000	

117	259, 600	307, 700	326, 100	
118	259, 800	308, 000	326, 200	
119	260, 000	308, 300		
120	260, 100	308, 500		
121	260, 300	308, 700		
122	260, 600	309, 000		
123	260, 900	309, 300		
124	261, 100	309, 500		
125	261, 300	309, 700		
126	261, 600	310, 000		
127	261, 900	310, 300		
128	262, 200	310, 500		
129	262, 400	310, 700		
130	262, 700	311, 000		
131	262, 800	311, 300		
132	263, 000	311, 500		
133	263, 200	311, 700		
134	263, 400	311, 800		
135	263, 600	311, 900		
136	263, 700	312, 000		
137	263, 900	312, 100		
138	264, 100	312, 200		
139	264, 300	312, 300		
140	264, 500	312, 400		
141	264, 700	312, 500		
142	264, 900	312, 600		
143	265, 100			
144	265, 300			
145	265, 500			
146	265, 600			
147	265, 800			
148	265, 900			
149	266, 000			
150	266, 100			
151	266, 200			
152	266, 300			
153	266, 400			
154	266, 500			
155	266, 600			
156	266, 700			
157	266, 900			
158	267, 000			
159	267, 200			
160	267, 300			
161	267, 500			
162	267, 600			
163	267, 700			
164	267, 800			
165	268, 000			
166	268, 100			
167	268, 200			
168	268, 300			
169	268, 500			
170	268, 600			
171	268, 700			
172	268, 800			
173	268, 900			
174	269, 000			
175	269, 100			
176	269, 200			
177	269, 300			
178	269, 400			
179	269, 500			

180	269,550			
181 182 183 184	269,600 269,650 269,700 269,750			
185 186 187 188	269,800 269,850 269,900 269,950			
189 190	270,000 270,050			
再任用職員	208,500	227,000	248,000	279,100

別表第４　教育職基本給表（第１１条第１項第４号関係）

職務の級 / 号俸	１級	２級	３級	４級	５級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	243,700	322,300	375,900	448,600	557,700
2	245,900	323,200	376,400	449,000	558,200
3	248,000	324,000	376,900	449,600	558,700
4	250,100	324,900	377,400	450,400	559,200
5	252,000	325,500	378,200	450,900	559,700
6	253,900	326,000	378,600	451,400	560,100
7	256,000	326,500	379,100	451,800	560,500
8	257,800	326,900	379,500	452,300	560,900
9	259,900	327,500	380,100	452,600	561,300
10	262,000	327,900	380,700	453,000	567,700
11	264,200	328,300	381,200	453,500	568,000
12	266,600	328,800	381,900	454,000	568,300
13	268,600	329,200	382,500	454,200	568,600
14	270,800	330,900	383,000	454,600	573,800
15	273,000	332,500	383,400	454,900	574,000
16	275,300	334,100	384,000	455,300	574,200
17	277,300	335,900	384,600	455,700	574,500
18	280,300	337,500	386,600	456,200	574,600
19	283,300	339,300	388,200	456,600	578,900
20	286,300	340,900	389,600	457,100	579,000
21	289,100	342,600	390,900	457,500	579,100
22	292,000	344,700	392,300	457,900	
23	294,800	346,800	393,700	465,700	
24	297,500	349,100	394,700	466,000	
25	300,000	351,100	395,900	466,400	
26	302,100	352,800	397,200	466,800	
27	304,300	354,500	398,500	474,200	
28	306,500	356,500	399,900	474,600	
29	308,800	358,200	401,300	475,100	
30	310,700	359,900	402,600	475,400	
31	312,700	361,500	404,100	482,600	
32	314,700	363,000	405,600	483,100	
33	316,600	364,400	406,800	483,400	
34	318,500	365,900	408,200	483,700	
35	320,500	367,400	409,300	491,100	
36	322,500	368,600	410,700	491,700	
37	324,500	370,000	411,700	492,000	
38	325,700	371,500	413,000	492,300	
39	327,000	373,100	414,200	499,100	
40	328,100	374,700	415,700	499,400	
41	329,200	376,200	416,600	499,700	
42	329,700	377,700	417,700	500,000	
43	330,200	379,300	418,900	506,400	
44	330,700	381,000	420,000	506,700	
45	331,500	382,400	421,100	507,000	
46	332,500	383,800	422,300	507,300	
47	333,000	385,100	423,500	513,500	
48	333,700	386,500	424,700	513,900	
49	334,300	387,700	425,900	514,200	
50	335,000	389,000	427,200	514,400	
51	335,500	390,200	428,400	520,300	
52	336,100	391,500	429,700	520,600	
53	336,700	392,600	430,400	521,000	
54	337,200	393,900	431,400	521,300	
55	337,900	395,100	432,300	526,700	
56	338,600	396,300	433,100	527,000	

57	339, 100	397, 300	434, 000	527, 200	
58	339, 500	398, 400	434, 900	527, 500	
59	340, 200	399, 500	435, 800	531, 600	
60	340, 800	400, 600	436, 700	531, 800	
61	341, 500	401, 900	437, 600	532, 000	
62	342, 100	403, 300	438, 500	532, 200	
63	342, 800	404, 800	439, 500	535, 200	
64	343, 600	406, 300	440, 600	535, 400	
65	344, 000	407, 200	441, 500	535, 500	
66	344, 600	408, 200	442, 500	535, 700	
67	345, 100	409, 200	443, 500	538, 700	
68	345, 700	410, 300	444, 400	538, 900	
69	346, 100	411, 300	445, 400	539, 000	
70	346, 900	412, 200	446, 400	539, 200	
71	347, 400	413, 000	447, 300	541, 900	
72	348, 000	413, 800	448, 300	542, 000	
73	348, 300	414, 600	449, 200	542, 100	
74	348, 900	415, 500	450, 100	542, 200	
75	349, 400	416, 300	451, 000	542, 400	
76	349, 900	417, 000	452, 000	545, 000	
77	350, 400	417, 700	452, 800	545, 500	
78	351, 100	418, 100	453, 300		
79	351, 700	418, 400	453, 900		
80	352, 200	418, 700	454, 500		
81	352, 900	419, 000	455, 100		
82	353, 700	419, 300	455, 800		
83	354, 600	419, 500	456, 100		
84	355, 400	419, 800	456, 700		
85	355, 800	420, 100	457, 100		
86	356, 400	420, 400	457, 400		
87	357, 000	420, 700	457, 700		
88	357, 600	421, 000	458, 000		
89	357, 900	421, 200	458, 300		
90	358, 300	421, 400			
91	358, 800	421, 700			
92	359, 300	422, 000			
93	359, 500	422, 200			
94	359, 900	422, 500			
95	360, 300	422, 800			
96	360, 700	423, 100			
97	360, 800	423, 300			
98	361, 000	423, 600			
99	361, 100	423, 900			
100	361, 300	424, 100			
101	361, 400	424, 300			
102	361, 800	424, 600			
103	362, 000	424, 900			
104	362, 400	425, 100			
105	362, 500	425, 300			
106	362, 700				
107	363, 000				
108	363, 300				
109	363, 400				
110	363, 700				
111	364, 000				
112	364, 100				
113	364, 200				
114	364, 300				
115	364, 500				
116	364, 600				

117	364,700				
118	364,800				
119	365,000				
120	365,200				
121	365,400				
122	365,500				
123	365,600				
124	365,700				
125	365,900				
126	366,300				
127	366,700				
128	367,000				
129	367,200				
再任用職員	286,300	297,300	319,400	404,000	539,100

別表第５　研究職基本給表（第１１条第１項第５号関係）

号俸	基本給月額
	円
1	229,900
2	234,000
3	236,700
4	239,400
5	242,000
6	243,600
7	245,100
8	246,700
9	248,300
10	250,400
11	252,500
12	254,500
13	256,500
14	258,900
15	261,200
16	263,400
17	265,600
18	268,000
19	270,400
20	272,900
21	275,200
22	277,300
23	279,400
24	281,500
25	283,500
26	285,500
27	287,400
28	289,400
29	291,300
30	292,900
31	294,500
32	296,000
33	297,600
34	299,200
35	300,700
36	302,200
37	303,700
38	304,600
39	305,500
40	306,500
41	307,300
42	307,800
43	308,300
44	308,800
45	309,300
46	309,900
47	310,500
48	311,000
49	311,500
50	312,100
51	312,700
52	313,300
53	313,800
54	314,300
55	314,800
56	315,300
57	315,700
58	316,100
59	316,600
60	317,000
61	317,500
62	318,200
63	318,800
64	319,500
65	320,000
66	320,700
67	321,300
68	322,000
69	322,500
70	323,200
71	323,900
72	324,500
73	325,000
74	325,800
75	326,500
76	327,300
77	328,100
78	328,800
79	329,500
80	330,300
81	331,000
82	331,800
83	332,500
84	333,100
85	333,600
86	334,100
87	334,500
88	334,900
89	335,200
90	335,700
91	336,100
92	336,500
93	336,800
94	337,200
95	337,600
96	338,000
97	338,500
98	339,000
99	339,500
100	340,000
101	340,500
102	341,000
103	341,500
104	342,000
105	342,400
106	342,800
107	343,300
108	343,700
109	344,200
110	344,600
111	345,100
112	345,500
113	346,000
114	346,400
115	346,800
116	347,200
117	347,700
118	348,100
119	348,500
120	348,900
121	349,300
再任用職員	263,000

別表第６　福祉職基本給表（第１１条第１項第６号関係）

職務の級 / 号俸	１級	２級	３級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	195,800	283,900	309,000
2	197,400	284,200	309,200
3	199,100	284,400	309,500
4	200,700	284,600	309,700
5	202,200	284,800	309,900
6	203,700	285,800	310,200
7	205,300	286,800	310,500
8	206,900	287,700	310,800
9	208,400	288,700	311,100
10	210,100	289,600	312,800
11	211,900	290,500	314,400
12	213,000	291,400	316,000
13	214,200	292,300	317,200
14	215,400	293,300	318,700
15	216,600	294,500	320,200
16	217,700	295,600	321,700
17	218,900	296,900	323,100
18	219,900	298,000	324,700
19	221,000	299,200	326,100
20	222,000	300,400	327,600
21	223,000	301,500	329,000
22	224,400	302,700	330,700
23	225,800	303,800	332,400
24	227,100	304,900	333,900
25	228,500	306,000	335,500
26	229,800	307,100	337,100
27	231,100	308,200	338,800
28	232,300	309,200	340,300
29	233,600	310,200	341,900
30	234,600	311,300	343,400
31	235,700	312,300	345,000
32	236,700	313,400	346,600
33	239,000	314,400	348,100
34	240,100	315,600	349,700
35	241,100	316,700	351,400
36	242,200	317,900	352,900
37	243,300	319,000	354,100
38	245,700	320,200	355,700
39	248,000	321,300	357,200
40	250,400	322,500	358,800
41	253,400	323,500	360,300
42	254,800	324,700	361,800
43	255,900	325,900	363,300
44	257,000	326,900	364,900
45	258,000	327,900	366,300
46	259,100	328,900	367,700
47	260,000	329,800	369,100
48	261,000	330,800	370,500
49	262,000	331,700	371,500
50	262,700	332,400	372,600
51	263,400	333,100	373,500
52	264,200	333,700	374,600
53	265,000	334,400	375,300
54	265,900	335,100	375,900
55	266,900	335,700	376,600
56	267,800	336,300	377,400
57	268,900	336,900	378,200
58	270,100	337,400	379,000
59	271,400	337,900	379,800
60	272,600	338,400	380,500
61	273,700	338,800	381,300
62	274,600	339,000	382,000
63	275,500	339,500	382,700
64	276,500	340,000	383,300
65	277,300	340,300	383,600
66	278,300	340,700	384,200
67	278,900	341,200	384,800
68	279,700	341,600	385,500
69	280,500	342,000	385,900
70	281,500	342,500	386,600
71	282,400	342,900	387,200
72	283,400	343,400	387,800
73	284,200	343,600	388,200
74	285,100	344,100	388,700
75	286,300	344,600	389,300
76	287,200	345,000	389,800
77	288,500	345,300	390,200
78	289,600	345,700	390,700
79	290,600	346,200	391,200
80	291,600	346,600	391,700
81	292,800	346,800	392,200
82	294,000	347,100	392,600
83	294,900	347,600	393,000
84	296,000	348,000	393,400
85	296,800	348,300	393,600
86	298,000	348,600	393,800
87	299,000	349,000	394,100
88	299,900	349,400	394,400
89	300,900	349,700	394,600
90	301,900	350,100	394,900
91	302,900	350,500	395,200
92	303,800	350,700	395,400
93	304,900	351,000	395,600
94	306,200	351,150	395,700
95	307,300	351,300	395,800
96	308,400	351,450	395,900
97	309,100	351,600	396,000
98	310,100	351,750	396,100
99	310,900	351,900	396,200
100	311,700	352,050	396,300
101	312,300	352,200	396,400
102	313,300	352,350	
103	314,500	352,500	
104	315,600	352,650	
105	316,900	352,800	
106	317,600	352,950	
107	318,200	353,100	
108	318,800	353,250	
109	319,500		
110	320,200		
111	320,800		
112	321,400		

113	321,700		
114	322,000		
115	322,600		
116	322,900		
117	323,200		
118	323,500		
119	323,800		
120	324,100		
121	324,500		
122	324,900		
123	325,200		
124	325,400		
125	325,900		
126	326,300		
127	326,500		
128	326,900		
129	327,300		
130	327,700		
131	328,100		
132	328,400		
133	328,600		
134	328,900		
135	329,200		
136	329,500		
137	329,900		
138	330,100		
139	330,400		
140	330,800		
141	331,200		
142	331,500		
143	331,900		
144	332,200		
145	332,500		
146	332,900		
147	333,200		
148	333,400		
149	333,600		
150	333,700		
151	333,800		
152	333,900		
153	334,000		
154	334,050		
155	334,100		
156	334,150		
157	334,200		
158	334,250		
159	334,300		
160	334,350		
161	334,400		
162	334,450		
163	334,500		
164	334,550		
165	334,600		
166	334,650		
167	334,700		
168	334,750		
169	334,800		
170	334,850		
再任用職員	244,800	259,500	292,900

別表第７　療養介助職基本給表（第１１条第１項第７号関係）

職務の級 / 号俸	１級	２級
	基本給月額	基本給月額
	円	円
1	195,700	196,700
2	197,000	198,000
3	198,300	199,300
4	199,600	200,600
5	201,000	202,000
6	202,300	203,300
7	203,400	204,400
8	204,700	205,700
9	206,000	207,000
10	207,700	208,700
11	209,400	210,400
12	211,200	211,900
13	213,100	213,500
14	214,700	215,000
15	216,300	216,500
16	217,900	218,000
17	219,400	219,500
18	220,700	221,000
19	221,800	222,300
20	222,800	223,600
21	223,700	224,700
22	224,400	225,600
23	225,300	226,700
24	226,000	227,600
25	226,700	228,500
26	227,600	229,600
27	228,400	230,600
28	229,000	231,500
29	229,700	232,400
30	230,300	233,200
31	230,900	234,000
32	231,500	234,900
33	232,700	236,300
34	233,200	236,900
35	233,900	237,800
36	234,300	238,300
37	234,800	239,900
38	235,400	240,500
39	236,000	241,400
40	236,600	242,000
41	236,900	242,500
42	237,400	243,200
43	237,700	243,700
44	238,100	244,100
45	238,400	244,600
46	238,800	245,200
47	239,100	245,800
48	239,200	246,200
49	239,600	246,900
50	240,000	247,500
51	240,400	248,100
52	240,800	248,700
53	241,200	249,200
54	241,800	250,000
55	242,400	251,000
56	243,000	251,900
57	243,200	252,400
58	243,500	253,300
59	243,900	254,000
60	244,000	254,400
61	244,300	255,000
62	244,500	255,800
63	244,700	256,500
64	245,000	257,100
65	245,100	257,300
66	245,500	258,100
67	245,800	258,700
68	245,900	259,100
69	246,000	259,500
70	246,100	259,800
71	246,200	260,300
72	246,300	260,800
73	246,400	261,200
74	246,500	261,400
75	246,600	261,600
76	246,700	262,000
77	246,800	262,600
78	246,900	263,000
79	247,000	263,300
80	247,100	263,900
81	247,200	264,400
82	247,300	264,900
83	247,400	265,200
84	247,500	265,600
85	247,600	266,300
86	247,700	266,500
87	247,800	266,900
88	247,900	267,100
89	248,000	267,600
90	248,100	267,900
91	248,200	268,300
92	248,300	268,800
93	248,400	269,200
94	248,500	269,600
95	248,600	269,900
96	248,700	270,100
97	248,800	270,200
98	248,900	270,300
99	249,000	270,400
100	249,100	270,600
101	249,200	270,900
102	249,300	271,200
103	249,400	271,400
104	249,500	271,700
105	249,600	271,800
106	249,700	271,900
107	249,800	272,100
108	249,900	272,300
109	250,000	272,400
110	250,100	272,700
111	250,200	272,900
112	250,300	273,100
113	250,400	273,200
114	250,500	273,300
115	250,600	273,400
116	250,700	273,500
117	250,800	273,700
118	250,900	273,800
119	251,000	273,900
120	251,100	274,000
121	251,200	274,100
122	251,300	274,200
123	251,400	274,400
124	251,450	274,600
125	251,500	274,700
126	251,550	274,900
127	251,600	275,000
128	251,650	275,200
129	251,700	275,400
130	251,750	275,600
131	251,800	275,800
132	251,850	276,000
133	251,900	276,100
134	251,950	276,300
135	252,000	276,400
136	252,050	276,500
137	252,100	276,600
138	252,150	276,700
139	252,200	276,900
140	252,250	277,000
141	252,300	277,100
142	252,350	277,200
143	252,400	277,300
144	252,450	277,400
145	252,500	277,500
146	252,550	277,600
147	252,600	277,700
148	252,650	277,800
149	252,700	277,900
再任用職員	211,700	233,600

別表第７の２　診療情報管理職基本給表（第１１条第１項第８号関係）

職務の級 / 号俸	１級	２級	３級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	179,900	261,200	294,300
2	181,000	261,500	294,500
3	182,200	261,700	294,800
4	183,300	262,000	295,100
5	184,400	262,200	295,300
6	186,000	263,300	295,600
7	187,600	264,300	295,900
8	189,100	265,400	296,200
9	190,600	266,400	296,500
10	192,200	267,500	298,000
11	193,800	268,600	299,600
12	195,300	269,600	301,100
13	196,900	270,700	302,500
14	198,500	271,700	303,700
15	200,200	272,700	304,800
16	201,900	273,900	306,000
17	203,100	274,900	307,300
18	204,700	276,200	308,900
19	206,300	277,500	310,600
20	207,800	278,700	312,200
21	209,200	280,000	313,800
22	210,900	281,400	315,400
23	212,600	282,600	317,100
24	214,300	283,900	318,700
25	216,000	285,100	320,200
26	217,700	286,300	322,000
27	219,100	287,700	323,600
28	220,400	289,000	325,300
29	221,700	290,400	326,700
30	222,900	291,500	328,500
31	224,000	292,600	330,200
32	225,200	293,700	331,900
33	226,300	294,800	333,100
34	227,900	296,100	335,000
35	229,400	297,300	336,800
36	230,900	298,500	338,400
37	232,400	299,700	340,000
38	234,000	301,100	341,600
39	235,500	302,400	343,300
40	237,000	303,800	344,900
41	238,500	305,100	346,700
42	239,900	306,500	348,500
43	241,400	307,800	350,300
44	242,800	309,100	352,100
45	244,000	310,500	353,600
46	245,200	311,800	355,000
47	246,400	313,200	356,400
48	247,700	314,400	357,800
49	248,800	315,300	359,300
50	250,000	316,600	360,100
51	251,200	317,900	361,100
52	252,300	319,300	362,100
53	253,400	320,500	363,000
54	254,500	321,900	364,100
55	255,500	323,100	365,000
56	256,600	324,400	366,000
57	257,600	325,700	366,900
58	258,600	326,800	367,600
59	259,600	327,900	368,300
60	260,500	329,000	368,900
61	261,400	329,700	369,300
62	262,200	330,600	369,900
63	262,900	331,300	370,600
64	263,700	332,100	371,300
65	264,600	332,900	371,600
66	265,400	333,300	372,300
67	266,200	333,900	373,000
68	266,900	334,600	373,600
69	267,600	335,400	373,900
70	268,500	336,100	374,400
71	269,300	336,800	375,000
72	270,100	337,400	375,600
73	270,900	337,900	375,900
74	271,700	338,500	376,500
75	272,600	339,000	377,200
76	273,400	339,600	377,800
77	274,100	339,900	378,200
78	274,900	340,400	378,700
79	275,700	340,800	379,300
80	276,400	341,200	379,800
81	277,200	341,600	380,300
82	277,900	342,100	380,900
83	278,700	342,600	381,400
84	279,400	343,100	381,700
85	279,700	343,400	382,100
86	279,900	343,800	382,600
87	280,200	344,300	383,000
88	280,500	344,700	383,400
89	280,800	345,000	383,800
90	281,200	345,400	384,300
91	281,600	345,800	384,700
92	281,900	346,200	385,100
93	282,300	346,400	385,400
94	282,800	346,800	
95	283,300	347,200	
96	283,600	347,600	
97	283,800	347,800	
98	284,100	348,200	
99	284,400	348,600	
100	284,900	348,900	
101	285,300	349,200	
102	285,700	349,600	
103	286,100	350,000	
104	286,500	350,400	
105	286,800	350,900	
106	287,200	351,300	
107	287,500	351,700	
108	287,800	352,100	
109	288,200	352,600	
110	288,500	353,000	
111	288,800	353,300	
112	289,100	353,600	

113	289,400	354,100	
114	289,600		
115	289,800		
116	290,000		
117	290,200		
118	290,500		
119	290,800		
120	291,000		
121	291,200		
122	291,500		
123	291,700		
124	291,900		
125	292,200		
126	292,400		
127	292,500		
128	292,700		
129	292,900		
130	293,000		
131	293,200		
132	293,400		
133	293,500		
134	293,600		
135	293,800		
136	293,900		
137	294,000		
138	294,100		
139	294,200		
140	294,300		
141	294,400		
142	294,500		
143	294,600		
144	294,700		
145	294,800		
146	294,900		
147	295,000		
148	295,100		
149	295,200		
150	295,300		
151	295,400		
152	295,500		
153	295,600		
154	295,700		
155	295,800		
156	295,900		
157	296,000		
再任用職員	219,000	259,400	279,000

別表第８　級別標準職務表（第１１条第３項関係）

イ　医療職基本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
１　級	１　薬剤師の職務 ２　診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務 ３　歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師又は心理療法士（以下この表において「医療技術職員」という。）の職務
２　級	１　困難な業務を行う薬剤師の職務 ２　主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務 ３　困難な業務を行う医療技術職員（心理療法士を除く。）の職務
３　級	１　主任薬剤師の職務 ２　副診療放射線技師長、副臨床検査技師長、副栄養管理室長、副臨床工学技士長、副理学療法士長、副作業療法士長又は副言語聴覚士長の職務 ３　困難な業務を行う主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務
４　級	１　副薬剤部長の職務 ２　困難な業務を行う主任薬剤師の職務 ３　診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、臨床工学技士長、理学療法士長、作業療法士長又は言語聴覚士長の職務
５　級	１　薬剤部長の職務 ２　困難な業務を行う診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
６　級	困難な業務を行う薬剤部長の職務
７　級	特に困難な業務を行う薬剤部長の職務
備考　１　本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 ２　特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 ３　前２項の規定は、以下の級別標準職務表において同様とする。	

ロ　医療職基本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
１　級	准看護師の職務
２　級	助産師又は看護師の職務
３　級	副看護師長の職務
４　級	看護師長の職務
５　級	副看護部長の職務
６　級	看護部長の職務
７　級	困難な業務を行う看護部長の職務

ハ　事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標　準　的　な　職　務
1　級	一般職員の職務
2　級	係長の職務
3　級	専門職の職務
4　級	1　課長の職務 2　室長の職務
5　級	困難な業務を行う課長の職務
6　級	部長の職務
7　級	困難な業務を行う部長の職務
8　級	特に困難な業務を行う部長の職務
9　級	理事長が別に定める職務

ニ　技能職基本給表級別標準職務表

職務の級	標　準　的　な　職　務
1　級	1　一般職員の職務 2　助手職員の職務 3　労務職員の職務
2　級	1　数名の一般職員を直接指揮監督する職長、副職長又は主任の職務 2　高度の技術又は経験を必要とする一般職員の職務 3　助手職員を直接指揮監督する職長又は副職長の職務
3　級	多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
4　級	極めて多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
備考　1　「一般職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師又は洗たく長等職員である。 2　「助手職員」とは、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手又は作業療法助手である。 3　「労務職員」とは、調理助手、保清員、洗たく員又は消毒員である。	

ホ　教育職基本給表級別標準職務表

職務の級	標　準　的　な　職　務
1　級	助教、助手の職務
2　級	講師の職務
3　級	准教授の職務
4　級	学部長、教授の職務
5　級	理事長が別に定める職務

ヘ　福祉職基本給表級別標準職務表

職務の級	標　準　的　な　職　務
1　級	1　児童指導員又は保育士の職務 2　医療社会事業専門員の職務
2　級	1　指導主任、主任児童指導員又は主任保育士の職務 2　医療社会事業専門職の職務
3　級	1　指導室長の職務 2　主任医療社会事業専門職又は医療福祉相談室長の職務

ト　療養介助職基本給表級別標準職務表

職務の級	標　準　的　な　職　務
1　級	療養介助員の職務
2　級	療養介助専門員の職務

チ　診療情報管理職基本給表級別標準職務表

職務の級	標　準　的　な　職　務
1　級	一般職員の職務
2　級	係長の職務
3　級	専門職の職務

別表第９　初任給基準表（第１２条第２項関係）

イ　医療職基本給表（一）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師	博士課程修了	25号俸
歯科医師	大学6卒	1号俸

ロ　医療職基本給表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学卒	1級21号俸
	大学6卒	1級35号俸
診療放射線技師	大学卒	1級21号俸
	短大3卒	1級17号俸
診療エックス線技師	短大卒	1級11号俸
臨床検査技師	大学卒	1級21号俸
	短大3卒	1級17号俸
衛生検査技師	大学卒	1級21号俸
	短大卒	1級11号俸
栄養士	大学卒	1級21号俸
	短大卒	1級11号俸
臨床工学技士	大学卒	1級21号俸
	短大3卒	1級17号俸
理学療法士 作業療法士	大学卒	1級21号俸
	短大3卒	1級17号俸
視能訓練士	大学卒	1級21号俸
	短大3卒	1級17号俸
言語聴覚士	大学卒	1級21号俸
	短大3卒	1級17号俸
歯科衛生士	短大3卒	1級17号俸
	短大2卒	1級11号俸
	高校専攻科卒	1級7号俸
歯科技工士	短大卒	1級11号俸
	高校卒	1級1号俸
あん摩マッサージ指圧師	短大3卒	1級17号俸
	短大2卒	1級11号俸
	高校卒	1級1号俸
その他	高校卒	1級1号俸

備考

薬剤師法の一部を改正する法律（平成１６年法律第１３４号）附則第３条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学６卒」の区分によるものとする。

ハ　医療職基本給表（三）初任給基準表

職　　種	学　歴　免　許　等	初　　任　　給
助　　産　　師	大　　学　　卒	２　級　11　号　俸
	短　　大　　３　　卒	２　級　５　号　俸
看　　護　　師	大　　学　　卒	２　級　９　号　俸
	短　　大　　３　　卒	２　級　５　号　俸
	短　　大　　２　　卒	２　級　１　号　俸
准　　看　　護　　師	准 看 護 師 養 成 所 卒	１　級　１　号　俸

備考

１　学歴免許等欄の「准看講師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第２２条第１号又は第２号に規定する学校又は養成所（平成１３年法律第１５３号による改正前の保健師助産師看護師法第２２条第１号又は第２号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。

２　准看講師の業務に３年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第２１条第３号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあっては２級13号俸、「短大２卒」にあっては２級９号俸とする。

ニ　事務職基本給表初任給基準表

試　　験		学　歴　免　許　等	初　　任　　給
採用試験	総　合　職（院卒）		１　級　43　号　俸
	総　合　職（大卒）		１　級　33　号　俸
	一　般　職（大卒）		１　級　25　号　俸
	一　般　職（高卒）		１　級　５　号　俸
そ　　の　　他		高　　校　　卒	１　級　１　号　俸

備考

１　試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。

２　試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。

３　試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。

４　試験欄の「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する正規の試験をいう。

ホ　技能職基本給表初任給基準表

職　　種	学　歴　免　許　等	初　　任　　給
技　　能　　職　　員	高　　校　　卒	１　級　17　号　俸
	中　　学　　卒	１　級　９　号　俸

備考

職種欄の「技能職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師、洗たく長等職員、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手、理学療法助手又は作業療法助手である。

ヘ　教育職基本給表初任給基準表

職　　種	学　歴　免　許　等	初　　任　　給
助　　教 助　　手	博　士　課　程　修　了 (大学６卒後のものに限る。)	１　級　37　号　俸
	博　士　課　程　修　了	１　級　31　号　俸
	修　士　課　程　修　了 専門職学位課程修了 大　学　６　卒	１　級　13　号　俸
	大　学　卒	１　級　１　号　俸

ト　研究職基本給表初任給基準表

試　　験		学　歴　免　許　等	初　　任　　給
採用試験	総　合　職（院卒）		１５　号　俸
	総　合　職（大卒）		５　号　俸
	一　般　職（大卒）		１　号　俸
そ　の　他		博　士　課　程　修　了 (大学６卒後のものに限る。)	３７　号　俸
		博　士　課　程　修　了	３３　号　俸
		修　士　課　程　修　了 専門職学位課程修了 大　学　６　卒	１３　号　俸

備考

１　試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。

２　試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。

３　試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。

４　試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了（大学６卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了専門職学位課程修了大学６卒」の区分は、あらかじめ理事長の承認を得た者に適用する。

５　試験欄の「総合職（院卒）」又は「総合職（大卒）」の区分の適用を受ける者のうち、「博士課程修了」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学６卒」の学歴免許等の資格を有する者で相当高度の研究業績を有する者をもって充てる必要のある職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が「博士課程修了」にあっては「３３号俸」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学６卒」にあっては「１７号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。

６　高度の専門性を有する学問分野についての知識経験を有する者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、理事長が別に定める。

チ　福祉職基本給表初任給基準表

職　　種	学　歴　免　許　等	初　　任　　給
児　童　指　導　員	大　学　卒	１　級　21　号　俸
医療社会事業専門員	短　大　卒	１　級　11　号　俸
保　育　士	短　大　卒	１　級　11　号　俸

備考

１　児童自立支援事業、児童福祉事業等に従事したことにより児童指導員又は保育士になった者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、理事長が別に定める。

２　職種欄の「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。

リ　療養介助職基本給表初任給基準表

職　　種	学　歴　免　許　等	初　　任　　給
療養介助専門員	大　　学　　卒	2　級　21　号　俸
	短　　大　　卒	2　級　11　号　俸
	高　　校　　卒	2　級　1　号　俸
療　養　介　助　員	短　　大　　卒	1　級　11　号　俸
	高　　校　　卒	1　級　1　号　俸

備考

1　職種欄の「療養介助専門員」とは、介護福祉士の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務（以下「身体介助等の業務」という。）に加え、介護計画の作成（外出時の支援を含む。）等を行う職員をいう。

2　職種欄の「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー２級）の資格を有し、身体介助等の業務を行う職員をいう。

3　学歴免許等の「大学卒」、「短大卒」の区分の適用については、理事長が別に定める学校等に限る。

ヌ　診療情報管理職基本給表初任給基準表

試　　験		学　歴　免　許　等	初　　任　　給
採用試験	総　合　職（院卒）		1　級　43　号　俸
	総　合　職（大卒）		1　級　33　号　俸
	一　般　職（大卒）		1　級　25　号　俸
	一　般　職（高卒）		1　級　5　号　俸
そ　の　他		高　　校　　卒	1　級　1　号　俸

備考

1　試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。

2　試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。

3　試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する正規の試験をいう。

4　試験欄の「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する正規の試験をいう。

別表第１０　学歴免許等資格区分表（第１２条第２項関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基礎学歴区分	学歴区分	
１　大学卒	一　博士課程修了	（１）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学院博士課程の修了 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二　修士課程修了	（１）学校教育法による大学院修士課程の修了 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三　専門職学位課程修了	（１）学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四　大学６卒	（１）学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第８５条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限６年のものに限る。）の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五　大学専攻科卒	（１）学校教育法による４年制の大学の専攻科の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六　大学４卒	（１）学校教育法による４年制の大学の卒業 （２）国立看護大学校の卒業 （３）保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限１年以上のものに限る。）の卒業 （４）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
２　短大卒	一　短大３卒	（１）学校教育法による３年制の短期大学の卒業 （２）学校教育法による２年制の短期大学の専攻科の卒業 （３）学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 （４）診療放射線技師法（昭和２６年法律第２２６号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 （５）臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和３３年法律第７６号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 （６）臨床工学技士法（昭和６２年法律第６０号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 （７）理学療法士及び作業療法士法（昭和４０年法律第１３７号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 （８）視能訓練士法（昭和４６年法律第６４号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のもの又は「短大２卒」を入学資格とする修業年限１年以上のものに限る。）の卒業 （９）言語聴覚士法（平成９年法律第１３２号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第３３条第３号の規定に基づき厚生労働省令（平成１０年厚令第７４号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における１年（高等専門学校にあっては、４年）以上の修業を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 (10) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和２２年法律第２１７号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年のものに限る。）の卒業

		(11) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 (12) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二　短大２卒	（１）学校教育法による２年制の短期大学の卒業 （２）学校教育法による高等専門学校の卒業 （３）学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（２年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 （４）栄養士法（昭和２２年法律第２４５号）第２条第１項の規定による栄養士の養成施設（「高校３卒」を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 （５）歯科衛生士法（昭和２３年法律第２０４号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 （６）歯科技工士法（昭和３０年法律第１６８号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 （７）あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限５年のものに限る。）の卒業 （８）保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程（同法第２１条第３号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業 （９）児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号）第１３条第１項第１号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設（「高校３卒」を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 (10) 海上保安学校本科の修菜年限２年の課程の卒業 (11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三　短大１卒	（１）海上保安学校本科の修業年限１年の課程の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
３　高校卒	一　高校専攻科卒	（１）学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二　高校３卒	（１）学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第７６条第２項に規定する高等部に限る。）の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三　高校２卒	（１）保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看講師養成所の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
４　中学卒	中　学　卒	（１）学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第７６条１項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

別表第11　昇格対応号俸表（第13条第1項関係）

イ　医療職基本給表（二）

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	2	1	1	1	1
15	1	3	1	1	1	1
16	1	4	1	1	1	1
17	1	5	1	1	1	1
18	1	6	2	2	2	1
19	1	7	3	3	3	1
20	1	8	4	4	4	1
21	1	9	5	5	5	1
22	1	10	6	6	6	1
23	1	11	7	7	7	1
24	1	12	8	8	8	1
25	1	13	9	9	9	1
26	1	14	10	10	10	2
27	1	15	11	11	11	3
28	1	16	12	12	12	4
29	1	17	13	13	13	5
30	1	18	14	14	14	6
31	1	19	15	15	15	7
32	1	20	16	16	16	8
33	1	21	17	17	17	9
34	1	22	18	18	18	10
35	1	23	19	19	19	11
36	1	24	20	20	20	12
37	1	25	21	21	21	12
38	2	26	22	22	21	12
39	3	27	23	23	22	12
40	4	28	24	24	22	13
41	5	29	25	25	23	13
42	6	30	26	26	23	13
43	7	31	27	27	24	13
44	8	32	28	28	24	14
45	9	33	29	29	25	14
46	10	34	30	30	25	14
47	11	35	31	31	25	14
48	12	36	32	32	25	15
49	13	37	33	33	25	15
50	14	38	33	33	25	15
51	15	39	34	34	26	15
52	16	40	34	34	26	16
53	17	41	35	35	26	16
54	18	42	35	35	27	16
55	19	43	36	36	27	16
56	20	44	36	36	27	17
57	21	45	37	37	28	17
58	22	46	38	37	28	17
59	23	47	39	37	29	17
60	24	48	40	38	29	17
61	25	49	41	38	29	17
62	26	50	41	38	29	
63	27	51	41	39	30	
64	28	52	42	39	30	
65	29	53	42	39	30	
66	30	54	42	40	30	
67	31	55	43	40	30	
68	32	56	43	40	30	
69	33	57	43	41	31	
70	34	58	44	41	31	
71	35	59	44	42	31	
72	36	60	44	42	31	
73	37	61	45	43	31	
74	38	61	45	43	31	
75	39	62	45	44	31	
76	40	62	45	44	31	
77	41	63	46	45	32	
78	42	63	46	45	32	
79	43	64	46	46	32	
80	44	64	46	46	32	
81	45	65	47	47		
82	46	65	47	47		
83	47	66	47	48		
84	48	66	47	48		
85	49	67	48	48		
86	50	67	48	48		
87	51	68	48	49		
88	52	68	48	49		
89	53	69	49	49		
90	53	70	49	50		
91	54	71	49	50		
92	54	72	50	50		
93	55	73	50	51		
94	55	73	50	51		
95	56	74	51	51		
96	56	74	51	52		
97	57	75	51	52		
98	57	75	52	52		
99	58	76	52	53		
100	58	76	52	53		
101	59	77	53			
102	59	77	53			
103	60	78	54			
104	60	78	54			
105	61	79	55			
106	61	79	55			
107	61	80	56			
108	61	80	56			
109	61	81	57			
110	62	81	57			
111	62	82	57			
112	62	82	57			
113	62	83	58			
114	62	83	58			
115	63	84	58			
116	63	84	58			
117	63	85	59			
118	63	85	59			
119	63	85	59			
120	64	86	59			
121	64	86	60			
122	64	86	60			
123	64	87				
124	64	87				
125	64	87				
126	65					
127	65					
128	65					
129	65					
130	65					
131	65					
132	65					
133	65					
134	66					
135	66					
136	66					
137	66					
138	66					
139	66					
140	66					
141	66					
142	66					
143	67					
144	67					
145	67					
146	67					
147	67					
148	67					
149	67					
150	67					
151	67					
152	68					
153	68					
154	68					
155	68					
156	68					
157	68					
158	68					
159	68					
160	68					
161	69					
162	69					
163	69					
164	69					
165	69					
166	69					
167	69					
168	69					
169	69					
170	69					

ロ　医療職基本給表（三）

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	37
55	39	31	43	39	32	37
56	40	32	44	40	32	38
57	41	33	45	41	33	39
58	42	34	46	42	33	39
59	43	35	47	43	34	39
60	44	36	48	44	34	39
61	45	37	49	45	35	39
62	46	38	50	46	35	40
63	47	39	51	47	36	40
64	48	40	52	48	36	40
65	49	41	53	49	37	40
66	50	42	54	50	37	41
67	51	43	55	51	38	42
68	52	44	56	52	38	43
69	53	45	57	53	39	43
70	54	46	58	53	39	44
71	55	47	59	54	40	44
72	56	48	60	54	40	45
73	57	49	61	55	41	45
74	58	50	62	55	41	45
75	59	51	63	56	41	45
76	60	52	64	56	41	45
77	61	53	65	57	41	46
78	62	54	66	58	41	46
79	63	55	67	59	42	46
80	64	56	68	60	42	46
81	65	57	69	61	42	46
82	65	58	70	61	42	47
83	66	59	71	62	42	
84	66	60	72	62	42	
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	43	
87	68	63	75	64	43	
88	68	64	76	64	43	
89	69	65	77	65	43	
90	70	66	78	65	43	
91	71	67	79	66	44	
92	72	68	80	66	44	
93	73	69	81	67	44	
94	73	70	82	67	44	
95	74	71	83	68	44	
96	74	72	84	68	44	
97	75	73	85	69	44	
98	75	74	85	70	44	
99	76	75	86	71	45	
100	76	76	86	72	45	
101	77	77	87	73	45	
102	78	78	87	73	45	
103	79	79	88	74	45	
104	80	80	88	74	45	
105	81	81	89	75	45	
106	81	81	90	75	45	
107	81	81	91	76	46	
108	81	82	92	76	46	
109	81	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111	82	83	95	79		
112	82	83	96	80		
113	82	83	97	81		
114	82	84	98	81		
115	83	84	99	82		
116	83	84	100	82		
117	83	85	101	83		
118	83	85	101	83		
119	83	85	102	84		
120	84	85	102	84		
121	84	86	103	85		
122	84	86	103	86		
123	84	86	104	87		
124	84	86	104	88		
125	85	87	105	89		
126	85	87	105	89		
127	85	87	105	90		
128	86	87	106	90		
129	86	88	106	91		
130	86	88	106	91		
131	87	88	107			
132	87	88	107			
133	87	89	107			
134	88	89	108			
135	88	89	108			
136	88	90	108			
137	89	90	109			
138	89	91	109			
139	89	91	109			
140	89	91	110			
141	90	92				
142	90	92				
143	90	92				
144	90	92				
145	91	92				
146	91	93				
147	91	93				
148	91	93				
149	92	93				
150	92	94				
151	92	94				
152	92	94				
153	93	95				
154	93	95				
155	93	95				
156	93	95				
157	94	95				
158	94	95				
159	94	96				
160	94	96				
161	95	96				
162	95	96				
163	95	96				
164	95	96				
165	96	96				
166	96	96				
167	96	96				
168	96	96				
169	97					
170	97					
171	97					
172	97					
173	97					
174	97					
175	98					
176	98					
177	98					
178	98					
179	98					

ハ　事務職基本給表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸							
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	25	25	21	21	13	13
34	1	18	26	26	21	22	14	13
35	1	19	27	27	22	23	14	13
36	1	20	28	28	22	24	14	14
37	1	21	29	29	23	25	14	14
38	1	22	30	30	23	25	14	14
39	1	23	31	31	24	26	15	15
40	1	24	32	32	24	26	15	15
41	1	25	33	33	25	27	15	15
42	1	26	34	34	25	27	15	
43	1	27	35	35	26	28	15	
44	1	28	36	36	26	28	16	
45	1	29	37	37	27	29	16	
46	1	30	38	38	27	29	16	
47	1	31	39	39	28	29	16	
48	1	32	40	40	28	30	16	
49	1	33	41	41	29	31	17	
50	2	34	42	41	29	31	17	
51	3	35	43	42	29	32	17	
52	4	36	44	42	29	32	17	
53	5	37	45	43	30	33	17	
54	6	38	46	43	30	33	18	
55	7	39	47	44	30	33	18	
56	8	40	48	44	30	33	18	
57	9	41	49	45	31	34	18	
58	10	42	50	45	31	35	18	
59	11	43	51	46	31	35	19	
60	12	44	52	46	31	35	19	
61	13	45	53	47	32	35		
62	14	45	54	47	32	36		
63	15	45	55	48	32	36		
64	16	46	56	48	32	36		
65	17	46	57	49	33	37		
66	18	46	58	49	33	37		
67	19	47	59	50	33	37		
68	20	47	60	50	34	37		
69	21	47	61	51	35	38		
70	22	48	62	51	35	38		
71	23	48	63	51	35	38		
72	24	48	64	51	35	38		
73	25	49	65	52	36	39		
74	26	49	66	53	36	39		
75	27	49	67	54	36			
76	28	50	68	55	36			
77	29	50	69	56	36			
78	30	50	69	57	36			
79	31	51	70	57	36			
80	32	51	71	58	36			
81	33	51	72	59	37			
82	34	52	72	60	37			
83	35	52	73	60	38			
84	36	52	74	61	38			
85	37	53	75	61	39			
86	38	53	76	61	39			
87	39	53	77	61	40			
88	40	53	78	61	40			
89	41	54	79	62	41			
90	41	54	80	62	41			
91	42	54	81	62	41			
92	42	54	82	62	41			
93	43	55	83	63	41			
94	43	55	84	63	42			
95	44	55	85	63	42			
96	44	55	85	63	42			
97	45	56	85	64	42			
98	45	56	86	64	42			
99	46	56	86	64	43			
100	46	56	86	64	43			
101	47	57	87	65				
102	47	57	87	65				
103	48	58	87	65				
104	48	58	88	65				
105	49	59	88	66				
106	49	59	88					
107	49	60	89					
108	49	60	90					
109	50	61						
110	50	61						
111	50	62						
112	50	62						
113	51	63						
114	51	63						
115	51	64						
116	51	64						
117	52	65						
118	52	65						
119	52	66						
120	52	66						
121	53	67						
122	53	67						
123	53	68						
124	53	68						
125	53	69						
126	54	69						
127	54	70						
128	54	70						
129	54	71						
130	54	71						
131	55							
132	55							
133	55							
134	55							
135	55							
136	56							
137	56							
138	56							
139	56							
140	56							
141	57							
142	57							
143	57							
144	57							
145	57							
146	58							
147	58							
148	58							
149	58							
150	58							
151	59							
152	59							
153	59							
154	59							
155	59							
156	60							
157	60							
158	60							
159	60							
160	60							
161	60							
162	60							
163	60							
164	60							
165	60							
166	60							
167	60							
168	60							
169	61							
170	61							
171	61							
172	61							

ニ　技能職基本給表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸		
	２級	３級	４級
17	1	1	1
18	1	1	2
19	1	1	3
20	1	1	4
21	1	1	5
22	1	1	6
23	1	1	7
24	1	1	8
25	1	1	9
26	1	1	10
27	1	1	11
28	1	1	12
29	1	1	13
30	1	2	13
31	1	3	14
32	1	4	14
33	1	5	15
34	1	6	15
35	1	7	16
36	1	8	16
37	1	9	17
38	1	10	17
39	1	11	18
40	1	12	18
41	1	13	19
42	1	14	19
43	1	15	20
44	1	16	20
45	1	17	21
46	1	18	22
47	1	19	23
48	1	20	24
49	1	21	25
50	2	22	25
51	3	23	26
52	4	24	26
53	5	25	27
54	6	26	27
55	7	27	28
56	8	28	28
57	9	29	29
58	10	30	29
59	11	31	29
60	12	32	30
61	13	33	30
62	14	34	30
63	15	35	31
64	16	36	31
65	17	37	31
66	18	38	32
67	19	39	32
68	20	40	32
69	21	41	33
70	22	42	33
71	23	43	33
72	24	44	34
73	25	45	34
74	26	46	34
75	27	47	35
76	28	48	35
77	29	49	35
78	29	50	36
79	30	51	36
80	30	52	36
81	31	53	37
82	31	54	37
83	32	55	37
84	32	56	38
85	33	57	38
86	34	58	38
87	35	59	38
88	36	60	39
89	37	61	39
90	38	61	39
91	39	62	39
92	40	62	39
93	41	63	40
94	42	63	40
95	43	64	40
96	44	64	41
97	45	65	41
98	46	65	41
99	47	66	41
100	48	66	41
101	49	67	41
102	49	67	41
103	50	68	41
104	50	68	42
105	51	69	42
106	51	70	42
107	52	71	42
108	52	72	42
109	53	73	42
110	53	73	42
111	54	74	42
112	54	74	42
113	55	75	43
114	55	75	43
115	56	76	43
116	56	76	43
117	57	77	43
118	57	78	43
119	58	79	
120	58	79	
121	59	80	
122	59	81	
123	60	82	
124	60	83	
125	61	83	
126	61	83	
127	61	84	
128	61	84	
129	62	85	
130	62	85	
131	62	85	
132	62	85	
133	63	86	
134	63	86	
135	63	86	
136	63	86	
137	64	87	
138	64	87	
139	64	87	
140	64	87	
141	65	88	
142	65	88	
143	65		
144	65		
145	66		
146	66		
147	66		
148	66		
149	67		
150	67		
151	67		
152	67		
153	68		
154	68		
155	68		
156	68		
157	69		
158	69		
159	69		
160	69		
161	70		
162	70		
163	70		
164	71		
165	72		
166	72		
167	72		
168	72		
169	72		
170	72		
171	73		
172	74		
173	74		
174	74		
175	75		
176	75		
177	75		
178	76		
179	76		
180	76		
181	77		
182	77		
183	77		
184	77		
185	77		
186	77		
187	77		
188	78		
189	78		
190	78		

ホ　教育職基本給表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	２級	３級	４級	５級
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	1
24	4	12	1	1
25	5	13	1	1
26	6	14	1	1
27	7	15	1	1
28	8	16	1	1
29	9	17	1	1
30	10	18	2	1
31	11	19	3	1
32	12	20	4	1
33	13	21	5	1
34	14	22	6	1
35	15	23	7	1
36	16	24	8	1
37	17	25	9	1
38	18	26	10	1
39	19	27	11	1
40	20	28	12	1
41	21	29	13	1
42	22	30	14	1
43	23	31	15	1
44	24	32	16	1
45	25	33	17	1
46	26	34	18	1
47	27	35	19	1
48	28	36	20	1
49	29	37	21	1
50	30	38	21	1
51	31	39	22	1
52	32	40	22	1
53	33	41	23	1
54	33	41	23	1
55	33	42	24	1
56	34	42	24	1
57	34	43	25	1
58	34	43	25	2
59	35	44	25	3
60	35	44	26	4
61	35	45	26	5
62	36	46	26	6
63	36	47	27	7
64	36	48	27	8
65	37	49	27	9
66	37	50	28	9
67	38	51	28	10
68	38	52	28	10
69	39	53	29	11
70	39	54	29	11
71	40	55	30	12
72	40	56	30	12
73	41	57	31	13
74	41	57	31	13
75	42	58	32	14
76	42	58	32	14
77	43	59	33	15
78	43	59	33	
79	44	60	33	
80	44	60	34	
81	45	61	34	
82	45	61	34	
83	46	62	35	
84	46	62	35	
85	47	63	35	
86	47	63	36	
87	48	64	36	
88	48	64	36	
89	49	65	37	
90	49	65		
91	49	66		
92	49	66		
93	50	67		
94	50	67		
95	50	68		
96	50	68		
97	51	69		
98	51	69		
99	51	70		
100	51	70		
101	52	71		
102	52	71		
103	52	72		
104	52	72		
105	53	73		
106	53			
107	53			
108	53			
109	54			
110	54			
111	54			
112	54			
113	55			
114	55			

115	55
116	55
117	56
118	56
119	56
120	56
121	57
122	57
123	57
124	58
125	58
126	58
127	59
128	59
129	59

ヘ　福祉職基本給表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸	
	２級	３級
9	1	1
10	1	2
11	1	3
12	1	4
13	1	5
14	1	6
15	1	7
16	1	8
17	1	9
18	1	10
19	1	11
20	1	12
21	1	13
22	1	14
23	1	15
24	1	16
25	1	17
26	1	18
27	1	19
28	1	20
29	1	21
30	1	22
31	1	23
32	1	24
33	1	25
34	1	26
35	1	27
36	1	28
37	1	29
38	1	30
39	1	31
40	1	32
41	1	33
42	1	33
43	1	34
44	1	34
45	1	35
46	1	35
47	1	36
48	1	36
49	1	37
50	1	38
51	1	39
52	1	40
53	1	41
54	1	41
55	1	41
56	1	42
57	1	42
58	2	42
59	3	43
60	4	43
61	5	43
62	6	44
63	7	44
64	8	44
65	9	45
66	10	45
67	11	45
68	12	45
69	13	45
70	14	46
71	15	46
72	16	46
73	17	46
74	18	46
75	19	47
76	20	47
77	21	48
78	22	48
79	23	48
80	24	48
81	25	48
82	26	49
83	27	49
84	28	49
85	29	49
86	30	49
87	31	49
88	32	49
89	33	50
90	34	50
91	35	50
92	36	50
93	37	50
94	38	50
95	39	50
96	40	51
97	41	51
98	42	51
99	43	51
100	44	51
101	45	51
102	46	51
103	47	52
104	48	52
105	49	52
106	50	52
107	51	52
108	52	52
109	53	
110	54	

111	55
112	56
113	57
114	57
115	58
116	58
117	59
118	59
119	60
120	60
121	61
122	61
123	62
124	62
125	63
126	63
127	64
128	64
129	65
130	65
131	66
132	66
133	67
134	67
135	68
136	68
137	69
138	70
139	71
140	72
141	73
142	74
143	75
144	76
145	76
146	76
147	77
148	77
149	78
150	78
151	79
152	79
153	79
154	80
155	80
156	80
157	81
158	81
159	81
160	81
161	81
162	81
163	82
164	82
165	82
166	82
167	82
168	82
169	82
170	82

ト　療養介助職基本給表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸
	２級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	89
91	90
92	90
93	91
94	91
95	92
96	92
97	93
98	93
99	94
100	94
101	95
102	95

103	96
104	96
105	97
106	97
107	98
108	98
109	99
110	99
111	100
112	100
113	101
114	101
115	101
116	102
117	102
118	102
119	103
120	103
121	103
122	104
123	104
124	104
125	104
126	105
127	105
128	105
129	105
130	106
131	106
132	106
133	106
134	107
135	107
136	107
137	107
138	108
139	108
140	108
141	108
142	109
143	109
144	109
145	109
146	110
147	110
148	110
149	110

チ　診療情報管理職基本給表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸	
	２級	３級
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	2
19	1	3
20	1	4
21	1	5
22	1	6
23	1	7
24	1	8
25	1	9
26	1	10
27	1	11
28	1	12
29	1	13
30	1	14
31	1	15
32	1	16
33	1	17
34	1	18
35	1	19
36	1	20
37	1	21
38	1	22
39	1	23
40	1	24
41	1	25
42	1	26
43	1	27
44	1	28
45	1	29
46	1	30
47	1	31
48	1	32
49	1	33
50	2	34
51	3	35
52	4	36
53	5	37
54	6	38
55	7	39
56	8	40
57	9	41
58	10	42
59	11	43
60	12	44
61	13	45
62	14	45
63	15	45
64	16	46
65	17	46
66	18	46
67	19	47
68	20	47
69	21	47
70	22	48
71	23	48
72	24	48
73	25	49
74	26	49
75	27	49
76	28	50
77	29	50
78	30	50
79	31	51
80	32	51
81	33	51
82	34	52
83	35	52
84	36	52
85	37	53
86	38	53
87	39	53
88	40	53
89	41	54
90	41	54
91	42	54
92	42	54
93	43	55
94	43	55
95	44	55
96	44	55
97	45	56
98	45	56
99	46	56
100	46	56
101	47	57
102	47	57
103	48	58
104	48	58
105	49	59
106	49	59
107	49	60
108	49	60
109	50	61
110	50	61
111	50	62
112	50	62
113	51	63
114	51	63
115	51	64
116	51	64
117	52	65
118	52	65
119	52	66
120	52	66
121	53	67
122	53	67
123	53	68
124	53	68
125	53	69
126	54	69
127	54	70
128	54	70
129	54	71
130	54	71
131	55	
132	55	
133	55	
134	55	
135	55	
136	56	
137	56	
138	56	
139	56	
140	56	
141	57	
142	57	
143	57	
144	57	
145	57	
146	58	
147	58	
148	58	
149	58	
150	58	
151	59	
152	59	
153	59	
154	59	
155	59	
156	60	
157	60	
158	60	
159	60	
160	60	
161	60	
162	60	
163	60	
164	60	
165	60	
166	60	
167	60	
168	60	
169	61	
170	61	
171	61	
172	61	

別表第１２　基本給表別職員層区分表（第１５条第３項関係）

区　　分	初 任 層	中 間 層	管理職層
医療職基本給表（一）	－	（中間層）	－
医療職基本給表（二）	１　　級	２級～５級	６級、７級
医療職基本給表（三）	１級、２級	３級～５級	６級、７級
事務職基本給表	１　　級	２級～５級	６級～９級
技能職基本給表	１　　級	２級～４級	－
教育職基本給表	１　　級	２級、３級	４級、５級
研究職基本給表	－	（中間層）	－
福祉職基本給表	１　　級	２級、３級	－
療養介助職基本給表	１級、２級	－	－
診療情報管理職基本給表	１　　級	２級、３級	－

別表第１３　副院長・部長・医長基本年俸表（第１９条第１項第１号関係）

職務の級	１級			２級		
	基本年俸額			基本年俸額		
	月　例	業績年俸額		月　例	業績年俸額	
号俸	年俸額	１欄	２欄	年俸額	１欄	２欄
	円	円		円	円	円
1	4,828,800	1,944,000	2,198,000	5,946,000	2,810,000	3,018,000
2	4,881,600	1,965,000	2,222,000	5,985,600	2,829,000	3,038,000
3	4,930,800	1,985,000	2,244,000	6,024,000	2,847,000	3,058,000
4	4,981,200	2,005,000	2,267,000	6,062,400	2,865,000	3,077,000
5	5,031,600	2,026,000	2,290,000	6,102,000	2,884,000	3,097,000
6	5,083,200	2,046,000	2,313,000	6,138,000	2,901,000	3,116,000
7	5,133,600	2,067,000	2,336,000	6,174,000	2,918,000	3,134,000
8	5,188,800	2,089,000	2,361,000	6,210,000	2,935,000	3,152,000
9	5,240,400	2,110,000	2,385,000	6,246,000	2,952,000	3,170,000
10	5,290,800	2,130,000	2,408,000	6,283,200	2,969,000	3,189,000
11	5,340,000	2,150,000	2,430,000	6,318,000	2,986,000	3,207,000
12	5,391,600	2,171,000	2,454,000	6,354,000	3,003,000	3,225,000
13	5,440,800	2,190,000	2,476,000	6,388,800	3,019,000	3,243,000
14	5,479,200	2,206,000	2,494,000	6,423,600	3,036,000	3,260,000
15	5,517,600	2,221,000	2,511,000	6,458,400	3,052,000	3,278,000
16	5,556,000	2,237,000	2,528,000	6,492,000	3,068,000	3,295,000
17	5,598,000	2,254,000	2,548,000	6,525,600	3,084,000	3,312,000
18	5,606,400	2,257,000	2,551,000	6,560,400	3,100,000	3,330,000
19	5,613,600	2,260,000	2,555,000	6,594,000	3,116,000	3,347,000
20	5,623,200	2,264,000	2,559,000	6,628,800	3,133,000	3,365,000
21	5,635,200	2,269,000	2,565,000	6,662,400	3,148,000	3,382,000
22	5,642,400	2,272,000	2,568,000	6,694,800	3,164,000	3,398,000
23	5,648,400	2,274,000	2,571,000	6,727,200	3,179,000	3,415,000
24	5,656,800	2,277,000	2,574,000	6,759,600	3,194,000	3,431,000
25	5,664,000	2,280,000	2,578,000	6,790,800	3,209,000	3,447,000
26	5,673,600	2,284,000	2,582,000	6,799,200	3,213,000	3,451,000
27	5,682,000	2,288,000	2,586,000	6,806,400	3,217,000	3,455,000
28	5,690,400	2,291,000	2,590,000	6,814,800	3,220,000	3,459,000
29	5,701,200	2,295,000	2,595,000	6,823,200	3,224,000	3,463,000
30	5,710,800	2,299,000	2,599,000	6,831,600	3,228,000	3,468,000
31	5,718,000	2,302,000	2,602,000	6,840,000	3,232,000	3,472,000
32	5,728,800	2,306,000	2,607,000	6,848,400	3,236,000	3,476,000
33	5,738,400	2,310,000	2,611,000	6,854,400	3,239,000	3,479,000
34	5,766,000	2,321,000	2,624,000	6,861,600	3,243,000	3,483,000
35	5,792,400	2,332,000	2,636,000	6,870,000	3,247,000	3,487,000
36	5,818,800	2,343,000	2,648,000	6,877,200	3,250,000	3,491,000
37	5,839,200	2,351,000	2,657,000	6,885,600	3,254,000	3,495,000
38	5,865,600	2,361,000	2,669,000	6,894,000	3,258,000	3,499,000
39	5,892,000	2,372,000	2,681,000	6,901,200	3,261,000	3,503,000
40	5,918,400	2,383,000	2,693,000	6,910,800	3,266,000	3,508,000
41	5,944,800	2,393,000	2,705,000	6,916,800	3,269,000	3,511,000
42	5,972,400	2,404,000	2,718,000	6,924,000	3,272,000	3,514,000
43	5,996,400	2,414,000	2,729,000	6,931,200	3,275,000	3,518,000
44	6,022,800	2,425,000	2,741,000	6,938,400	3,279,000	3,522,000
45	6,049,200	2,435,000	2,753,000	6,945,600	3,282,000	3,525,000
46	6,073,200	2,445,000	2,764,000	6,952,800	3,286,000	3,529,000
47	6,097,200	2,455,000	2,775,000	6,958,800	3,289,000	3,532,000
48	6,122,400	2,465,000	2,786,000	6,966,000	3,292,000	3,536,000
49	6,146,400	2,474,000	2,797,000	6,973,200	3,295,000	3,539,000
50	6,174,000	2,486,000	2,810,000	6,981,600	3,299,000	3,544,000
51	6,200,400	2,496,000	2,822,000	6,988,800	3,303,000	3,547,000
52	6,229,200	2,508,000	2,835,000	6,997,200	3,307,000	3,552,000

53	6, 254, 400	2, 518, 000	2, 846, 000	7, 003, 200	3, 310, 000	3, 555, 000
54	6, 279, 600	2, 528, 000	2, 858, 000	7, 011, 600	3, 313, 000	3, 559, 000
55	6, 303, 600	2, 538, 000	2, 869, 000	7, 017, 600	3, 316, 000	3, 562, 000
56	6, 328, 800	2, 548, 000	2, 880, 000	7, 024, 800	3, 320, 000	3, 566, 000
57	6, 351, 600	2, 557, 000	2, 890, 000	7, 030, 800	3, 323, 000	3, 569, 000
58	6, 376, 800	2, 567, 000	2, 902, 000	7, 038, 000	3, 326, 000	3, 572, 000
59	6, 402, 000	2, 577, 000	2, 913, 000	7, 044, 000	3, 329, 000	3, 575, 000
60	6, 424, 800	2, 586, 000	2, 924, 000	7, 051, 200	3, 332, 000	3, 579, 000
61	6, 447, 600	2, 596, 000	2, 934, 000	7, 059, 600	3, 336, 000	3, 583, 000
62	6, 471, 600	2, 605, 000	2, 945, 000	7, 128, 000	3, 368, 000	3, 618, 000
63	6, 496, 800	2, 615, 000	2, 957, 000	7, 135, 200	3, 372, 000	3, 622, 000
64	6, 520, 800	2, 625, 000	2, 967, 000	7, 141, 200	3, 375, 000	3, 625, 000
65	6, 544, 800	2, 635, 000	2, 978, 000	7, 149, 600	3, 379, 000	3, 629, 000
66	6, 565, 200	2, 643, 000	2, 988, 000	7, 207, 200	3, 406, 000	3, 658, 000
67	6, 584, 400	2, 651, 000	2, 996, 000	7, 213, 200	3, 409, 000	3, 661, 000
68	6, 604, 800	2, 659, 000	3, 006, 000	7, 220, 400	3, 412, 000	3, 665, 000
69	6, 620, 400	2, 665, 000	3, 013, 000	7, 226, 400	3, 415, 000	3, 668, 000
70	6, 640, 800	2, 673, 000	3, 022, 000	7, 280, 400	3, 440, 000	3, 695, 000
71	6, 660, 000	2, 681, 000	3, 031, 000	7, 286, 400	3, 443, 000	3, 698, 000
72	6, 680, 400	2, 689, 000	3, 040, 000	7, 292, 400	3, 446, 000	3, 701, 000
73	6, 696, 000	2, 696, 000	3, 047, 000	7, 296, 000	3, 448, 000	3, 703, 000
74	6, 710, 400	2, 701, 000	3, 054, 000	7, 302, 000	3, 451, 000	3, 706, 000
75	6, 722, 400	2, 706, 000	3, 059, 000	7, 350, 000	3, 473, 000	3, 731, 000
76	6, 734, 400	2, 711, 000	3, 065, 000	7, 356, 000	3, 476, 000	3, 734, 000
77	6, 748, 800	2, 717, 000	3, 071, 000	7, 359, 600	3, 478, 000	3, 735, 000
78	6, 760, 800	2, 722, 000	3, 077, 000	7, 369, 200	3, 482, 000	3, 740, 000
79	6, 774, 000	2, 727, 000	3, 083, 000	7, 378, 800	3, 487, 000	3, 745, 000
80	6, 784, 800	2, 731, 000	3, 088, 000	7, 388, 400	3, 492, 000	3, 750, 000
81	6, 798, 000	2, 737, 000	3, 094, 000	7, 396, 800	3, 495, 000	3, 754, 000
82	6, 811, 200	2, 742, 000	3, 100, 000	7, 405, 200	3, 499, 000	3, 759, 000
83	6, 823, 200	2, 747, 000	3, 105, 000	7, 413, 600	3, 503, 000	3, 763, 000
84	6, 837, 600	2, 753, 000	3, 112, 000	7, 422, 000	3, 507, 000	3, 767, 000
85	6, 850, 800	2, 758, 000	3, 118, 000	7, 429, 200	3, 511, 000	3, 771, 000
86	6, 861, 600	2, 762, 000	3, 123, 000	7, 436, 400	3, 514, 000	3, 774, 000
87	6, 874, 800	2, 768, 000	3, 129, 000	7, 443, 600	3, 518, 000	3, 778, 000
88	6, 886, 800	2, 772, 000	3, 134, 000	7, 450, 800	3, 521, 000	3, 782, 000
89	6, 898, 800	2, 777, 000	3, 139, 000	7, 456, 800	3, 524, 000	3, 785, 000
90	6, 910, 800	2, 782, 000	3, 145, 000	7, 462, 800	3, 527, 000	3, 788, 000
91	6, 924, 000	2, 787, 000	3, 151, 000	7, 468, 800	3, 530, 000	3, 791, 000
92	6, 933, 600	2, 791, 000	3, 155, 000	7, 474, 800	3, 532, 000	3, 794, 000
93	6, 945, 600	2, 796, 000	3, 161, 000	7, 479, 600	3, 535, 000	3, 796, 000
94	6, 954, 000	2, 799, 000	3, 165, 000	7, 484, 400	3, 537, 000	3, 799, 000
95	6, 962, 400	2, 803, 000	3, 168, 000	7, 489, 200	3, 539, 000	3, 801, 000
96	6, 970, 800	2, 806, 000	3, 172, 000	7, 494, 000	3, 541, 000	3, 804, 000
97	6, 979, 200	2, 810, 000	3, 176, 000	7, 497, 600	3, 543, 000	3, 806, 000
98	6, 986, 400	2, 813, 000	3, 179, 000	7, 501, 200	3, 545, 000	3, 807, 000
99	6, 993, 600	2, 815, 000	3, 183, 000	7, 504, 800	3, 547, 000	3, 809, 000
100	7, 000, 800	2, 818, 000	3, 186, 000	7, 508, 400	3, 548, 000	3, 811, 000
101	7, 008, 000	2, 821, 000	3, 189, 000	7, 510, 800	3, 549, 000	3, 812, 000
102	7, 014, 000	2, 824, 000	3, 192, 000	7, 513, 200	3, 550, 000	3, 813, 000
103	7, 020, 000	2, 826, 000	3, 195, 000	7, 515, 600	3, 552, 000	3, 815, 000
104	7, 026, 000	2, 828, 000	3, 197, 000	7, 518, 000	3, 553, 000	3, 816, 000
105	7, 032, 000	2, 831, 000	3, 200, 000	7, 519, 200	3, 553, 000	3, 816, 000
106	7, 038, 000	2, 833, 000	3, 203, 000	7, 520, 400	3, 554, 000	3, 817, 000
107	7, 044, 000	2, 836, 000	3, 206, 000	7, 521, 600	3, 554, 000	3, 818, 000
108	7, 051, 200	2, 839, 000	3, 209, 000	7, 522, 800	3, 555, 000	3, 818, 000
109	7, 057, 200	2, 841, 000	3, 212, 000	7, 523, 400	3, 555, 000	3, 819, 000
110	7, 063, 200	2, 843, 000	3, 214, 000	7, 524, 000	3, 556, 000	3, 819, 000
111	7, 069, 200	2, 846, 000	3, 217, 000	7, 524, 600	3, 556, 000	3, 819, 000
112	7, 075, 200	2, 848, 000	3, 220, 000	7, 525, 200	3, 556, 000	3, 820, 000
113	7, 081, 200	2, 851, 000	3, 222, 000	7, 525, 800	3, 556, 000	3, 820, 000
114	7, 084, 800	2, 852, 000	3, 224, 000	7, 526, 400	3, 557, 000	3, 820, 000
115	7, 087, 200	2, 853, 000	3, 225, 000	7, 527, 000	3, 557, 000	3, 820, 000

116	7,090,800	2,855,000	3,227,000	7,527,600	3,557,000	3,821,000
117	7,093,200	2,856,000	3,228,000	7,528,200	3,558,000	3,821,000
118	7,096,800	2,857,000	3,230,000	7,528,800	3,558,000	3,821,000
119	7,099,200	2,858,000	3,231,000	7,529,400	3,558,000	3,822,000
120	7,102,800	2,859,000	3,232,000	7,530,000	3,558,000	3,822,000
121	7,105,200	2,860,000	3,233,000	7,530,600	3,559,000	3,822,000
122	7,108,800	2,862,000	3,235,000	7,531,200	3,559,000	3,823,000
123	7,111,200	2,863,000	3,236,000	7,531,800	3,559,000	3,823,000
124	7,114,800	2,864,000	3,238,000	7,532,400	3,560,000	3,823,000
125	7,117,200	2,865,000	3,239,000	7,533,000	3,560,000	3,823,000
126	7,120,800	2,867,000	3,240,000	7,536,000	3,561,000	3,825,000
127	7,123,200	2,868,000	3,242,000	7,539,000	3,563,000	3,827,000
128	7,126,800	2,869,000	3,243,000			
129	7,129,200	2,870,000	3,244,000			
130	7,132,800	2,871,000	3,246,000			
131	7,135,200	2,872,000	3,247,000			
132	7,138,800	2,874,000	3,249,000			
133	7,141,200	2,875,000	3,250,000			
134	7,144,800	2,876,000	3,251,000			
135	7,147,200	2,877,000	3,252,000			
136	7,150,800	2,879,000	3,254,000			
137	7,153,200	2,880,000	3,255,000			
138	7,156,800	2,881,000	3,257,000			
139	7,159,200	2,882,000	3,258,000			
140	7,162,800	2,884,000	3,260,000			
141	7,165,200	2,884,000	3,261,000			
142	7,168,800	2,886,000	3,262,000			
143	7,171,200	2,887,000	3,263,000			
144	7,174,800	2,888,000	3,265,000			
145	7,177,200	2,889,000	3,266,000			
146	7,180,800	2,891,000	3,268,000			
147	7,183,200	2,892,000	3,269,000			
148	7,186,800	2,893,000	3,270,000			
149	7,189,200	2,894,000	3,272,000			

別表第１４　副所長・部長・室長基本年俸表（第１９条第１項第２号関係）

職務の級	１級		２級		３級	
	基本年俸額		基本年俸額		基本年俸額	
号俸	月　例 年俸額	業　績 年俸額	月　例 年俸額	業　績 年俸額	月　例 年俸額	業　績 年俸額
	円	円	円	円	円	円
1	3,844,800	1,481,000	5,247,600	2,480,000	6,576,000	3,338,000
2	3,849,600	1,483,000	5,253,600	2,483,000	6,582,000	3,341,000
3	3,853,200	1,484,000	5,258,400	2,485,000	6,588,000	3,344,000
4	3,858,000	1,486,000	5,264,400	2,488,000	6,594,000	3,347,000
5	3,862,800	1,488,000	5,268,000	2,490,000	6,600,000	3,350,000
6	3,866,400	1,489,000	5,274,000	2,492,000	6,604,800	3,352,000
7	3,870,000	1,490,000	5,278,800	2,495,000	6,609,600	3,355,000
8	3,873,600	1,492,000	5,284,800	2,498,000	6,614,400	3,357,000
9	3,877,200	1,493,000	5,289,600	2,500,000	6,619,200	3,360,000
10	3,901,200	1,502,000	5,294,400	2,502,000	6,694,800	3,398,000
11	3,925,200	1,512,000	5,300,400	2,505,000	6,698,400	3,400,000
12	3,950,400	1,521,000	5,305,200	2,507,000	6,702,000	3,402,000
13	3,972,000	1,530,000	5,311,200	2,510,000	6,705,600	3,404,000
14	3,997,200	1,539,000	5,316,000	2,512,000	6,762,000	3,432,000
15	4,020,000	1,548,000	5,322,000	2,515,000	6,764,400	3,433,000
16	4,044,000	1,557,000	5,326,800	2,517,000	6,765,600	3,434,000
17	4,225,200	1,627,000	5,331,600	2,520,000	6,768,000	3,435,000
18	4,244,400	1,635,000	5,337,600	2,523,000	6,769,200	3,436,000
19	4,263,600	1,642,000	5,342,400	2,525,000	6,816,000	3,460,000
20	4,281,600	1,649,000	5,347,200	2,527,000	6,817,200	3,460,000
21	4,297,200	1,655,000	5,450,400	2,576,000	6,818,400	3,461,000
22	4,311,600	1,660,000	5,456,400	2,579,000	6,822,600	3,463,000
23	4,326,000	1,666,000	5,461,200	2,581,000	6,826,800	3,465,000
24	4,336,800	1,670,000	5,466,000	2,583,000	6,831,000	3,467,000
25	4,350,000	1,675,000	5,564,400	2,630,000	6,835,200	3,469,000
26	4,369,200	1,683,000	5,569,200	2,632,000	6,839,400	3,471,000
27	4,387,200	1,690,000	5,574,000	2,634,000	6,843,600	3,474,000
28	4,402,800	1,696,000	5,578,800	2,636,000	6,847,800	3,476,000
29	4,420,800	1,703,000	5,682,000	2,685,000	6,852,000	3,478,000
30	4,437,600	1,709,000	5,688,000	2,688,000		
31	4,453,200	1,715,000	5,692,800	2,690,000		
32	4,470,000	1,721,000	5,697,600	2,693,000		
33	4,486,800	1,728,000	5,798,400	2,740,000		
34	4,504,800	1,735,000	5,803,200	2,743,000		
35	4,522,800	1,742,000	5,808,000	2,745,000		
36	4,542,000	1,749,000	5,812,800	2,747,000		
37	4,557,600	1,755,000	5,914,800	2,795,000		
38	4,576,800	1,763,000	5,920,800	2,798,000		
39	4,593,600	1,769,000	5,925,600	2,800,000		
40	4,610,400	1,776,000	5,930,400	2,803,000		
41	4,627,200	1,782,000	6,024,000	2,847,000		
42	4,644,000	1,788,000	6,027,600	2,849,000		
43	4,663,200	1,796,000	6,032,400	2,851,000		
44	4,682,400	1,803,000	6,037,200	2,853,000		
45	4,700,400	1,810,000	6,118,800	2,892,000		
46	4,718,400	1,817,000	6,122,400	2,893,000		
47	4,736,400	1,824,000	6,124,800	2,894,000		
48	4,755,600	1,831,000	6,128,400	2,896,000		
49	4,771,200	1,837,000	6,132,000	2,898,000		
50	4,792,800	1,846,000	6,212,400	2,936,000		
51	4,812,000	1,853,000	6,214,800	2,937,000		
52	4,832,400	1,861,000	6,218,400	2,939,000		

53	4,846,800	1,867,000	6,220,800	2,940,000		
54	4,863,600	1,873,000	6,223,200	2,941,000		
55	4,879,200	1,879,000	6,225,600	2,942,000		
56	4,894,800	1,885,000	6,298,800	2,977,000		
57	4,910,400	1,891,000	6,300,000	2,977,000		
58	4,926,000	1,897,000	6,302,400	2,978,000		
59	4,944,000	1,904,000	6,304,800	2,980,000		
60	4,962,000	1,911,000	6,306,000	2,980,000		
61	4,976,400	1,916,000	6,308,400	2,981,000		
62	4,990,800	1,922,000	6,310,800	2,982,000		
63	5,010,000	1,929,000	6,364,800	3,008,000		
64	5,028,000	1,936,000	6,366,000	3,008,000		
65	5,043,600	1,942,000	6,368,400	3,010,000		
66	5,060,400	1,949,000	6,369,600	3,010,000		
67	5,077,200	1,955,000	6,370,800	3,011,000		
68	5,094,000	1,962,000	6,373,200	3,012,000		
69	5,110,800	1,968,000	6,374,400	3,012,000		
70	5,127,600	1,975,000	6,421,200	3,035,000		
71	5,144,400	1,981,000	6,422,400	3,035,000		
72	5,161,200	1,988,000	6,423,600	3,036,000		
73	5,174,400	1,993,000	6,424,800	3,036,000		
74	5,190,000	1,999,000	6,429,000	3,038,000		
75	5,206,800	2,005,000	6,433,200	3,040,000		
76	5,222,400	2,011,000	6,437,400	3,042,000		
77	5,232,000	2,015,000	6,441,600	3,044,000		
78	5,242,800	2,019,000	6,445,800	3,046,000		
79	5,254,800	2,024,000	6,450,000	3,048,000		
80	5,265,600	2,028,000	6,454,200	3,050,000		
81	5,275,200	2,031,000	6,458,400	3,052,000		
82	5,284,800	2,035,000	6,462,600	3,054,000		
83	5,292,000	2,038,000	6,466,800	3,056,000		
84	5,300,400	2,041,000	6,471,000	3,058,000		
85	5,305,200	2,043,000	6,475,200	3,060,000		
86	5,312,400	2,046,000	6,479,400	3,062,000		
87	5,318,400	2,048,000	6,483,600	3,064,000		
88	5,324,400	2,050,000	6,487,800	3,066,000		
89	5,330,400	2,053,000	6,492,000	3,068,000		
90	5,333,400	2,054,000	6,496,200	3,070,000		
91	5,336,400	2,055,000				
92	5,339,400	2,056,000				
93	5,342,400	2,057,000				
94	5,345,400	2,058,000				
95	5,348,400	2,060,000				
96	5,351,400	2,061,000				
97	5,354,400	2,062,000				
98	5,357,400	2,063,000				
99	5,360,400	2,064,000				
100	5,363,400	2,065,000				
101	5,366,400	2,067,000				
102	5,369,400	2,068,000				
103	5,372,400	2,069,000				
104	5,375,400	2,070,000				
105	5,378,400	2,071,000				
106	5,381,400	2,072,000				
107	5,384,400	2,073,000				
108	5,387,400	2,075,000				
再任用職員	3,951,600	797,000	4,657,200	1,153,000		

別表第１５　任期付職員基本年俸表（第１９条第１項第３号

号俸	基本年俸額	
	月　例 年俸額	業　績 年俸額
	円	円
1	4,680,000	1,352,000
2	5,253,600	1,517,000
3	5,874,000	1,774,000
4	6,627,600	2,001,000
5	7,569,600	2,683,000
6	8,576,400	3,265,000
7	9,246,000	3,520,000
8	9,930,000	3,780,000
9	10,875,600	4,140,000
10	11,726,400	4,464,000
11	12,566,400	4,784,000
12	13,440,000	5,116,000
13	14,265,600	5,430,000

別表第１６　院長等基本年俸表（第１９条第１項第４号関係）

号俸	基本年俸額	
	月　例 年俸額	業　績 年俸額
	円	円
1	8,576,400	3,085,500
2	9,246,000	3,326,500
3	9,930,000	3,572,500
4	10,875,600	3,912,700

別表第１７　基本年俸表級別標準職務表（第２０条第１項関係）

イ　副院長・部長・医長基本年俸表級別標準職務表

職務の級		標準的な職務
１級	１欄	医長又は室長の職務
	２欄	副部長の職務
２級	１欄	部長の職務
	２欄	副院長又はセンター長の職務

備考　１　本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。
２　特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。
３　すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、すでに就いている職務の区分にかかわりなく、当該職員を副院長の職名を占める職員とする。（当該職員が現に受けている職務の級が２級の場合に限る。）

ロ　副所長・部長・室長基本年俸表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
１級	室長又は主任研究員の職務
２級	部長の職務
３級	副所長又はセンター長の職務

備考　１　本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。
２　特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。

別表第１８　基本年俸表昇格等対応号俸表（第２１条第１項及び第５項関係）

イ　副院長・部長・医長基本年俸表

２級昇格の場合	
昇格前の号俸	昇格後の号俸
17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	34
51	35
52	36
53	37
54	38
55	39
56	40
57	41
58	42
59	43
60	44
61	45
62	46
63	47
64	48
65	49
66	50
67	51
68	52
69	53
70	53
71	54
72	54
73	55
74	55
75	56
76	56
77	57
78	58
79	59
80	60
81	61
82	61
83	61
84	61
85	62
86	62
87	62
88	62
89	63
90	63
91	63
92	63
93	64
94	64
95	64
96	64
97	65
98	65
99	65
100	66
101	66
102	66
103	67
104	67
105	67
106	68
107	68
108	68
109	69
110	69
111	69
112	69
113	69
114	70
115	70
116	70
117	70
118	70
119	71
120	71
121	71
122	71
123	71
124	72
125	72
126	72
127	72
128	72
129	73
130	73
131	73
132	73
133	73
134	73
135	74
136	74
137	74
138	74
139	74
140	74
141	75
142	75
143	75
144	75
145	75
146	75
147	76
148	76
149	76

ロ　副所長・部長・室長基本年俸表

昇格前の号俸	昇格後の号俸	
	２級	３級
37	1	1
38	2	1
39	3	1
40	4	1
41	5	1
42	6	1
43	7	1
44	8	1
45	9	1
46	10	1
47	11	1
48	12	1
49	13	1
50	14	1
51	15	1
52	16	1
53	17	1
54	17	2
55	18	3
56	18	4
57	19	5
58	19	6
59	20	7
60	20	8
61	21	9
62	21	9
63	22	10
64	22	10
65	23	11
66	23	11
67	24	12
68	24	12
69	25	13
70	25	13
71	26	14
72	26	14
73	27	15
74	27	15
75	28	15
76	28	16
77	29	16
78	29	16
79	29	17
80	30	17
81	30	17
82	30	18
83	31	18
84	31	18
85	31	19
86	32	19
87	32	19
88	32	20
89	33	20
90	33	20
91	33	
92	33	
93	33	
94	34	
95	34	
96	34	
97	34	
98	34	
99	35	
100	35	
101	35	
102	35	
103	35	
104	36	
105	36	
106	36	
107	36	
108	36	

ハ　医療職基本給表（一）から副院長・部長・医長基本年俸表の
　　の１級に直前の４月１日に昇任した場合の対応号俸

昇任前の号俸	昇任後の号俸
医療職基本給表(一)	基本年俸表
号俸	１級
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	17
38	18
39	19
40	20
41	21
42	22
43	23
44	24
45	25
46	26
47	27
48	28
49	29
50	30
51	31
52	32
53	33
54	34
55	35
56	36
57	37
58	38
59	39
60	40
61	41
62	42
63	43
64	44
65	45
66	46
67	47
68	48
69	49
70	49
71	50
72	50
73	51
74	51
75	52
76	52
77	53
78	53
79	54
80	54
81	55
82	55
83	56
84	56
85	57
86	57
87	57
88	58
89	58
90	58
91	59
92	59
93	59
94	60
95	60
96	60
97	61
98	61
99	61
100	61
101	62
102	62
103	62
104	62
105	63
106	63
107	63
108	63
109	64
110	64
111	64
112	64
113	65
114	65
115	65
116	65
117	66
118	66
119	66
120	66
121	67
122	67
123	67
124	67
125	68
126	68
127	68
128	68
129	69
130	69
131	69
132	69
133	69
134	70
135	70
136	70
137	70
138	70
139	70
140	70
141	71
142	71
143	71
144	71
145	71
146	71
147	71
148	71
149	72
150	72
151	72
152	72
153	72
154	72
155	72
156	72
157	73
158	73
159	73
160	73

ニ　研究職基本給表から副所長・部長・室長基本年俸表の
　　の１級に直前の４月１日に昇任した場合の対応号俸

昇任前の号俸	昇任後の号俸
研究職基本給表	基本年俸表
号俸	１級
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	17
51	18
52	18
53	19
54	19
55	20
56	20
57	21
58	21
59	22
60	22
61	23
62	23
63	24
64	24
65	25
66	25
67	26
68	26
69	27
70	27
71	28
72	28
73	29
74	29
75	30
76	30
77	31
78	31
79	32
80	32
81	33
82	33
83	33
84	34
85	34
86	34
87	35
88	35
89	35
90	36
91	36
92	36
93	37
94	37
95	37
96	38
97	38
98	38
99	39
100	39
101	39
102	40
103	40
104	40
105	41
106	41
107	41
108	42
109	42
110	42
111	43
112	43
113	43
114	44
115	44
116	44
117	45
118	45
119	46
120	46
121	47

備考
１　「昇任前の号俸」は、３月３１日における号俸である。なお、昇任させる日が４月１日の場合は、前日の３月３１日
　における号俸である。
２　「昇任後の号俸」は、４月１日の号俸である。

別表第１９　地域手当支給区分表（第５９条第１項関係）

支　給　事　業　場	支給区分	支　給　割　合
国立精神・神経医療研究センター	２ 級 地	１００分の１６

別表第20　役職手当適用区分表（第60条第2項関係）

基本給表等	職名	支給区分	職務の級	月額	
				再任用職員以外	再任用職員
副院長・部長・医長基本年俸表	副院長 センター長	一種	2級以下	148,100	－
	部長	二種	2級	118,500	－
	副部長	三種	1級	107,600	
	医長 室長	四種	1級	96,700	－
副所長・部長・室長基本年俸表	副所長 センター長	一種	3級以下	139,700	－
	部長	二種	2級以下	103,400	98,300
	室長	三種	1級	78,400	58,300
	主任研究員	四種	1級	60,900	43,300
医療職基本給表（二）	薬剤部長	三種	7級	84,700	76,400
			6級	76,700	65,300
			5級以下	72,700	57,600
		二種 （理事長が別に定める場合に限る。）	7級	96,800	87,300
	副薬剤部長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 栄養管理室長 臨床工学技士長 理学療法士長 作業療法士長	四種	5級	62,300	49,400
			4級以下	58,900	43,100
医療職基本給表（三）	看護部長	三種	6級以下	75,800	58,200
		二種 （理事長が別に定める場合に限る。）	7級以下	88,300	75,800
	副看護部長	四種	5級以下	62,300	49,400
	看護師長	五種	4級以下	49,300	38,200
事務職基本給表	理事長が別に定める職務	一種	9級以下	139,300	133,600
	部長 事務長	二種	7級	94,000	79,800
			6級以下	88,500	69,800
		一種 （理事長が別に定める場合に限る。）	8級以下	130,300	112,900
	課長 室長	四種	5級	62,300	48,200
			4級以下	59,500	44,300
		三種 （理事長が別に定める場合に限る。）	5級以下	72,700	56,200
	専門職	四種	4級	59,500	44,300
			3級以下	55,500	41,900
教育職基本給表	理事長が別に定める職務	一種	5級	142,600	136,900
	学部長	二種	4級以下	106,900	81,800
	教授	三種	4級以下	93,500	71,600
	准教授	四種	3級以下	59,200	48,200

備考

1　すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、当該職員の役職手当支給区分表の適用にあたっては、すでに就いている職務の役職手当支給区分にかかわりなく、その従事した期間、当該職員を副院長の職名を占める職員として、別に理事長が定める額を支給し、役職手当支給区分は一種とする。

2　役職手当支給区分表の適用にあたって、同表の区分によりがたい特別の事情がある場合には、理事長は同表の区分とは別に定める場合があるものとする。

別表第２１　削除

別表第２２　医師手当（定額部分）支給種別区分表（第８４条第２項関係）

事　　業　　場	支給種別区分
国立精神・神経医療研究センター	三　　種

別表第23　医師手当（定額部分）月額表（第84条第3項関係）

免許取得後年度数	1　種 月　額	2　種 月　額	3　種 月　額	4　種 月　額	5　種 月　額
	円	円	円	円	円
1	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
2	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
3	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
4	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
5	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
6	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
7	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
8	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
9	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
10	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
11	319,300	266,700	209,600	200,800	50,200
12	319,300	266,700	209,600	193,600	48,400
13	319,300	266,700	209,600	186,400	46,600
14	319,300	266,700	209,600	179,200	44,800
15	319,300	266,700	209,600	172,000	43,000
16	319,300	266,700	209,600	164,800	41,200
17	319,300	266,700	209,600	157,600	39,400
18	319,300	266,700	209,600	150,400	37,600
19	319,300	266,700	209,600	143,200	35,800
20	319,300	266,700	209,600	137,600	34,400
21	319,300	266,700	209,600	132,000	33,000
22	315,300	263,400	207,000	126,400	31,600
23	311,300	260,100	204,400	120,800	30,200
24	307,300	256,800	201,800	115,200	28,800
25	303,300	253,500	199,200	109,600	27,400
26	299,300	250,200	196,600	104,000	26,000
27	288,600	242,200	190,300	101,600	25,400
28	277,800	233,900	184,200	99,200	24,800
29	267,300	226,200	177,900	95,600	23,900
30	256,600	218,000	171,900	92,800	23,200
31	245,900	210,100	165,700	90,400	22,600
32	231,500	198,200	157,200	88,000	22,000
33	217,300	186,900	148,600	85,600	21,400
34	203,100	175,300	140,000	82,800	20,700
35	188,700	163,500	131,500	81,600	20,400
36	173,000	151,200	122,200	80,000	20,000
37	157,300	138,700	113,100	77,200	19,300
38	141,800	126,500	103,700	74,000	18,500
39	116,300	106,300	90,300	70,400	17,600
40	92,500	87,500	77,500	67,600	16,900
41	84,000	79,000	69,000		
42	75,500	70,500	60,500		
43	67,000	62,000			
44	58,500	53,500			
45	50,000				

附則別表第１　基本給表の職務の級の切替表（附則第２条第１項関係）

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級	
医療職俸給表（一）	1　級	医療職基本給表（一）	（職務の級なし）
	2　級		
医療職俸給表（二）	1　級	医療職基本給表（二）	1　級
	2　級		
	3　級		2　級
	4　級		3　級
	5　級		4　級
	6　級		5　級
	7　級		6　級
	8　級		7　級
医療職俸給表（三）	1　級	医療職基本給表（三）	1　級
	2　級		2　級
	3　級		3　級
	4　級		4　級
	5　級		5　級
	6　級		6　級
	7　級		7　級
行政職俸給表（一）	1　級	事務職基本給表	1　級
	2　級		
	3　級		2　級
	4　級		3　級
	5　級		4　級
	6　級		5　級
	7　級		6　級
	8　級		7　級
	9　級		8　級
	10　級		9　級
行政職俸給表（二）	1　級	技能職基本給表	1　級
	2　級		
	3　級		2　級
	4　級		3　級
	5　級		4　級
教育職俸給表（一）	1　級	教育職基本給表	1　級
	2　級		2　級
	3　級		3　級
	4　級		4　級
	5　級		5　級
研究職俸給表	2　級	研究職基本給表	（職務の級なし）
福祉職俸給表	1　級	福祉職基本給表	1　級
	2　級		
	3　級		2　級
	4　級		3　級

備考　「切替日前日の職務の級」の医療職俸給表（一）１級等は、給与法第６条の俸給表及び職務の級である。

附則別表第２　基本給表の号俸の切替表（附則第２条第２項関係）

イ　医療職基本給表（一）

切替前の号俸		切替後の号俸
１級	２級	号俸
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17		17
18		18
19		19
20		20
21		21
22		22
23		23
24		24
25	1	25
26	2	26
27	3	27
28	4	28
29	5	29
30	6	30
31	7	31
32	8	32
33	9	33
34	10	34
35	11	35
36	12	36
37	13	37
38	14	38
39	15	39
40	16	40
41	17	41
42	18	42
43	19	43
44	20	44
45	21	45
46	22	46
47	23	47
48	24	48
49	25	49
50	26	50
51	27	51
52	28	52
53	29	53
54		
55		
56	30	54
57		
58		
59	31	55
60		
61		
62	32	56
63		
64		
65	33	57
	34	58
	35	59
	36	60
	37	61
	38	62
	39	63
	40	64
	41	65
	42	66
	43	67
	44	68
	45	69
	46	70
	47	71
	48	72
	49	73
	50	74
	51	75
	52	76
	53	77
	54	78
	55	79
	56	80
	57	81
	58	82
	59	83
	60	84
	61	85
	62	86
	63	87
	64	88
	65	89
	66	90
	67	91
	68	92
69		93
70		94
71		95
72		96
73		97
74		98
75		99
76		100
77		101
78		102
79		103
80		104
81		105
82		106
83		107
84		108
85		109
86		110
87		111
88		112
89		113
90		114
91		115
92		116
93		117
94		118
95		119
96		120
97		121
		122
		123
		124
		125
		126
		127
		128
		129
		130
		131
		132
		133

備考

１　「切替前の号俸」は、平成２２年３月３１日における給与法の号俸である。

２　「切替後の号俸」は、平成２２年４月１日における号俸である。

３　前項までの規定については、以下、本表において同様とする。

ロ　医療職基本給表（二）

切替前の号俸		切替後の号俸
１級	２級	１級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17		17
18		18
19		19
20		20
21	1	21
22	2	22
23	3	23
24	4	24
25	5	25
26	6	26
27	7	27
28	8	28
29	9	29
30	10	30
31	11	31
32	12	32
33	13	33
34	14	34
35	15	35
36	16	36
37	17	37
38	18	38
39	19	39
40	20	40
41	21	41
42	22	42
43	23	43
44	24	44
45	25	45
46	26	46
47	27	47
48	28	48
49	29	49
50		
51	30	50
52		
53	31	51
54		
55	32	52
56		
57	33	53
58	34	54
59	35	55
60	36	56
61	37	57
62		
63	38	58
64		
65	39	59
66		
67	40	60
68		
69	41	61
70		
71		
72	42	62
73		
74		
75	43	63
76		
77		
78	44	64
79		
80		
81	45	65
82		
83	46	66
84		
85	47	67
	48	68
	49	69
	50	70
	51	71
	52	72
	53	73
	54	74
	55	75
	56	76
	57	77
	58	78
	59	79
	60	80
	61	81
	62	82
	63	83
	64	84

65	85
66	86
67	87
68	88
69	89
70	90
71	91
72	92
73	93
74	94
75	95
76	96
77	97
78	98
79	99
80	100
81	101
82	102
83	103
84	104
85	105
86	106
87	107
88	108
89	109
90	110
91	111
92	112
93	113
94	114
95	115
96	116
97	117
98	118
99	119
100	120
101	121
102	122
103	123
104	124
105	125
	126
	127
	128
	129
	130
	131
	132
	133
	134
	135
	136
	137
	138
	139
	140
	141
	142
	143
	144
	145
	146
	147
	148
	149
	150
	151
	152
	153

切替前の号俸	切替後の号俸
３級	２級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113

切替前の号俸	切替後の号俸
４級	３級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105

切替前の号俸	切替後の号俸
５級	４級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85

切替前の号俸	切替後の号俸
６級	５級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65

切替前の号俸	切替後の号俸
７級	６級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53

切替前の号俸	切替後の号俸
８級	７級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37

ハ　医療職基本給表（三）

切替前の号俸	切替後の号俸
１級	１級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121
122	122
123	123
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129
130	130
131	131
132	132
133	133
134	134
135	135
136	136
137	137
138	138
139	139
140	140
141	141
142	142
143	143
144	144
145	145
146	146
147	147
148	148
149	149
150	150
151	151
152	152
153	153
154	154
155	155
156	156
157	157
158	158
159	159
160	160
161	161
162	162
163	163
164	164
165	165
166	166
167	167
168	168
169	169

切替前の号俸	切替後の号俸
２級	２級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121
122	122
123	123
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129
130	130
131	131
132	132
133	133
134	134
135	135
136	136
137	137
138	138
139	139
140	140
141	141
142	142
143	143
144	144
145	145
146	146
147	147
148	148
149	149
150	150
151	151
152	152
153	153

切替前の号俸	切替後の号俸
３級	３級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121
122	122
123	123
124	124
125	125

切替前の号俸	切替後の号俸
4級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113

切替前の号俸	切替後の号俸
5級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

切替前の号俸	切替後の号俸
6級	6級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69

切替前の号俸	切替後の号俸
7級	7級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57

ニ　事務職基本給表

切替前の号俸		切替後の号俸
１級	２級	１級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17		17
18		18
19		19
20		20
21		21
22		22
23		23
24		24
25		25
26		26
27		27
28		28
29		29
30		30
31		31
32		32
33	1	33
34	2	34
35	3	35
36	4	36
37	5	37
38	6	38
39	7	39
40	8	40
41	9	41
42	10	42
43	11	43
44	12	44
45	13	45
46	14	46
47	15	47
48	16	48
49	17	49
50	18	50
51	19	51
52	20	52
53	21	53
54	22	54
55	23	55
56	24	56
57	25	57
58		
59	26	58
60		
61	27	59
62		
63	28	60
64		
65	29	61
66		
67	30	62
68		
69	31	63
70		
71	32	64
72		
73	33	65
74		
75		
76	34	66
77		
78		
79	35	67
80		
81		
82	36	68
83		
84		
85	37	69
86		
87	38	70
88		
89	39	71
90		
91	40	72
92		
93	41	73
	42	74
	43	75
	44	76
	45	77
	46	78
	47	79
	48	80
	49	81
	50	82
	51	83
	52	84

53	85
54	86
55	87
56	88
57	89
58	90
59	91
60	92
61	93
62	94
63	95
64	96
65	97
66	98
67	99
68	100
69	101
70	102
71	103
72	104
73	105
74	106
75	107
76	108
77	109
78	110
79	111
80	112
81	113
82	114
83	115
84	116
85	117
86	118
87	119
88	120
89	121
90	122
91	123
92	124
93	125
94	126
95	127
96	128
97	129
98	130
99	131
100	132
101	133
102	134
103	135
104	136
105	137
106	138
107	139
108	140
109	141
110	142
111	143
112	144
113	145
114	146
115	147
116	148
117	149
118	150
119	151
120	152
121	153
122	154
123	155
124	156
125	157

切替前の号俸	切替後の号俸
３級	２級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113

切替前の号俸	切替後の号俸
４級	３級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

切替前の号俸	切替後の号俸
５級	４級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85

切替前の号俸	切替後の号俸
６級	５級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77

切替前の号俸	切替後の号俸
７級	６級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61

切替前の号俸	切替後の号俸
８級	７級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45

切替前の号俸	切替後の号俸
９級	８級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41

切替前の号俸	切替後の号俸
１０級	９級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21

ホ　技能職基本給表

切替前の号俸		切替後の号俸
１級	２級	１級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17		17
18		18
19		19
20		20
21		21
22		22
23		23
24		24
25		25
26		26
27		27
28		28
29		29
30		30
31		31
32		32
33		33
34		34
35		35
36		36
37		37
38		38
39		39
40		40
41	1	41
42	2	42
43	3	43
44	4	44
45	5	45
46	6	46
47	7	47
48	8	48
49	9	49
50	10	50
51	11	51
52	12	52
53	13	53
54	14	54
55	15	55
56	16	56
57	17	57
58	18	58
59	19	59
60	20	60
61	21	61
62	22	62
63	23	63
64	24	64
65	25	65
66	26	66
67	27	67
68	28	68
69	29	69
70	30	70
71	31	71
72	32	72
73	33	73
74	34	74
75	35	75
76	36	76
77	37	77
78	38	78
79	39	79
80	40	80
81	41	81
82		
83	42	82
84		
85	43	83
86		
87	44	84
88		
89	45	85
90		
91	46	86
92		
93	47	87
94		
95	48	88
96		
97	49	89
98		
99	50	90
100		
101	51	91
102		
103	52	92
104		

105	53	93
106		
107		
108	54	94
109		
110		
111	55	95
112		
113		
114	56	96
115		
116		
117	57	97
118		
119	58	98
120		
121	59	99
	60	100
	61	101
	62	102
	63	103
	64	104
	65	105
	66	106
	67	107
	68	108
	69	109
	70	110
	71	111
	72	112
	73	113
	74	114
	75	115
	76	116
	77	117
	78	118
	79	119
	80	120
	81	121
	82	122
	83	123
	84	124
	85	125
	86	126
	87	127
	88	128
	89	129
	90	130
	91	131
	92	132
	93	133
	94	134
	95	135
	96	136
	97	137
	98	138
	99	139
	100	140
	101	141
	102	142
	103	143
	104	144
	105	145
	106	146
	107	147
	108	148
	109	149
	110	150
	111	151
	112	152
	113	153
	114	154
	115	155
	116	156
	117	157
	118	158
	119	159
	120	160
	121	161
	122	162
	123	163
	124	164
	125	165
	126	166
	127	167
	128	168
	129	169
	130	170
	131	171
	132	172
	133	173
	134	174
	135	175
	136	176
	137	177

切替前の号俸	切替後の号俸
３級	２級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121
122	122
123	123
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129
130	130
131	131
132	132
133	133

切替前の号俸	切替後の号俸
４級	３級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101

切替前の号俸	切替後の号俸
５級	４級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69

ヘ　教育職基本給表

切替前の号俸	切替後の号俸
１級	１級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

101	101
102	102
103	103
104	104
105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121
122	122
123	123
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129

切替前の号俸	切替後の号俸
２級	２級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105

切替前の号俸	切替後の号俸
３級	３級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89

切替前の号俸	切替後の号俸
４級	４級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77

切替前の号俸	切替後の号俸
５級	５級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21

ト　研究職基本給表

切替前の号俸	切替後の号俸
２級	号俸
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121

チ　福祉職基本給表

切替前の号俸		切替後の号俸
１級	２級	１級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17		17
18		18
19		19
20		20
21		21
22		22
23		23
24		24
25		25
26		26
27		27
28		28
29		29
30		30
31		31
32		32
33	1	33
34	2	34
35	3	35
36	4	36
37	5	37
38	6	38
39	7	39
40	8	40
41	9	41
42	10	42
43	11	43
44	12	44
45	13	45
46	14	46
47	15	47
48	16	48
49	17	49
50	18	50
51	19	51
52	20	52
53	21	53
54	22	54
55	23	55
56	24	56
57	25	57
58		
59	26	58
60		
61	27	59
62		
63	28	60
64		
65	29	61
66	30	62
67	31	63
68	32	64
69	33	65
70		
71	34	66
72		
73	35	67
74		
75	36	68
76		
77	37	69
78	38	70
79	39	71
80	40	72
81	41	73
82		
83	42	74
84		
85	43	75
86		
87	44	76
88		
89	45	77
90		
91	46	78
92		
93	47	79
94		
95	48	80
96		
97	49	81
98		
99	50	82
100		
101	51	83
102		
103	52	84
104		
105	53	85
106		
107		
108	54	86
109		
110		
111	55	87
112		
113		
114	56	88
115		
116		
117	57	89
118		
119		
120		
121	58	90
122		
123		
124		
125	59	91
126		
127		
128		
129	60	92
130		
131		
132		
133	61	93
134		
135		
136		
137		
138	62	94
139		
140		
141		
142		
143	63	95
144		
145		
146		
147		
148	64	96
149		
150		
151		
152		
153	65	97
	66	98
	67	99
	68	100
	69	101
	70	102
	71	103
	72	104
	73	105
	74	106
	75	107
	76	108
	77	109
	78	110
	79	111
	80	112
	81	113
	82	114
	83	115
	84	116
	85	117
	86	118
	87	119
	88	120
	89	121
	90	122
	91	123
	92	124
	93	125
	94	126
	95	127
	96	128
	97	129
	98	130
	99	131
	100	132
	101	133
	102	134
	103	135
	104	136
	105	137
	106	138
	107	139
	108	140
	109	141
	110	142
	111	143
	112	144
	113	145
	114	146
	115	147
	116	148
	117	149
	118	150
	119	151
	120	152
	121	153

切替前の号俸	切替後の号俸
３級	２級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

切替前の号俸	切替後の号俸
４級	３級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

附則別表第３　基本年俸表の職務の級の切替表（附則第３条第１項関係）

<table>
<tr><th colspan="2">切替日前日の職務の級</th><th colspan="2">切替日の職務の級</th></tr>
<tr><td rowspan="3">医療職俸給表（一）</td><td>3　級</td><td rowspan="3">副院長・部長・医長
基本年俸表</td><td>1　級</td></tr>
<tr><td>4　級</td><td rowspan="2">2　級</td></tr>
<tr><td>5　級</td></tr>
<tr><td rowspan="4">研究職俸給表</td><td>3　級</td><td rowspan="4">副所長・部長・室長
基本年俸表</td><td rowspan="2">1　級</td></tr>
<tr><td>4　級</td></tr>
<tr><td>5　級</td><td>2　級</td></tr>
<tr><td>6　級</td><td>3　級</td></tr>
</table>

備考　「切替日前日の職務の級」の医療職俸給表（一）３級等は、給与法第６条の俸給表及び職務の級である。

附則別表第４　基本年俸表の号俸の切替表（附則第3条第2項及び第3項関係）

イ　副院長・部長・医長基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸
医療職 俸給表(一) ３級	１級
1	17
2	18
3	19
4	20
5	21
6	22
7	23
8	24
9	25
10	26
11	27
12	28
13	29
14	30
15	31
16	32
17	33
18	34
19	35
20	36
21	37
22	38
23	39
24	40
25	41
26	42
27	43
28	44
29	45
30	46
31	47
32	48
33	49
34	50
35	51
36	52
37	53
38	54
39	55
40	56
41	57
42	58
43	59
44	60
45	61
46	62
47	63
48	64
49	65
50	66
51	67
52	68
53	69
54	70
55	71
56	72
57	73
58	74
59	75
60	76
61	77
62	78
63	79
64	80
65	81
66	82
67	83
68	84
69	85
70	86
71	87
72	88
73	89
74	90
75	91
76	92
77	93
78	94
79	95
80	96
81	97
82	98
83	99
84	100
85	101
86	102
87	103
88	104
89	105

切替前の号俸		切替後の号俸
医療職 俸給表(一) ４級	医療職 俸給表(一) ５級	２級
1		25
2		26
3		27
4		28
5		29
6		30
7		31
8		32
9		33
10		34
11		35
12		36
13		37
14		38
15		39
16		40
17		41
18		42
19		43
20		44
21		45
22		46
23		47
24		48
25		49
26		50
27		51
28		52
29		53
30		54
31		55
32		56
33		57
34		58
35		59
36		60
37		61
38		62
39		63
40		64
41		65
42		66
43		67
44		68
45	1	69
46	2	70
47	3	71
48	4	72
49	5	73
50	6	74
51	7	75
52	8	76
53	9	77
54	10	78
55	11	79
56	12	80
57	13	81
58	14	82
59	15	83
60	16	84
61	17	85
62	18	86
63	19	87
64	20	88
65	21	89

備考
１　「切替前の号俸」は、平成２２年３月３１日における給与法の号俸である。
２　「切替後の号俸」は、平成２２年４月１日の号俸である。
３　前項までの規定については、以下、本表において同様とする。

ロ　副所長･部長･室長基本年俸表

切替前の号俸		切替後の号俸
研究職 俸給表 ３級	研究職 俸給表 ４級	１級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17	1	17
18	2	18
19	3	19
20	4	20
21	5	21
22	6	22
23	7	23
24	8	24
25	9	25
26	10	26
27	11	27
28	12	28
29	13	29
30	14	30
31	15	31
32	16	32
33	17	33
34	18	34
35	19	35
36	20	36
37	21	37
38	22	38
39	23	39
40	24	40
41	25	41
42	26	42
43	27	43
44	28	44
45	29	45
46	30	46
47		
48	31	47
49		
50	32	48
51		
52	33	49
53		
54	34	50
55	35	51
56	36	52
57	37	53
58	38	54
59		
60	39	55
61		
62	40	56
63		
64	41	57
65		
66		
67	42	58
68		
69		
70	43	59
71		
72		
73	44	60
74		
75		
76	45	61
77		
78	46	62
79		
80	47	63
81		
82	48	64
83		
84	49	65
85		
86	50	66
87		
88	51	67
89		

52	68
53	69
54	70
55	71
56	72
57	73
58	74
59	75
60	76
61	77
62	78
63	79
64	80
65	81
66	82
67	83
68	84
69	85
70	86
71	87
72	88
73	89

切替前の号俸	切替後の号俸
研究職 俸給表 ５級	２級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73

切替前の号俸	切替後の号俸
研究職 俸給表 ６級	３級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21

ハ　任期付職員基本年俸表

<table>
<tr><th colspan="2">切替前の号俸</th><th>切替後の号俸</th></tr>
<tr><th>第１号任期付研究員俸給表</th><th>特定任期付職員俸給表</th><th rowspan="2">号俸</th></tr>
<tr><th>号俸</th><th>号俸</th></tr>
<tr><td></td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>1</td><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td>2</td><td>3</td><td>3</td></tr>
<tr><td>3</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>4</td><td>5</td><td>5</td></tr>
<tr><td>5</td><td>6</td><td>6</td></tr>
<tr><td>6</td><td></td><td>7</td></tr>
<tr><td rowspan="6">上記以外の人事院の承認を得て俸給月額が定められている者</td><td>7</td><td>8</td></tr>
<tr><td rowspan="5">上記以外の人事院の承認を得て俸給月額が定められている者</td><td>9</td></tr>
<tr><td>10</td></tr>
<tr><td>11</td></tr>
<tr><td>12</td></tr>
<tr><td>13</td></tr>
</table>

二　院長等基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸
指定職俸給表 号俸	号俸
1	1
2	2
3	3
4	4

附則別表第５　基本年俸表の号俸の切替表の特例（附則第３条第４項及び第５項関係）

イ　副院長・部長・医長基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸
医療職 俸給表（一） ２級	１級
1	5
2	6
3	7
4	8
5	9
6	10
7	11
8	12
9	13
10	14
11	15
12	16
13	17
14	18
15	19
16	20
17	21
18	22
19	23
20	24
21	25
22	26
23	27
24	28
25	29
26	30
27	31
28	32
29	33
30	34
31	35
32	36
33	37
34	38
35	39
36	40
37	41
38	42
39	43
40	44
41	45
42	46
43	47
44	48
45	49
46	
47	50
48	
49	51
50	
51	52
52	
53	53
54	
55	54
56	
57	55
58	
59	56
60	
61	57
62	
63	
64	58
65	
66	
67	59
68	
69	
70	60
71	
72	
73	61
74	
75	
76	
77	62
78	
79	
80	

81	63
82	
83	
84	
85	64
86	
87	
88	
89	65
90	
91	
92	
93	66
94	
95	
96	
97	67

ロ　副所長･部長･室長基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸
研究職 俸給表 ２級	１級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	17
51	18
52	18
53	19
54	19
55	20
56	20
57	21
58	21
59	22
60	22
61	23
62	23
63	24
64	24
65	25
66	25
67	26
68	26
69	27
70	27
71	28
72	28
73	29
74	29
75	30
76	30
77	31
78	31
79	32
80	32
81	33
82	33
83	33
84	34
85	34
86	34
87	35
88	35
89	35
90	36
91	36
92	36
93	37
94	37
95	37
96	38
97	38
98	38
99	39
100	39
101	39
102	40
103	40
104	40
105	41
106	41
107	41
108	42
109	42
110	42
111	43
112	43
113	43
114	44
115	44
116	44
117	45
118	45
119	45
120	45
121	46

切替前の号俸	切替後の号俸
研究職 俸給表 ４級	２級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	17
38	17
39	18
40	18
41	19
42	19
43	20
44	20
45	21
46	21
47	22
48	22
49	23
50	23
51	24
52	24
53	25
54	25
55	26
56	26
57	27
58	27
59	28
60	28
61	29
62	29
63	29
64	30
65	30
66	30
67	31
68	31
69	31
70	32
71	32
72	32
73	33

切替前の号俸	切替後の号俸
研究職俸給 表 ５級	３級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	1
39	1
40	1
41	1
42	1
43	1
44	1
45	1
46	1
47	1
48	1
49	1
50	1
51	1
52	1
53	1
54	2
55	3
56	4
57	5
58	6
59	7
60	8
61	9
62	9
63	10
64	10
65	11
66	11
67	12
68	12
69	13
70	13
71	14
72	14
73	15

附則別表第６　基本年俸表の特例（附則第３条第６項及び第７項関係）

イ　切替日の前日に医療職俸給表（一）の４級である医長の副院長・部長・医長基本年俸表

職務の級	２級				
	基本年俸額				
	月　例	業績年俸額			
号俸	年俸額	３欄			
	円	円			
1	5,158,800	2,077,000	53	6,783,600	2,731,000
2	5,198,400	2,093,000	54	6,810,000	2,742,000
3	5,236,800	2,108,000	55	6,834,000	2,751,000
4	5,275,200	2,124,000	56	6,859,200	2,761,000
5	5,314,800	2,140,000	57	6,880,800	2,770,000
6	5,350,800	2,154,000	58	6,906,000	2,780,000
7	5,386,800	2,169,000	59	6,930,000	2,790,000
8	5,422,800	2,183,000	60	6,955,200	2,800,000
9	5,458,800	2,198,000	61	6,979,200	2,810,000
10	5,496,000	2,213,000	62	7,003,200	2,819,000
11	5,530,800	2,227,000	63	7,023,600	2,827,000
12	5,566,800	2,241,000	64	7,046,400	2,837,000
13	5,601,600	2,255,000	65	7,069,200	2,846,000
14	5,636,400	2,269,000	66	7,088,400	2,854,000
15	5,671,200	2,283,000	67	7,107,600	2,861,000
16	5,704,800	2,297,000	68	7,128,000	2,870,000
17	5,738,400	2,310,000	69	7,146,000	2,877,000
18	5,773,200	2,324,000	70	7,161,600	2,883,000
19	5,806,800	2,338,000	71	7,177,200	2,889,000
20	5,841,600	2,352,000	72	7,192,800	2,896,000
21	5,875,200	2,365,000	73	7,207,200	2,901,000
22	5,907,600	2,378,000	74	7,221,600	2,907,000
23	5,940,000	2,391,000	75	7,234,800	2,913,000
24	5,972,400	2,404,000	76	7,249,200	2,918,000
25	6,003,600	2,417,000	77	7,261,200	2,923,000
26	6,034,800	2,430,000	78	7,270,800	2,927,000
27	6,064,800	2,442,000	79	7,280,400	2,931,000
28	6,096,000	2,454,000	80	7,288,800	2,934,000
29	6,126,000	2,466,000	81	7,298,400	2,938,000
30	6,157,200	2,479,000	82	7,306,800	2,941,000
31	6,187,200	2,491,000	83	7,314,000	2,944,000
32	6,218,400	2,503,000	84	7,322,400	2,948,000
33	6,243,600	2,514,000	85	7,330,800	2,951,000
34	6,272,400	2,525,000	86	7,338,000	2,954,000
35	6,301,200	2,537,000	87	7,341,600	2,955,000
36	6,330,000	2,548,000	88	7,348,800	2,958,000
37	6,358,800	2,560,000	89	7,356,000	2,961,000
38	6,388,800	2,572,000	90	7,363,200	2,964,000
39	6,417,600	2,584,000	91	7,369,200	2,967,000
40	6,447,600	2,596,000	92	7,376,400	2,970,000
41	6,475,200	2,607,000	93	7,383,600	2,972,000
42	6,502,800	2,618,000	94	7,390,800	2,975,000
43	6,529,200	2,629,000	95	7,398,000	2,978,000
44	6,556,800	2,640,000	96	7,404,000	2,981,000
45	6,582,000	2,650,000	97	7,411,200	2,984,000
46	6,607,200	2,660,000	98	7,414,800	2,985,000
47	6,632,400	2,670,000	99	7,418,400	2,986,000
48	6,658,800	2,681,000	100	7,422,000	2,988,000
49	6,684,000	2,691,000	101	7,425,600	2,989,000
50	6,710,400	2,701,000	102	7,429,200	2,991,000
51	6,735,600	2,712,000	103	7,432,800	2,992,000
52	6,762,000	2,722,000	104	7,436,400	2,994,000

105	7,440,000	2,995,000
106	7,443,600	2,997,000
107	7,447,200	2,998,000
108	7,450,800	2,999,000
109	7,454,400	3,001,000
110	7,458,000	3,002,000
111	7,461,600	3,004,000
112	7,465,200	3,005,000
113	7,468,800	3,007,000
114	7,472,400	3,008,000
115	7,476,000	3,010,000
116	7,479,600	3,011,000
117	7,483,200	3,012,000
118	7,486,800	3,014,000
119	7,490,400	3,015,000
120	7,494,000	3,017,000
121	7,497,600	3,018,000
122	7,501,200	3,020,000
123	7,504,800	3,021,000
124	7,508,400	3,023,000
125	7,512,000	3,024,000
126	7,515,600	3,026,000
127	7,519,200	3,027,000

ロ　切替日の前日に研究職俸給表の５級である室長の副所長・部長・室長基本年俸表

職務の級	２級	
	基本年俸額	
	月　例	業績年俸額
号俸	年俸額	２欄
	円	円
1	4,665,600	1,878,000
2	4,700,400	1,892,000
3	4,731,600	1,905,000
4	4,765,200	1,918,000
5	4,790,400	1,929,000
6	4,822,800	1,942,000
7	4,855,200	1,955,000
8	4,887,600	1,968,000
9	4,917,600	1,980,000
10	4,948,800	1,992,000
11	4,981,200	2,005,000
12	5,014,800	2,019,000
13	5,046,000	2,032,000
14	5,078,400	2,045,000
15	5,112,000	2,058,000
16	5,144,400	2,071,000
17	5,174,400	2,083,000
18	5,205,600	2,096,000
19	5,235,600	2,108,000
20	5,266,800	2,120,000
21	5,296,800	2,132,000
22	5,328,000	2,145,000
23	5,359,200	2,158,000
24	5,389,200	2,170,000
25	5,415,600	2,180,000
26	5,443,200	2,191,000
27	5,473,200	2,203,000
28	5,503,200	2,216,000
29	5,533,200	2,228,000
30	5,563,200	2,240,000
31	5,593,200	2,252,000
32	5,623,200	2,264,000
33	5,650,800	2,275,000
34	5,679,600	2,287,000
35	5,708,400	2,298,000
36	5,738,400	2,310,000
37	5,767,200	2,322,000
38	5,797,200	2,334,000
39	5,826,000	2,345,000
40	5,856,000	2,358,000
41	5,883,600	2,369,000
42	5,910,000	2,379,000
43	5,936,400	2,390,000
44	5,962,800	2,401,000
45	5,983,200	2,409,000
46	6,001,200	2,416,000
47	6,020,400	2,424,000
48	6,038,400	2,431,000
49	6,058,800	2,439,000
50	6,075,600	2,446,000
51	6,092,400	2,453,000
52	6,110,400	2,460,000
53	6,123,600	2,465,000
54	6,138,000	2,471,000
55	6,152,400	2,477,000
56	6,166,800	2,483,000
57	6,177,600	2,487,000
58	6,189,600	2,492,000
59	6,201,600	2,497,000
60	6,213,600	2,501,000
61	6,226,800	2,507,000
62	6,237,600	2,511,000
63	6,246,000	2,515,000
64	6,254,400	2,518,000
65	6,264,000	2,522,000
66	6,273,600	2,526,000
67	6,283,200	2,529,000
68	6,292,800	2,533,000
69	6,301,200	2,537,000
70	6,310,800	2,541,000
71	6,320,400	2,544,000
72	6,330,000	2,548,000
73	6,338,400	2,552,000
74	6,342,600	2,553,000
75	6,346,800	2,555,000
76	6,351,000	2,557,000
77	6,355,200	2,558,000
78	6,359,400	2,560,000
79	6,363,600	2,562,000
80	6,367,800	2,564,000
81	6,372,000	2,565,000
82	6,376,200	2,567,000
83	6,380,400	2,569,000
84	6,384,600	2,570,000
85	6,388,800	2,572,000
86	6,393,000	2,574,000
87	6,397,200	2,575,000
88	6,401,400	2,577,000
89	6,405,600	2,579,000
90	6,409,800	2,580,000

附則別表第７　特殊業務手当支給区分表（平成３０年３月２９日規程第６号附則第２条関係）

	種　　別	平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで	平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日まで	平成３２年４月１日から平成３３年３月３１日まで	平成３３年４月１日から平成３４年３月３１日まで
		月　額	月　額	月　額	月　額
1	重症心身障害児を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	２８，４００円	２１，３００円	１４，２００円	７，１００円
2	進行性筋い縮症児（以下「筋ジス児」という。）を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	２８，４００円	２１，３００円	１４，２００円	７，１００円
3	せき髄麻ひ患者を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	２８，４００円	２１，３００円	１４，２００円	７，１００円
4	神経・筋疾患を有する患者を主として入院させるための病棟その他の病棟で理事長の定めるもの（以下「神経・筋病棟等」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	２８，４００円	２１，３００円	１４，２００円	７，１００円
5	結核患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	１４，２００円	１０，７００円	７，１００円	３，６００円
6	精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	１４，２００円	１０，７００円	７，１００円	３，６００円
7	集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（集中治療病棟の担当を命ぜられ、かつ、現に当該病棟における診療に直接従事することを常態とする医師とする。）	１４，２００円	１０，７００円	７，１００円	３，６００円
8	放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師	１２，８００円	９，６００円	６，４００円	３，２００円
9	危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	１２，８００円	９，６００円	６，４００円	３，２００円
10	重症心身障害児の栄養管理に直接従事することを本務とする栄養士	４，２００円	３，２００円	２，１００円	１，１００円
11	食事相談等のため結核患者に直接接することを常例とする栄養士	４，２００円	３，２００円	２，１００円	１，１００円
12	重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	１６，７００円	１２，５００円	８，４００円	４，２００円
13	筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	１６，７００円	１２，５００円	８，４００円	４，２００円
14	せき髄麻ひ患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	１６，７００円	１２，５００円	８，４００円	４，２００円
15	神経・筋病棟等に入院している患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	１６，７００円	１２，５００円	８，４００円	４，２００円
16	結核患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	８，４００円	６，３００円	４，２００円	２，１００円
17	精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	８，４００円	６，３００円	４，２００円	２，１００円
18	重症心身障害児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	１６，７００円	１２，５００円	８，４００円	４，２００円
19	筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	１６，７００円	１２，５００円	８，４００円	４，２００円
20	せき髄麻ひ患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	１６，７００円	１２，５００円	８，４００円	４，２００円

21	神経・筋病棟等に入院している患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	１６，７００円	１２，５００円	８，４００円	４，２００円
22	精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	８，４００円	６，３００円	４，２００円	２，１００円
23	集中治療病棟に勤務する臨床工学技士	８，４００円	６，３００円	４，２００円	２，１００円
24	重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	１６，７００円	１２，５００円	８，４００円	４，２００円
25	筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	１６，７００円	１２，５００円	８，４００円	４，２００円
26	精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	８，４００円	６，３００円	４，２００円	２，１００円
27	重症心身障害児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	１６，７００円	１２，５００円	８，４００円	４，２００円
28	筋ジス児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	１６，７００円	１２，５００円	８，４００円	４，２００円
29	精神病患者の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	８，４００円	６，３００円	４，２００円	２，１００円
30	重症心身障害児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士	１６，７００円	１２，５００円	８，４００円	４，２００円
31	筋ジス児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士	１６，７００円	１２，５００円	８，４００円	４，２００円
32	重症心身障害児を専らに入院させる病棟（以下「重症心身障害病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	２０，０００円	１５，０００円	１０，０００円	５，０００円
33	筋ジス児を専ら入院させる病棟（以下「筋ジス病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	２０，０００円	１５，０００円	１０，０００円	５，０００円
34	せき髄麻ひ患者を専ら入院させるための病棟（以下「せき損病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	２０，０００円	１５，０００円	１０，０００円	５，０００円
35	神経・筋病棟等に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	２０，０００円	１５，０００円	１０，０００円	５，０００円
36	結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	１０，０００円	７，５００円	５，０００円	２，５００円
37	精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	１０，０００円	７，５００円	５，０００円	２，５００円
38	集中治療病棟に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	１０，０００円	７，５００円	５，０００円	２，５００円
39	結核患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	３，４００円	２，６００円	１，７００円	９００円
40	精神病患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	３，４００円	２，６００円	１，７００円	９００円
41	筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	１５，１００円	１１，３００円	７，６００円	３，８００円
42	精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	７，６００円	５，７００円	３，８００円	１，９００円
43	重症心身障害病棟に勤務する看護助手	１８，３００円	１３，７００円	９，２００円	４，６００円
44	筋ジス病棟に勤務する看護助手	１８，３００円	１３，７００円	９，２００円	４，６００円

45	せき損病棟に勤務する看護助手	１８，３００円	１３，７００円	９，２００円	４，６００円
46	神経・筋病棟等に勤務する看護助手	１８，３００円	１３，７００円	９，２００円	４，６００円
47	結核病棟に勤務する看護助手	９，２００円	６，９００円	４，６００円	２，３００円
48	精神病棟に勤務する看護助手	９，２００円	６，９００円	４，６００円	２，３００円
49	集中治療病棟に勤務する看護助手	９，２００円	６，９００円	４，６００円	２，３００円
50	放射線による治療その他の放射線の照射の業務の補助を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療エックス線助手	１２，０００円	９，０００円	６，０００円	３，０００円
51	危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査助手	１２，０００円	９，０００円	６，０００円	３，０００円
52	結核病棟に勤務する保清員	７，６００円	５，７００円	３，８００円	１，９００円
53	精神病棟に勤務する保清員	７，６００円	５，７００円	３，８００円	１，９００円
54	重症心身障害児の衣料等危険な病原体及び汚物の付着の程度が著しい物件を取り扱うことを命ぜられ、かつ、現に当該物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	１０，８００円	８，１００円	５，４００円	２，７００円
55	危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	７，６００円	５，７００円	３，８００円	１，９００円
56	危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする消毒員	７，６００円	５，７００円	３，８００円	１，９００円
57	研究課程部の授業を常時担当する教授又は准教授	８，０００円	６，０００円	４，０００円	２，０００円
58	重症心身障害児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	２０，０００円	１５，０００円	１０，０００円	５，０００円
59	筋ジス児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	２０，０００円	１５，０００円	１０，０００円	５，０００円
60	重症心身障害児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士	２４，２００円	１８，２００円	１２，１００円	６，１００円
61	筋ジス児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士	２４，２００円	１８，２００円	１２，１００円	６，１００円
62	神経・筋病棟等に勤務する保育士	２４，２００円	１８，２００円	１２，１００円	６，１００円
63	結核患者に直接接することを常態とする医療社会事業専門員	１０，０００円	７，５００円	５，０００円	２，５００円
64	患者に直接接することを常例とする医療社会事業専門員	８，０００円	６，０００円	４，０００円	２，０００円
65	重症心身障害病棟に勤務する療養介助員	２０，０００円	１５，０００円	１０，０００円	５，０００円
66	筋ジス病棟に勤務する療養介助員	２０，０００円	１５，０００円	１０，０００円	５，０００円
67	せき損病棟に勤務する療養介助員	２０，０００円	１５，０００円	１０，０００円	５，０００円

68	神経・筋病棟等に勤務する療養介助員	２０，０００円	１５，０００円	１０，０００円	５，０００円
69	結核病棟に勤務する療養介助員	１０，０００円	７，５００円	５，０００円	２，５００円
70	精神病棟に勤務する療養介助員	１０，０００円	７，５００円	５，０００円	２，５００円

備考

1 「勤務する」とは、当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。

2 「〇〇の業務に直接従事することを本務とする」とは、当該業務に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に直接従事することをその職員の主たる職務内容としていることをいう。

3 「〇〇（結核病棟等）に勤務する」とは、当該病棟等に所属し、かつ、現に当該病棟等をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。

4 職員欄中職名の掲げられている職員は、当該職名に係る業務に従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に従事することをその者の主たる職務内容としている職員をいう。

5 「重症心身障害児」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいい、満１８歳以上でこれと同一の障害を有する者を含む。

6 進行性筋い縮症児には、満１８歳以上で進行性筋い縮症の患者である者を含む。

7 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が２４時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。

8 診療放射線技師には、診療エックス線技師を含む。

9 臨床検査技師には、衛生検査技師及び平成２２年４月１日現在、臨床検査技術職員である者を含む。

10 「危険な病原体に汚染された検体」とは、危険な病原体に汚染され、又は汚染されたおそれのある喀痰(かくたん)、血液、尿、ふん便等をいう。

11 理学療法士には、平成２２年４月１日現在、理学療法技術職員である者を含む。

12 「マッサージ師」とは、あん摩マッサージ指圧師の免許を有し、マッサージを行う職員で、理学療法技術職員以外のものをいう。

13 「心理療法士」とは、大学において心理学を専修する学科を修めた職員又はその知識及び経験が当該職員に準ずる職員で、神経症、心身症等の疾患を有する患者に対し、ガイダンス、カウンセリング、暗示療法その他の心理療法を行うものをいう。

14 看護師には、副看護師長を含む。

15 「患者輸送用自動車運転手」とは、患者のみを輸送する自動車を専ら運転する職員をいう。

16 「看護助手」とは、看護師又は准看護師の免許を有しない職員で、看護の補助的業務に従事するものをいう。

17 「洗濯員」とは、診療用及び患者用の衣類等の洗濯を行う職員をいう。

18 「児童指導員」とは、児童指導員の資格を有し、基本的な生活習慣等の指導及び治療に供する資料の作成を行う職員をいう。

19 「保育士」とは、保育士の資格を有し、基本的な生活習慣、遊戯、音楽等の指導及び児童の身の回りの世話を行う職員をいう。

20 「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。（平成２２年３月３１日現在、医療社会事業専門員である者を含む。）

21 「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー２級）の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務（以下「身体介助等の業務」という。）を行う職員をいう。（介護福祉士の資格を有し、身体介助等の業務に加え、介護計画の作成等を行う「療養介助専門員」を含む。）

附則別表８　削除

附則別表第９（附則第９条関係）

イ　別表第１３に代えて計算する基本年俸表

職務の級	１級		２級	
	基本年俸額		基本年俸額	
	業績年俸額		業績年俸額	
号俸	１欄	２欄	１欄	２欄
		円	円	円
1	1,728,000	1,954,000	2,467,000	2,650,000
2	1,749,000	1,977,000	2,486,000	2,670,000
3	1,769,000	2,000,000	2,504,000	2,690,000
4	1,790,000	2,023,000	2,523,000	2,710,000
5	1,810,000	2,046,000	2,542,000	2,730,000
6	1,831,000	2,070,000	2,559,000	2,748,000
7	1,852,000	2,093,000	2,576,000	2,767,000
8	1,874,000	2,118,000	2,593,000	2,785,000
9	1,894,000	2,141,000	2,610,000	2,804,000
10	1,915,000	2,165,000	2,628,000	2,823,000
11	1,935,000	2,187,000	2,645,000	2,841,000
12	1,956,000	2,211,000	2,662,000	2,859,000
13	1,976,000	2,234,000	2,679,000	2,877,000
14	1,992,000	2,251,000	2,695,000	2,895,000
15	2,007,000	2,269,000	2,712,000	2,913,000
16	2,022,000	2,286,000	2,728,000	2,930,000
17	2,039,000	2,305,000	2,744,000	2,947,000
18	2,055,000	2,323,000	2,761,000	2,965,000
19	2,070,000	2,340,000	2,777,000	2,983,000
20	2,086,000	2,357,000	2,794,000	3,000,000
21	2,101,000	2,375,000	2,810,000	3,018,000
22	2,116,000	2,392,000	2,825,000	3,034,000
23	2,131,000	2,409,000	2,841,000	3,051,000
24	2,146,000	2,426,000	2,856,000	3,068,000
25	2,158,000	2,440,000	2,871,000	3,084,000
26	2,173,000	2,456,000	2,886,000	3,100,000
27	2,187,000	2,472,000	2,900,000	3,115,000
28	2,202,000	2,489,000	2,915,000	3,131,000
29	2,216,000	2,505,000	2,929,000	3,146,000
30	2,230,000	2,521,000	2,944,000	3,162,000
31	2,243,000	2,536,000	2,959,000	3,178,000
32	2,258,000	2,552,000	2,974,000	3,194,000
33	2,270,000	2,566,000	2,986,000	3,207,000
34	2,283,000	2,581,000	2,999,000	3,222,000
35	2,296,000	2,595,000	3,013,000	3,236,000
36	2,309,000	2,610,000	3,027,000	3,251,000
37	2,318,000	2,620,000	3,041,000	3,266,000
38	2,331,000	2,635,000	3,055,000	3,281,000
39	2,344,000	2,649,000	3,069,000	3,296,000
40	2,356,000	2,664,000	3,083,000	3,312,000
41	2,368,000	2,677,000	3,096,000	3,326,000
42	2,381,000	2,692,000	3,110,000	3,340,000
43	2,393,000	2,705,000	3,122,000	3,354,000
44	2,406,000	2,719,000	3,135,000	3,368,000
45	2,417,000	2,733,000	3,148,000	3,381,000
46	2,430,000	2,746,000	3,160,000	3,394,000
47	2,441,000	2,760,000	3,172,000	3,407,000
48	2,453,000	2,773,000	3,184,000	3,420,000
49	2,464,000	2,785,000	3,196,000	3,433,000
50	2,476,000	2,799,000	3,209,000	3,447,000
51	2,488,000	2,812,000	3,221,000	3,460,000
52	2,500,000	2,826,000	3,234,000	3,473,000
53	2,511,000	2,839,000	3,244,000	3,484,000
54	2,522,000	2,851,000	3,257,000	3,498,000
55	2,532,000	2,862,000	3,268,000	3,510,000
56	2,542,000	2,873,000	3,280,000	3,523,000
57	2,552,000	2,885,000	3,290,000	3,534,000
58	2,562,000	2,896,000	3,302,000	3,547,000
59	2,572,000	2,908,000	3,314,000	3,559,000
60	2,583,000	2,919,000	3,326,000	3,572,000
61	2,593,000	2,931,000	3,337,000	3,585,000
62	2,603,000	2,942,000	3,349,000	3,597,000
63	2,613,000	2,954,000	3,359,000	3,607,000
64	2,623,000	2,965,000	3,370,000	3,619,000
65	2,633,000	2,977,000	3,380,000	3,631,000
66	2,642,000	2,986,000	3,390,000	3,641,000
67	2,650,000	2,995,000	3,399,000	3,651,000
68	2,658,000	3,004,000	3,409,000	3,661,000
69	2,664,000	3,012,000	3,417,000	3,670,000
70	2,672,000	3,021,000	3,425,000	3,678,000
71	2,680,000	3,030,000	3,432,000	3,686,000
72	2,689,000	3,039,000	3,440,000	3,694,000
73	2,695,000	3,046,000	3,446,000	3,702,000
74	2,701,000	3,053,000	3,453,000	3,709,000
75	2,706,000	3,059,000	3,460,000	3,716,000
76	2,711,000	3,064,000	3,467,000	3,723,000
77	2,716,000	3,071,000	3,472,000	3,729,000
78	2,721,000	3,076,000	3,477,000	3,734,000
79	2,727,000	3,083,000	3,481,000	3,739,000
80	2,732,000	3,088,000	3,485,000	3,744,000
81	2,738,000	3,095,000	3,490,000	3,749,000
82	2,743,000	3,101,000	3,494,000	3,753,000
83	2,748,000	3,107,000	3,498,000	3,757,000
84	2,754,000	3,113,000	3,502,000	3,761,000
85	2,759,000	3,119,000	3,506,000	3,765,000
86	2,764,000	3,124,000	3,509,000	3,769,000
87	2,769,000	3,130,000	3,511,000	3,771,000
88	2,774,000	3,136,000	3,514,000	3,774,000
89	2,779,000	3,141,000	3,518,000	3,778,000
90	2,784,000	3,147,000	3,521,000	3,782,000
91	2,789,000	3,153,000	3,524,000	3,785,000
92	2,793,000	3,157,000	3,527,000	3,789,000
93	2,798,000	3,163,000	3,531,000	3,792,000
94	2,802,000	3,167,000	3,534,000	3,796,000
95	2,805,000	3,171,000	3,538,000	3,800,000
96	2,808,000	3,175,000	3,541,000	3,803,000
97	2,812,000	3,178,000	3,544,000	3,806,000
98	2,815,000	3,182,000	3,546,000	3,808,000
99	2,818,000	3,185,000	3,547,000	3,810,000
100	2,821,000	3,188,000	3,549,000	3,812,000
101	2,824,000	3,192,000	3,551,000	3,814,000
102	2,826,000	3,195,000	3,553,000	3,816,000
103	2,828,000	3,197,000	3,554,000	3,818,000
104	2,831,000	3,200,000	3,556,000	3,819,000
105	2,833,000	3,203,000	3,558,000	3,821,000
106	2,836,000	3,206,000	3,559,000	3,823,000
107	2,838,000	3,208,000	3,561,000	3,825,000
108	2,841,000	3,212,000	3,563,000	3,827,000
109	2,844,000	3,214,000	3,565,000	3,829,000
110	2,846,000	3,217,000	3,566,000	3,830,000
111	2,848,000	3,220,000	3,568,000	3,832,000
112	2,851,000	3,223,000	3,570,000	3,834,000
113	2,853,000	3,225,000	3,572,000	3,836,000
114	2,855,000	3,227,000	3,573,000	3,838,000
115	2,856,000	3,228,000	3,575,000	3,840,000
116	2,857,000	3,230,000	3,577,000	3,842,000
117	2,858,000	3,231,000	3,578,000	3,843,000
118	2,860,000	3,233,000	3,580,000	3,845,000
119	2,861,000	3,234,000	3,582,000	3,847,000
120	2,862,000	3,235,000	3,584,000	3,849,000
121	2,863,000	3,236,000	3,585,000	3,851,000
122	2,865,000	3,238,000	3,587,000	3,853,000
123	2,866,000	3,239,000	3,589,000	3,855,000
124	2,867,000	3,241,000	3,590,000	3,856,000
125	2,868,000	3,242,000	3,592,000	3,858,000
126	2,869,000	3,244,000	3,594,000	3,860,000
127	2,870,000	3,245,000	3,596,000	3,862,000
128	2,872,000	3,246,000		
129	2,873,000	3,248,000		
130	2,874,000	3,249,000		
131	2,875,000	3,250,000		
132	2,877,000	3,252,000		
133	2,878,000	3,253,000		
134	2,879,000	3,255,000		
135	2,880,000	3,256,000		
136	2,882,000	3,257,000		
137	2,883,000	3,259,000		
138	2,884,000	3,260,000		
139	2,885,000	3,261,000		
140	2,887,000	3,263,000		
141	2,888,000	3,264,000		
142	2,889,000	3,266,000		
143	2,890,000	3,267,000		
144	2,891,000	3,269,000		
145	2,892,000	3,270,000		
146	2,894,000	3,271,000		
147	2,895,000	3,272,000		
148	2,896,000	3,274,000		
149	2,897,000	3,275,000		

附則別表第９（附則第９条関係）

ロ　別表第１４に代えて計算する基本年俸表

職務の級 / 号俸	１級	２級	３級
	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額
	業　績	業　績	業　績
	年俸額	年俸額	年俸額
	円	円	円
1	1,310,000	2,231,000	3,225,000
2	1,322,000	2,248,000	3,244,000
3	1,333,000	2,263,000	3,264,000
4	1,344,000	2,279,000	3,283,000
5	1,355,000	2,291,000	3,302,000
6	1,365,000	2,306,000	3,317,000
7	1,374,000	2,322,000	3,331,000
8	1,384,000	2,337,000	3,346,000
9	1,394,000	2,352,000	3,361,000
10	1,406,000	2,367,000	3,371,000
11	1,418,000	2,382,000	3,383,000
12	1,431,000	2,398,000	3,395,000
13	1,441,000	2,413,000	3,405,000
14	1,453,000	2,429,000	3,413,000
15	1,465,000	2,445,000	3,421,000
16	1,478,000	2,460,000	3,427,000
17	1,550,000	2,475,000	3,434,000
18	1,561,000	2,489,000	3,438,000
19	1,571,000	2,504,000	3,442,000
20	1,580,000	2,519,000	3,445,000
21	1,589,000	2,533,000	3,450,000
22	1,598,000	2,548,000	3,452,000
23	1,608,000	2,563,000	3,454,000
24	1,618,000	2,577,000	3,456,000
25	1,626,000	2,590,000	3,458,000
26	1,635,000	2,603,000	3,460,000
27	1,645,000	2,617,000	3,463,000
28	1,654,000	2,632,000	3,465,000
29	1,663,000	2,646,000	3,467,000
30	1,672,000	2,660,000	
31	1,680,000	2,675,000	
32	1,689,000	2,689,000	
33	1,697,000	2,702,000	
34	1,706,000	2,716,000	
35	1,714,000	2,730,000	
36	1,723,000	2,744,000	
37	1,730,000	2,758,000	
38	1,740,000	2,772,000	
39	1,748,000	2,786,000	
40	1,756,000	2,800,000	
41	1,763,000	2,814,000	
42	1,771,000	2,826,000	
43	1,780,000	2,839,000	
44	1,789,000	2,851,000	
45	1,797,000	2,861,000	
46	1,806,000	2,870,000	
47	1,814,000	2,879,000	
48	1,823,000	2,888,000	
49	1,831,000	2,897,000	
50	1,839,000	2,905,000	
51	1,847,000	2,913,000	
52	1,855,000	2,922,000	
53	1,861,000	2,928,000	
54	1,868,000	2,935,000	
55	1,874,000	2,942,000	
56	1,881,000	2,949,000	
57	1,887,000	2,954,000	
58	1,893,000	2,960,000	
59	1,900,000	2,966,000	
60	1,908,000	2,971,000	
61	1,914,000	2,978,000	
62	1,920,000	2,983,000	
63	1,928,000	2,987,000	
64	1,935,000	2,991,000	
65	1,941,000	2,995,000	
66	1,948,000	3,000,000	
67	1,955,000	3,005,000	
68	1,961,000	3,009,000	
69	1,968,000	3,013,000	
70	1,974,000	3,018,000	
71	1,981,000	3,022,000	
72	1,987,000	3,027,000	
73	1,993,000	3,031,000	
74	1,999,000	3,033,000	
75	2,005,000	3,035,000	
76	2,011,000	3,037,000	
77	2,015,000	3,039,000	
78	2,019,000	3,041,000	
79	2,024,000	3,043,000	
80	2,028,000	3,045,000	
81	2,032,000	3,047,000	
82	2,036,000	3,049,000	
83	2,039,000	3,051,000	
84	2,043,000	3,053,000	
85	2,044,000	3,055,000	
86	2,047,000	3,057,000	
87	2,050,000	3,059,000	
88	2,052,000	3,061,000	
89	2,054,000	3,063,000	
90	2,055,000	3,065,000	
91	2,057,000		
92	2,058,000		
93	2,059,000		
94	2,060,000		
95	2,061,000		
96	2,062,000		
97	2,064,000		
98	2,065,000		
99	2,066,000		
100	2,067,000		
101	2,068,000		
102	2,069,000		
103	2,071,000		
104	2,072,000		
105	2,073,000		
106	2,074,000		
107	2,075,000		
108	2,076,000		
再任用職員	807,000	1,168,000	

附則別表第９（附則第９条関係）

ハ　別表第１５に代えて計算する基本年俸表

号俸	基本年俸額
	業　績 年俸額
	円
1	1,317,000
2	1,486,000
3	1,737,000
4	1,962,000
5	2,627,000
6	3,276,000
7	3,532,000
8	3,796,000
9	4,153,000
10	4,478,000
11	4,803,000
12	5,137,000
13	5,452,000

附則別表第９（附則第９条関係）

ニ　別表第１６に代えて計算する基本年俸表

号俸	基本年俸額
	業　績 年俸額
	円
1	3,098,000
2	3,339,300
3	3,589,400
4	3,927,300

附則別表第９（附則第９条関係）

ホ　附則別表第６イに代えて計算する基本年俸表

職務の級	２級
	基本年俸額
	業績年俸額
号俸	３欄
	円
1	2,102,000
2	2,118,000
3	2,133,000
4	2,149,000
5	2,165,000
6	2,180,000
7	2,194,000
8	2,209,000
9	2,224,000
10	2,239,000
11	2,253,000
12	2,268,000
13	2,282,000
14	2,296,000
15	2,310,000
16	2,324,000
17	2,338,000
18	2,352,000
19	2,366,000
20	2,380,000
21	2,393,000
22	2,407,000
23	2,420,000
24	2,433,000
25	2,446,000
26	2,458,000
27	2,471,000
28	2,483,000
29	2,496,000
30	2,508,000
31	2,520,000
32	2,533,000
33	2,543,000
34	2,555,000
35	2,567,000
36	2,579,000
37	2,590,000
38	2,603,000
39	2,614,000
40	2,627,000
41	2,638,000
42	2,649,000
43	2,660,000
44	2,671,000
45	2,681,000
46	2,692,000
47	2,702,000
48	2,713,000
49	2,723,000
50	2,734,000
51	2,744,000
52	2,755,000
53	2,763,000
54	2,774,000
55	2,784,000
56	2,794,000
57	2,803,000
58	2,813,000
59	2,823,000
60	2,833,000
61	2,843,000
62	2,853,000
63	2,861,000
64	2,870,000
65	2,880,000
66	2,888,000
67	2,895,000
68	2,904,000
69	2,911,000
70	2,917,000
71	2,924,000
72	2,930,000
73	2,936,000
74	2,942,000
75	2,947,000
76	2,953,000
77	2,958,000
78	2,962,000
79	2,966,000
80	2,969,000
81	2,973,000
82	2,976,000
83	2,979,000
84	2,983,000
85	2,986,000
86	2,989,000
87	2,991,000
88	2,994,000
89	2,997,000
90	2,999,000
91	3,002,000
92	3,005,000
93	3,008,000
94	3,011,000
95	3,014,000
96	3,016,000
97	3,019,000
98	3,020,000
99	3,022,000
100	3,023,000
101	3,025,000
102	3,026,000
103	3,028,000
104	3,029,000
105	3,031,000
106	3,032,000
107	3,034,000
108	3,035,000
109	3,037,000
110	3,038,000
111	3,040,000
112	3,041,000
113	3,042,000
114	3,044,000
115	3,045,000
116	3,047,000
117	3,048,000
118	3,050,000
119	3,051,000
120	3,053,000
121	3,054,000
122	3,056,000
123	3,057,000
124	3,059,000
125	3,060,000
126	3,062,000
127	3,063,000

附則別表第９（附則第９条関係）

へ　附則別表第６ロに代えて計算する基本年俸表

職務の級	２級
	基本年俸額
	業績年俸額
号俸	２欄
	円
1	1,901,000
2	1,915,000
3	1,928,000
4	1,941,000
5	1,952,000
6	1,965,000
7	1,978,000
8	1,991,000
9	2,003,000
10	2,016,000
11	2,029,000
12	2,043,000
13	2,056,000
14	2,069,000
15	2,083,000
16	2,096,000
17	2,108,000
18	2,121,000
19	2,133,000
20	2,146,000
21	2,158,000
22	2,171,000
23	2,183,000
24	2,195,000
25	2,206,000
26	2,217,000
27	2,230,000
28	2,242,000
29	2,254,000
30	2,266,000
31	2,279,000
32	2,291,000
33	2,302,000
34	2,314,000
35	2,325,000
36	2,338,000
37	2,349,000
38	2,362,000
39	2,373,000
40	2,386,000
41	2,397,000
42	2,408,000
43	2,418,000
44	2,429,000
45	2,437,000
46	2,445,000
47	2,453,000
48	2,460,000
49	2,468,000
50	2,475,000
51	2,482,000
52	2,489,000
53	2,495,000
54	2,500,000
55	2,506,000
56	2,512,000
57	2,517,000
58	2,521,000
59	2,526,000
60	2,531,000
61	2,537,000
62	2,541,000
63	2,544,000
64	2,548,000
65	2,552,000
66	2,556,000
67	2,560,000
68	2,564,000
69	2,567,000
70	2,571,000
71	2,575,000
72	2,579,000
73	2,582,000
74	2,584,000
75	2,585,000
76	2,587,000
77	2,589,000
78	2,591,000
79	2,592,000
80	2,594,000
81	2,596,000
82	2,597,000
83	2,599,000
84	2,601,000
85	2,603,000
86	2,604,000
87	2,606,000
88	2,608,000
89	2,609,000
90	2,611,000

附則別表第１０（附則第１０条関係）

ハ　別表第１５に代えて計算する基本年俸表

号俸	基本年俸額
	業　績 年俸額
	円
1	1,320,000
2	1,486,000
3	1,737,000
4	1,962,000
5	2,627,000
6	3,276,000
7	3,532,000
8	3,796,000
9	4,153,000
10	4,478,000
11	4,803,000
12	5,137,000
13	5,452,000

附則別表第１１（附則第１１条関係）

イ　別表第１３に代えて計算する基本年俸表

職務の級	１級		２級	
	基本年俸額		基本年俸額	
	業績年俸額		業績年俸額	
号俸	１欄	２欄	１欄	２欄
		円	円	円
1	1,733,000	1,959,000	2,467,000	2,650,000
2	1,754,000	1,983,000	2,486,000	2,670,000
3	1,774,000	2,006,000	2,504,000	2,690,000
4	1,795,000	2,029,000	2,523,000	2,710,000
5	1,815,000	2,052,000	2,542,000	2,730,000
6	1,836,000	2,076,000	2,559,000	2,748,000
7	1,857,000	2,099,000	2,576,000	2,767,000
8	1,879,000	2,124,000	2,593,000	2,785,000
9	1,900,000	2,148,000	2,610,000	2,804,000
10	1,920,000	2,171,000	2,628,000	2,823,000
11	1,940,000	2,193,000	2,645,000	2,841,000
12	1,961,000	2,217,000	2,662,000	2,859,000
13	1,981,000	2,240,000	2,679,000	2,877,000
14	1,997,000	2,257,000	2,695,000	2,895,000
15	2,013,000	2,275,000	2,712,000	2,913,000
16	2,028,000	2,292,000	2,728,000	2,930,000
17	2,045,000	2,312,000	2,744,000	2,947,000
18	2,061,000	2,329,000	2,761,000	2,965,000
19	2,074,000	2,345,000	2,777,000	2,983,000
20	2,089,000	2,361,000	2,794,000	3,000,000
21	2,105,000	2,379,000	2,810,000	3,018,000
22	2,118,000	2,394,000	2,825,000	3,034,000
23	2,132,000	2,411,000	2,841,000	3,051,000
24	2,146,000	2,426,000	2,856,000	3,068,000
25	2,158,000	2,440,000	2,871,000	3,084,000
26	2,173,000	2,456,000	2,886,000	3,100,000
27	2,187,000	2,472,000	2,900,000	3,115,000
28	2,202,000	2,489,000	2,915,000	3,131,000
29	2,216,000	2,505,000	2,929,000	3,146,000
30	2,230,000	2,521,000	2,944,000	3,162,000
31	2,243,000	2,536,000	2,959,000	3,178,000
32	2,258,000	2,552,000	2,974,000	3,194,000
33	2,270,000	2,566,000	2,986,000	3,207,000
34	2,283,000	2,581,000	2,999,000	3,222,000
35	2,296,000	2,595,000	3,013,000	3,236,000
36	2,309,000	2,610,000	3,027,000	3,251,000
37	2,318,000	2,620,000	3,041,000	3,266,000
38	2,331,000	2,635,000	3,055,000	3,281,000
39	2,344,000	2,649,000	3,069,000	3,296,000
40	2,356,000	2,664,000	3,083,000	3,312,000
41	2,368,000	2,677,000	3,096,000	3,326,000
42	2,381,000	2,692,000	3,110,000	3,340,000
43	2,393,000	2,705,000	3,122,000	3,354,000
44	2,406,000	2,719,000	3,135,000	3,368,000
45	2,417,000	2,733,000	3,148,000	3,381,000
46	2,430,000	2,746,000	3,160,000	3,394,000
47	2,441,000	2,760,000	3,172,000	3,407,000
48	2,453,000	2,773,000	3,184,000	3,420,000
49	2,464,000	2,785,000	3,196,000	3,433,000
50	2,476,000	2,799,000	3,209,000	3,447,000
51	2,488,000	2,812,000	3,221,000	3,460,000
52	2,500,000	2,826,000	3,234,000	3,473,000
53	2,511,000	2,839,000	3,244,000	3,484,000
54	2,522,000	2,851,000	3,257,000	3,498,000
55	2,532,000	2,862,000	3,268,000	3,510,000
56	2,542,000	2,873,000	3,280,000	3,523,000
57	2,552,000	2,885,000	3,290,000	3,534,000
58	2,562,000	2,896,000	3,302,000	3,547,000
59	2,572,000	2,908,000	3,314,000	3,559,000
60	2,583,000	2,919,000	3,326,000	3,572,000
61	2,593,000	2,931,000	3,337,000	3,585,000
62	2,603,000	2,942,000	3,349,000	3,597,000
63	2,613,000	2,954,000	3,359,000	3,607,000
64	2,623,000	2,965,000	3,370,000	3,619,000
65	2,633,000	2,977,000	3,380,000	3,631,000
66	2,642,000	2,986,000	3,390,000	3,641,000
67	2,650,000	2,995,000	3,399,000	3,651,000
68	2,658,000	3,004,000	3,409,000	3,661,000
69	2,664,000	3,012,000	3,417,000	3,670,000
70	2,672,000	3,021,000	3,425,000	3,678,000
71	2,680,000	3,030,000	3,432,000	3,686,000
72	2,689,000	3,039,000	3,440,000	3,694,000
73	2,695,000	3,046,000	3,446,000	3,702,000
74	2,701,000	3,053,000	3,453,000	3,709,000
75	2,706,000	3,059,000	3,460,000	3,716,000
76	2,711,000	3,064,000	3,467,000	3,723,000
77	2,716,000	3,071,000	3,472,000	3,729,000
78	2,721,000	3,076,000	3,477,000	3,734,000
79	2,727,000	3,083,000	3,481,000	3,739,000
80	2,732,000	3,088,000	3,485,000	3,744,000
81	2,738,000	3,095,000	3,490,000	3,749,000
82	2,743,000	3,101,000	3,494,000	3,753,000
83	2,748,000	3,107,000	3,498,000	3,757,000
84	2,754,000	3,113,000	3,502,000	3,761,000
85	2,759,000	3,119,000	3,506,000	3,765,000
86	2,764,000	3,124,000	3,509,000	3,769,000
87	2,769,000	3,130,000	3,511,000	3,771,000
88	2,774,000	3,136,000	3,514,000	3,774,000
89	2,779,000	3,141,000	3,518,000	3,778,000
90	2,784,000	3,147,000	3,521,000	3,782,000
91	2,789,000	3,153,000	3,524,000	3,785,000
92	2,793,000	3,157,000	3,527,000	3,789,000
93	2,798,000	3,163,000	3,531,000	3,792,000
94	2,802,000	3,167,000	3,534,000	3,796,000
95	2,805,000	3,171,000	3,538,000	3,800,000
96	2,808,000	3,175,000	3,541,000	3,803,000
97	2,812,000	3,178,000	3,544,000	3,806,000
98	2,815,000	3,182,000	3,546,000	3,808,000
99	2,818,000	3,185,000	3,547,000	3,810,000
100	2,821,000	3,188,000	3,549,000	3,812,000
101	2,824,000	3,192,000	3,551,000	3,814,000
102	2,826,000	3,195,000	3,553,000	3,816,000
103	2,828,000	3,197,000	3,554,000	3,818,000
104	2,831,000	3,200,000	3,556,000	3,819,000
105	2,833,000	3,203,000	3,558,000	3,821,000
106	2,836,000	3,206,000	3,559,000	3,823,000
107	2,838,000	3,208,000	3,561,000	3,825,000
108	2,841,000	3,212,000	3,563,000	3,827,000
109	2,844,000	3,214,000	3,565,000	3,829,000
110	2,846,000	3,217,000	3,566,000	3,830,000
111	2,848,000	3,220,000	3,568,000	3,832,000
112	2,851,000	3,223,000	3,570,000	3,834,000
113	2,853,000	3,225,000	3,572,000	3,836,000
114	2,855,000	3,227,000	3,573,000	3,838,000
115	2,856,000	3,228,000	3,575,000	3,840,000
116	2,857,000	3,230,000	3,577,000	3,842,000
117	2,858,000	3,231,000	3,578,000	3,843,000
118	2,860,000	3,233,000	3,580,000	3,845,000
119	2,861,000	3,234,000	3,582,000	3,847,000
120	2,862,000	3,235,000	3,584,000	3,849,000
121	2,863,000	3,236,000	3,585,000	3,851,000
122	2,865,000	3,238,000	3,587,000	3,853,000
123	2,866,000	3,239,000	3,589,000	3,855,000
124	2,867,000	3,241,000	3,590,000	3,856,000
125	2,868,000	3,242,000	3,592,000	3,858,000
126	2,869,000	3,244,000	3,594,000	3,860,000
127	2,870,000	3,245,000	3,596,000	3,862,000
128	2,872,000	3,246,000		
129	2,873,000	3,248,000		
130	2,874,000	3,249,000		
131	2,875,000	3,250,000		
132	2,877,000	3,252,000		
133	2,878,000	3,253,000		
134	2,879,000	3,255,000		
135	2,880,000	3,256,000		
136	2,882,000	3,257,000		
137	2,883,000	3,259,000		
138	2,884,000	3,260,000		
139	2,885,000	3,261,000		
140	2,887,000	3,263,000		
141	2,888,000	3,264,000		
142	2,889,000	3,266,000		
143	2,890,000	3,267,000		
144	2,891,000	3,269,000		
145	2,892,000	3,270,000		
146	2,894,000	3,271,000		
147	2,895,000	3,272,000		
148	2,896,000	3,274,000		
149	2,897,000	3,275,000		

附則別表第１１（附則第１１条関係）

ロ　別表第１４に代えて計算する基本年俸表

職務の級 / 号俸	１級	２級	３級
	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額
	業　績	業　績	業　績
	年俸額	年俸額	年俸額
	円	円	円
1	1,318,000	2,231,000	3,225,000
2	1,329,000	2,248,000	3,244,000
3	1,340,000	2,263,000	3,264,000
4	1,351,000	2,279,000	3,283,000
5	1,362,000	2,291,000	3,302,000
6	1,372,000	2,306,000	3,317,000
7	1,381,000	2,322,000	3,331,000
8	1,390,000	2,337,000	3,346,000
9	1,400,000	2,352,000	3,361,000
10	1,412,000	2,367,000	3,371,000
11	1,424,000	2,382,000	3,383,000
12	1,437,000	2,398,000	3,395,000
13	1,447,000	2,413,000	3,405,000
14	1,458,000	2,429,000	3,413,000
15	1,469,000	2,445,000	3,421,000
16	1,482,000	2,460,000	3,427,000
17	1,554,000	2,475,000	3,434,000
18	1,565,000	2,489,000	3,438,000
19	1,574,000	2,504,000	3,442,000
20	1,583,000	2,519,000	3,445,000
21	1,591,000	2,533,000	3,450,000
22	1,600,000	2,548,000	3,452,000
23	1,609,000	2,563,000	3,454,000
24	1,618,000	2,577,000	3,456,000
25	1,626,000	2,590,000	3,458,000
26	1,635,000	2,603,000	3,460,000
27	1,645,000	2,617,000	3,463,000
28	1,654,000	2,632,000	3,465,000
29	1,663,000	2,646,000	3,467,000
30	1,672,000	2,660,000	
31	1,680,000	2,675,000	
32	1,689,000	2,689,000	
33	1,697,000	2,702,000	
34	1,706,000	2,716,000	
35	1,714,000	2,730,000	
36	1,723,000	2,744,000	
37	1,730,000	2,758,000	
38	1,740,000	2,772,000	
39	1,748,000	2,786,000	
40	1,756,000	2,800,000	
41	1,763,000	2,814,000	
42	1,771,000	2,826,000	
43	1,780,000	2,839,000	
44	1,789,000	2,851,000	
45	1,797,000	2,861,000	
46	1,806,000	2,870,000	
47	1,814,000	2,879,000	
48	1,823,000	2,888,000	
49	1,831,000	2,897,000	
50	1,839,000	2,905,000	
51	1,847,000	2,913,000	
52	1,855,000	2,922,000	
53	1,861,000	2,928,000	
54	1,868,000	2,935,000	
55	1,874,000	2,942,000	
56	1,881,000	2,949,000	
57	1,887,000	2,954,000	
58	1,893,000	2,960,000	
59	1,900,000	2,966,000	
60	1,908,000	2,971,000	
61	1,914,000	2,978,000	
62	1,920,000	2,983,000	
63	1,928,000	2,987,000	
64	1,935,000	2,991,000	
65	1,941,000	2,995,000	
66	1,948,000	3,000,000	
67	1,955,000	3,005,000	
68	1,961,000	3,009,000	
69	1,968,000	3,013,000	
70	1,974,000	3,018,000	
71	1,981,000	3,022,000	
72	1,987,000	3,027,000	
73	1,993,000	3,031,000	
74	1,999,000	3,033,000	
75	2,005,000	3,035,000	
76	2,011,000	3,037,000	
77	2,015,000	3,039,000	
78	2,019,000	3,041,000	
79	2,024,000	3,043,000	
80	2,028,000	3,045,000	
81	2,032,000	3,047,000	
82	2,036,000	3,049,000	
83	2,039,000	3,051,000	
84	2,043,000	3,053,000	
85	2,044,000	3,055,000	
86	2,047,000	3,057,000	
87	2,050,000	3,059,000	
88	2,052,000	3,061,000	
89	2,054,000	3,063,000	
90	2,055,000	3,065,000	
91	2,057,000		
92	2,058,000		
93	2,059,000		
94	2,060,000		
95	2,061,000		
96	2,062,000		
97	2,064,000		
98	2,065,000		
99	2,066,000		
100	2,067,000		
101	2,068,000		
102	2,069,000		
103	2,071,000		
104	2,072,000		
105	2,073,000		
106	2,074,000		
107	2,075,000		
108	2,076,000		
再任用職員	807,000	1,168,000	

附則別表第１１（附則第１１条関係）

ハ　別表第１５に代えて計算する基本年俸表

号俸	基本年俸額 業　績 年俸額
	円
1	1,341,000
2	1,509,000
3	1,765,000
4	1,993,000
5	2,668,000
6	3,328,000
7	3,587,000
8	3,855,000
9	4,218,000
10	4,548,000
11	4,878,000
12	5,217,000
13	5,538,000

附則別表第１１（附則第１１条関係）
ニ　別表第１６に代えて計算する基本年俸表

号俸	基本年俸額
	業　績 年俸額
	円
1	3,098,000
2	3,339,300
3	3,589,400
4	3,927,300

附則別表第１１（附則第１１条関係）

ホ　附則別表第６イに代えて計算する基本年俸表

職務の級	２級
	基本年俸額
	業績年俸額
号俸	３欄
	円
1	2,102,000
2	2,118,000
3	2,133,000
4	2,149,000
5	2,165,000
6	2,180,000
7	2,194,000
8	2,209,000
9	2,224,000
10	2,239,000
11	2,253,000
12	2,268,000
13	2,282,000
14	2,296,000
15	2,310,000
16	2,324,000
17	2,338,000
18	2,352,000
19	2,366,000
20	2,380,000
21	2,393,000
22	2,407,000
23	2,420,000
24	2,433,000
25	2,446,000
26	2,458,000
27	2,471,000
28	2,483,000
29	2,496,000
30	2,508,000
31	2,520,000
32	2,533,000
33	2,543,000
34	2,555,000
35	2,567,000
36	2,579,000
37	2,590,000
38	2,603,000
39	2,614,000
40	2,627,000
41	2,638,000
42	2,649,000
43	2,660,000
44	2,671,000
45	2,681,000
46	2,692,000
47	2,702,000
48	2,713,000
49	2,723,000
50	2,734,000
51	2,744,000
52	2,755,000
53	2,763,000
54	2,774,000
55	2,784,000
56	2,794,000
57	2,803,000
58	2,813,000
59	2,823,000
60	2,833,000
61	2,843,000
62	2,853,000
63	2,861,000
64	2,870,000
65	2,880,000
66	2,888,000
67	2,895,000
68	2,904,000
69	2,911,000
70	2,917,000
71	2,924,000
72	2,930,000
73	2,936,000
74	2,942,000
75	2,947,000
76	2,953,000
77	2,958,000
78	2,962,000
79	2,966,000
80	2,969,000
81	2,973,000
82	2,976,000
83	2,979,000
84	2,983,000
85	2,986,000
86	2,989,000
87	2,991,000
88	2,994,000
89	2,997,000
90	2,999,000
91	3,002,000
92	3,005,000
93	3,008,000
94	3,011,000
95	3,014,000
96	3,016,000
97	3,019,000
98	3,020,000
99	3,022,000
100	3,023,000
101	3,025,000
102	3,026,000
103	3,028,000
104	3,029,000
105	3,031,000
106	3,032,000
107	3,034,000
108	3,035,000
109	3,037,000
110	3,038,000
111	3,040,000
112	3,041,000
113	3,042,000
114	3,044,000
115	3,045,000
116	3,047,000
117	3,048,000
118	3,050,000
119	3,051,000
120	3,053,000
121	3,054,000
122	3,056,000
123	3,057,000
124	3,059,000
125	3,060,000
126	3,062,000
127	3,063,000

附則別表第１１（附則第１１条関係）

へ　附則別表第６ロに代えて計算する基本年俸表

職務の級	２級
	基本年俸額
	業績年俸額
号俸	２欄
	円
1	1,901,000
2	1,915,000
3	1,928,000
4	1,941,000
5	1,952,000
6	1,965,000
7	1,978,000
8	1,991,000
9	2,003,000
10	2,016,000
11	2,029,000
12	2,043,000
13	2,056,000
14	2,069,000
15	2,083,000
16	2,096,000
17	2,108,000
18	2,121,000
19	2,133,000
20	2,146,000
21	2,158,000
22	2,171,000
23	2,183,000
24	2,195,000
25	2,206,000
26	2,217,000
27	2,230,000
28	2,242,000
29	2,254,000
30	2,266,000
31	2,279,000
32	2,291,000
33	2,302,000
34	2,314,000
35	2,325,000
36	2,338,000
37	2,349,000
38	2,362,000
39	2,373,000
40	2,386,000
41	2,397,000
42	2,408,000
43	2,418,000
44	2,429,000
45	2,437,000
46	2,445,000
47	2,453,000
48	2,460,000
49	2,468,000
50	2,475,000
51	2,482,000
52	2,489,000
53	2,495,000
54	2,500,000
55	2,506,000
56	2,512,000
57	2,517,000
58	2,521,000
59	2,526,000
60	2,531,000
61	2,537,000
62	2,541,000
63	2,544,000
64	2,548,000
65	2,552,000
66	2,556,000
67	2,560,000
68	2,564,000
69	2,567,000
70	2,571,000
71	2,575,000
72	2,579,000
73	2,582,000
74	2,584,000
75	2,585,000
76	2,587,000
77	2,589,000
78	2,591,000
79	2,592,000
80	2,594,000
81	2,596,000
82	2,597,000
83	2,599,000
84	2,601,000
85	2,603,000
86	2,604,000
87	2,606,000
88	2,608,000
89	2,609,000
90	2,611,000

附則別表第１２（附則第１２条関係）

イ　別表第１３に代えて計算する基本年俸表

職務の級	１級		２級	
	基本年俸額		基本年俸額	
	業績年俸額		業績年俸額	
号俸	１欄	２欄	１欄	２欄
		円	円	円
1	1,754,000	1,982,000	2,496,000	2,681,000
2	1,775,000	2,006,000	2,515,000	2,702,000
3	1,795,000	2,029,000	2,534,000	2,721,000
4	1,816,000	2,053,000	2,552,000	2,741,000
5	1,837,000	2,076,000	2,572,000	2,762,000
6	1,858,000	2,100,000	2,589,000	2,781,000
7	1,879,000	2,124,000	2,606,000	2,799,000
8	1,901,000	2,149,000	2,624,000	2,818,000
9	1,922,000	2,173,000	2,641,000	2,837,000
10	1,943,000	2,196,000	2,659,000	2,856,000
11	1,963,000	2,219,000	2,676,000	2,874,000
12	1,984,000	2,243,000	2,693,000	2,893,000
13	2,005,000	2,266,000	2,710,000	2,911,000
14	2,021,000	2,284,000	2,727,000	2,929,000
15	2,036,000	2,302,000	2,744,000	2,947,000
16	2,052,000	2,319,000	2,760,000	2,965,000
17	2,069,000	2,339,000	2,776,000	2,982,000
18	2,085,000	2,357,000	2,793,000	3,000,000
19	2,099,000	2,372,000	2,810,000	3,018,000
20	2,113,000	2,389,000	2,826,000	3,036,000
21	2,129,000	2,407,000	2,843,000	3,053,000
22	2,143,000	2,422,000	2,858,000	3,070,000
23	2,158,000	2,439,000	2,874,000	3,087,000
24	2,171,000	2,455,000	2,890,000	3,104,000
25	2,184,000	2,468,000	2,905,000	3,120,000
26	2,199,000	2,485,000	2,920,000	3,136,000
27	2,213,000	2,501,000	2,934,000	3,152,000
28	2,228,000	2,518,000	2,949,000	3,168,000
29	2,242,000	2,534,000	2,964,000	3,183,000
30	2,256,000	2,551,000	2,979,000	3,200,000
31	2,270,000	2,566,000	2,994,000	3,215,000
32	2,285,000	2,583,000	3,009,000	3,231,000
33	2,297,000	2,596,000	3,021,000	3,245,000
34	2,310,000	2,612,000	3,035,000	3,260,000
35	2,323,000	2,626,000	3,049,000	3,274,000
36	2,336,000	2,641,000	3,063,000	3,289,000
37	2,345,000	2,651,000	3,077,000	3,304,000
38	2,358,000	2,666,000	3,091,000	3,320,000
39	2,371,000	2,680,000	3,105,000	3,335,000
40	2,384,000	2,695,000	3,120,000	3,351,000
41	2,396,000	2,708,000	3,133,000	3,365,000
42	2,409,000	2,723,000	3,146,000	3,379,000
43	2,421,000	2,737,000	3,159,000	3,393,000
44	2,434,000	2,751,000	3,172,000	3,407,000
45	2,446,000	2,765,000	3,185,000	3,420,000
46	2,458,000	2,779,000	3,197,000	3,433,000
47	2,470,000	2,792,000	3,209,000	3,447,000
48	2,482,000	2,806,000	3,222,000	3,460,000
49	2,493,000	2,818,000	3,234,000	3,473,000
50	2,505,000	2,832,000	3,247,000	3,487,000
51	2,517,000	2,845,000	3,259,000	3,500,000
52	2,529,000	2,859,000	3,272,000	3,514,000
53	2,541,000	2,872,000	3,282,000	3,525,000
54	2,552,000	2,884,000	3,295,000	3,539,000
55	2,562,000	2,896,000	3,306,000	3,551,000
56	2,572,000	2,907,000	3,319,000	3,564,000
57	2,582,000	2,918,000	3,329,000	3,576,000
58	2,592,000	2,930,000	3,341,000	3,589,000
59	2,603,000	2,942,000	3,353,000	3,601,000
60	2,613,000	2,954,000	3,365,000	3,614,000
61	2,623,000	2,965,000	3,377,000	3,627,000
62	2,633,000	2,977,000	3,388,000	3,639,000
63	2,644,000	2,988,000	3,398,000	3,650,000
64	2,654,000	3,000,000	3,409,000	3,662,000
65	2,664,000	3,012,000	3,420,000	3,674,000
66	2,673,000	3,021,000	3,430,000	3,684,000
67	2,681,000	3,030,000	3,439,000	3,693,000
68	2,689,000	3,040,000	3,449,000	3,704,000
69	2,696,000	3,047,000	3,457,000	3,713,000
70	2,704,000	3,057,000	3,465,000	3,722,000
71	2,712,000	3,065,000	3,472,000	3,730,000
72	2,720,000	3,075,000	3,480,000	3,738,000
73	2,727,000	3,082,000	3,487,000	3,745,000
74	2,733,000	3,089,000	3,494,000	3,753,000
75	2,738,000	3,095,000	3,500,000	3,760,000
76	2,743,000	3,100,000	3,507,000	3,767,000
77	2,748,000	3,107,000	3,513,000	3,773,000
78	2,753,000	3,112,000	3,518,000	3,778,000
79	2,759,000	3,119,000	3,522,000	3,783,000
80	2,764,000	3,125,000	3,526,000	3,788,000
81	2,770,000	3,131,000	3,531,000	3,793,000
82	2,776,000	3,138,000	3,535,000	3,797,000
83	2,781,000	3,143,000	3,539,000	3,801,000
84	2,787,000	3,150,000	3,543,000	3,805,000
85	2,792,000	3,156,000	3,547,000	3,809,000
86	2,796,000	3,161,000	3,550,000	3,813,000
87	2,802,000	3,167,000	3,552,000	3,815,000
88	2,807,000	3,173,000	3,555,000	3,819,000
89	2,812,000	3,178,000	3,559,000	3,823,000
90	2,817,000	3,184,000	3,562,000	3,826,000
91	2,822,000	3,190,000	3,565,000	3,829,000
92	2,826,000	3,195,000	3,569,000	3,833,000
93	2,831,000	3,200,000	3,572,000	3,837,000
94	2,834,000	3,204,000	3,576,000	3,841,000
95	2,838,000	3,208,000	3,579,000	3,844,000
96	2,841,000	3,212,000	3,582,000	3,847,000
97	2,845,000	3,216,000	3,586,000	3,851,000
98	2,848,000	3,219,000	3,587,000	3,853,000
99	2,851,000	3,223,000	3,589,000	3,855,000
100	2,854,000	3,226,000	3,591,000	3,857,000
101	2,857,000	3,229,000	3,593,000	3,859,000
102	2,859,000	3,232,000	3,594,000	3,861,000
103	2,862,000	3,235,000	3,596,000	3,862,000
104	2,864,000	3,238,000	3,598,000	3,864,000
105	2,867,000	3,240,000	3,600,000	3,866,000
106	2,869,000	3,243,000	3,601,000	3,868,000
107	2,872,000	3,246,000	3,603,000	3,870,000
108	2,875,000	3,249,000	3,605,000	3,872,000
109	2,877,000	3,252,000	3,607,000	3,874,000
110	2,879,000	3,255,000	3,608,000	3,876,000
111	2,882,000	3,258,000	3,610,000	3,877,000
112	2,884,000	3,261,000	3,612,000	3,879,000
113	2,887,000	3,263,000	3,614,000	3,881,000
114	2,888,000	3,265,000	3,615,000	3,883,000
115	2,889,000	3,266,000	3,617,000	3,885,000
116	2,891,000	3,268,000	3,619,000	3,887,000
117	2,892,000	3,269,000	3,620,000	3,889,000
118	2,893,000	3,271,000	3,622,000	3,891,000
119	2,894,000	3,272,000	3,624,000	3,892,000
120	2,896,000	3,273,000	3,626,000	3,894,000
121	2,897,000	3,275,000	3,627,000	3,896,000
122	2,898,000	3,276,000	3,629,000	3,898,000
123	2,899,000	3,277,000	3,631,000	3,900,000
124	2,901,000	3,279,000	3,633,000	3,902,000
125	2,902,000	3,280,000	3,634,000	3,904,000
126	2,903,000	3,282,000	3,636,000	3,905,000
127	2,904,000	3,283,000	3,638,000	3,907,000
128	2,906,000	3,285,000		
129	2,907,000	3,286,000		
130	2,908,000	3,287,000		
131	2,909,000	3,289,000		
132	2,911,000	3,290,000		
133	2,912,000	3,291,000		
134	2,913,000	3,293,000		
135	2,914,000	3,294,000		
136	2,916,000	3,296,000		
137	2,917,000	3,297,000		
138	2,918,000	3,299,000		
139	2,919,000	3,300,000		
140	2,921,000	3,301,000		
141	2,922,000	3,303,000		
142	2,923,000	3,304,000		
143	2,924,000	3,305,000		
144	2,925,000	3,307,000		
145	2,926,000	3,308,000		
146	2,928,000	3,310,000		
147	2,929,000	3,311,000		
148	2,930,000	3,313,000		
149	2,931,000	3,314,000		

附則別表第１２（附則第１２条関係）

ロ　別表第１４に代えて計算する基本年俸表

職務の級 / 号俸	１級 基本年俸額 業績年俸額	２級 基本年俸額 業績年俸額	３級 基本年俸額 業績年俸額
	円	円	円
1	1,333,000	2,257,000	3,263,000
2	1,345,000	2,274,000	3,283,000
3	1,356,000	2,289,000	3,302,000
4	1,367,000	2,306,000	3,321,000
5	1,378,000	2,318,000	3,341,000
6	1,388,000	2,334,000	3,356,000
7	1,397,000	2,349,000	3,371,000
8	1,407,000	2,365,000	3,385,000
9	1,417,000	2,379,000	3,400,000
10	1,428,000	2,394,000	3,411,000
11	1,441,000	2,410,000	3,423,000
12	1,454,000	2,426,000	3,435,000
13	1,464,000	2,442,000	3,445,000
14	1,475,000	2,457,000	3,453,000
15	1,487,000	2,473,000	3,461,000
16	1,499,000	2,489,000	3,467,000
17	1,573,000	2,504,000	3,474,000
18	1,583,000	2,519,000	3,478,000
19	1,593,000	2,533,000	3,482,000
20	1,602,000	2,548,000	3,486,000
21	1,610,000	2,563,000	3,490,000
22	1,619,000	2,578,000	3,492,000
23	1,628,000	2,593,000	3,495,000
24	1,637,000	2,608,000	3,497,000
25	1,645,000	2,620,000	3,499,000
26	1,654,000	2,634,000	3,501,000
27	1,664,000	2,648,000	3,503,000
28	1,673,000	2,663,000	3,506,000
29	1,682,000	2,677,000	3,508,000
30	1,691,000	2,692,000	
31	1,700,000	2,706,000	
32	1,709,000	2,721,000	
33	1,717,000	2,734,000	
34	1,726,000	2,748,000	
35	1,734,000	2,762,000	
36	1,744,000	2,776,000	
37	1,751,000	2,790,000	
38	1,760,000	2,805,000	
39	1,768,000	2,819,000	
40	1,777,000	2,833,000	
41	1,784,000	2,847,000	
42	1,792,000	2,859,000	
43	1,801,000	2,872,000	
44	1,810,000	2,885,000	
45	1,818,000	2,895,000	
46	1,827,000	2,904,000	
47	1,836,000	2,913,000	
48	1,845,000	2,922,000	
49	1,852,000	2,931,000	
50	1,861,000	2,940,000	
51	1,868,000	2,948,000	
52	1,877,000	2,956,000	
53	1,883,000	2,963,000	
54	1,890,000	2,970,000	
55	1,896,000	2,977,000	
56	1,903,000	2,984,000	
57	1,910,000	2,989,000	
58	1,916,000	2,995,000	
59	1,923,000	3,001,000	
60	1,930,000	3,006,000	
61	1,937,000	3,013,000	
62	1,943,000	3,018,000	
63	1,950,000	3,022,000	
64	1,958,000	3,026,000	
65	1,964,000	3,031,000	
66	1,971,000	3,035,000	
67	1,978,000	3,040,000	
68	1,984,000	3,045,000	
69	1,991,000	3,049,000	
70	1,998,000	3,053,000	
71	2,004,000	3,058,000	
72	2,011,000	3,063,000	
73	2,016,000	3,067,000	
74	2,022,000	3,069,000	
75	2,029,000	3,071,000	
76	2,035,000	3,073,000	
77	2,039,000	3,075,000	
78	2,043,000	3,077,000	
79	2,048,000	3,079,000	
80	2,052,000	3,081,000	
81	2,056,000	3,083,000	
82	2,060,000	3,085,000	
83	2,063,000	3,087,000	
84	2,067,000	3,089,000	
85	2,068,000	3,091,000	
86	2,071,000	3,093,000	
87	2,074,000	3,095,000	
88	2,076,000	3,097,000	
89	2,078,000	3,099,000	
90	2,080,000	3,101,000	
91	2,081,000		
92	2,082,000		
93	2,083,000		
94	2,084,000		
95	2,085,000		
96	2,087,000		
97	2,088,000		
98	2,089,000		
99	2,090,000		
100	2,091,000		
101	2,093,000		
102	2,094,000		
103	2,095,000		
104	2,096,000		
105	2,097,000		
106	2,098,000		
107	2,100,000		
108	2,101,000		
再任用職員	825,000	1,194,000	

附則別表第１２（附則第１２条関係）

ハ　別表第１５に代えて計算する基本年俸表

号俸	基本年俸額
	業　績 年俸額
	円
1	1,362,000
2	1,532,000
3	1,792,000
4	2,023,000
5	2,709,000
6	3,379,000
7	3,642,000
8	3,915,000
9	4,283,000
10	4,618,000
11	4,953,000
12	5,297,000
13	5,623,000

附則別表第１２（附則第１２条関係）
ニ　別表第１６に代えて計算する基本年俸表

号俸	基本年俸額
	業　績 年俸額
	円
1	3,147,900
2	3,393,200
3	3,647,300
4	3,990,600

附則別表第１２（附則第１２条関係）

ホ　附則別表第６イに代えて計算する基本年俸表

職務の級	２級
	基本年俸額
	業績年俸額
号俸	３欄
	円
1	2,126,000
2	2,143,000
3	2,158,000
4	2,174,000
5	2,191,000
6	2,205,000
7	2,220,000
8	2,235,000
9	2,250,000
10	2,265,000
11	2,280,000
12	2,294,000
13	2,309,000
14	2,323,000
15	2,338,000
16	2,351,000
17	2,365,000
18	2,380,000
19	2,393,000
20	2,408,000
21	2,422,000
22	2,435,000
23	2,448,000
24	2,462,000
25	2,474,000
26	2,487,000
27	2,500,000
28	2,513,000
29	2,525,000
30	2,538,000
31	2,550,000
32	2,563,000
33	2,573,000
34	2,585,000
35	2,597,000
36	2,609,000
37	2,621,000
38	2,633,000
39	2,645,000
40	2,657,000
41	2,669,000
42	2,680,000
43	2,691,000
44	2,702,000
45	2,713,000
46	2,723,000
47	2,734,000
48	2,744,000
49	2,755,000
50	2,766,000
51	2,776,000
52	2,787,000
53	2,796,000
54	2,807,000
55	2,817,000
56	2,827,000
57	2,836,000
58	2,846,000
59	2,856,000
60	2,867,000
61	2,877,000
62	2,886,000
63	2,895,000
64	2,904,000
65	2,914,000
66	2,922,000
67	2,929,000
68	2,938,000
69	2,945,000
70	2,952,000
71	2,958,000
72	2,965,000
73	2,970,000
74	2,976,000
75	2,982,000
76	2,988,000
77	2,993,000
78	2,997,000
79	3,001,000
80	3,004,000
81	3,008,000
82	3,012,000
83	3,014,000
84	3,018,000
85	3,021,000
86	3,024,000
87	3,026,000
88	3,029,000
89	3,032,000
90	3,035,000
91	3,037,000
92	3,040,000
93	3,043,000
94	3,046,000
95	3,049,000
96	3,052,000
97	3,055,000
98	3,056,000
99	3,057,000
100	3,059,000
101	3,060,000
102	3,062,000
103	3,063,000
104	3,065,000
105	3,066,000
106	3,068,000
107	3,069,000
108	3,071,000
109	3,072,000
110	3,074,000
111	3,075,000
112	3,077,000
113	3,078,000
114	3,080,000
115	3,081,000
116	3,083,000
117	3,084,000
118	3,086,000
119	3,087,000
120	3,089,000
121	3,090,000
122	3,092,000
123	3,093,000
124	3,095,000
125	3,096,000
126	3,098,000
127	3,099,000

附則別表第１２（附則第１２条関係）

へ　附則別表第６ロに代えて計算する基本年俸表

職務の級	２級
	基本年俸額
	業績年俸額
号俸	２欄
	円
1	1,923,000
2	1,937,000
3	1,950,000
4	1,964,000
5	1,975,000
6	1,988,000
7	2,001,000
8	2,015,000
9	2,027,000
10	2,040,000
11	2,053,000
12	2,067,000
13	2,080,000
14	2,093,000
15	2,107,000
16	2,120,000
17	2,133,000
18	2,146,000
19	2,158,000
20	2,171,000
21	2,183,000
22	2,196,000
23	2,209,000
24	2,221,000
25	2,232,000
26	2,244,000
27	2,256,000
28	2,268,000
29	2,281,000
30	2,293,000
31	2,305,000
32	2,318,000
33	2,329,000
34	2,341,000
35	2,353,000
36	2,365,000
37	2,377,000
38	2,389,000
39	2,401,000
40	2,414,000
41	2,425,000
42	2,436,000
43	2,447,000
44	2,458,000
45	2,466,000
46	2,473,000
47	2,481,000
48	2,489,000
49	2,497,000
50	2,504,000
51	2,511,000
52	2,518,000
53	2,524,000
54	2,530,000
55	2,536,000
56	2,542,000
57	2,546,000
58	2,551,000
59	2,556,000
60	2,561,000
61	2,566,000
62	2,571,000
63	2,574,000
64	2,578,000
65	2,582,000
66	2,586,000
67	2,590,000
68	2,594,000
69	2,597,000
70	2,601,000
71	2,605,000
72	2,609,000
73	2,612,000
74	2,614,000
75	2,616,000
76	2,618,000
77	2,619,000
78	2,621,000
79	2,623,000
80	2,625,000
81	2,626,000
82	2,628,000
83	2,630,000
84	2,631,000
85	2,633,000
86	2,635,000
87	2,637,000
88	2,638,000
89	2,640,000
90	2,642,000

附則別表第１３（附則第１３条関係）

イ　附則別表第１２イに代えて計算する基本年俸表

職務の級	１級		２級	
	基本年俸額		基本年俸額	
	業績年俸額		業績年俸額	
号俸	１欄	２欄	１欄	２欄
		円	円	円
1	1,759,000	1,989,000	2,496,000	2,681,000
2	1,781,000	2,013,000	2,515,000	2,702,000
3	1,801,000	2,036,000	2,534,000	2,721,000
4	1,822,000	2,060,000	2,552,000	2,741,000
5	1,843,000	2,083,000	2,572,000	2,762,000
6	1,864,000	2,107,000	2,589,000	2,781,000
7	1,885,000	2,131,000	2,606,000	2,799,000
8	1,908,000	2,157,000	2,624,000	2,818,000
9	1,929,000	2,181,000	2,641,000	2,837,000
10	1,950,000	2,204,000	2,659,000	2,856,000
11	1,970,000	2,227,000	2,676,000	2,874,000
12	1,991,000	2,251,000	2,693,000	2,893,000
13	2,012,000	2,274,000	2,710,000	2,911,000
14	2,027,000	2,292,000	2,727,000	2,929,000
15	2,043,000	2,310,000	2,744,000	2,947,000
16	2,059,000	2,328,000	2,760,000	2,965,000
17	2,076,000	2,347,000	2,776,000	2,982,000
18	2,092,000	2,365,000	2,793,000	3,000,000
19	2,106,000	2,381,000	2,810,000	3,018,000
20	2,121,000	2,397,000	2,826,000	3,036,000
21	2,136,000	2,414,000	2,843,000	3,053,000
22	2,149,000	2,429,000	2,858,000	3,070,000
23	2,160,000	2,442,000	2,874,000	3,087,000
24	2,171,000	2,455,000	2,890,000	3,104,000
25	2,184,000	2,468,000	2,905,000	3,120,000
26	2,199,000	2,485,000	2,920,000	3,136,000
27	2,213,000	2,501,000	2,934,000	3,152,000
28	2,228,000	2,518,000	2,949,000	3,168,000
29	2,242,000	2,534,000	2,964,000	3,183,000
30	2,256,000	2,551,000	2,979,000	3,200,000
31	2,270,000	2,566,000	2,994,000	3,215,000
32	2,285,000	2,583,000	3,009,000	3,231,000
33	2,297,000	2,596,000	3,021,000	3,245,000
34	2,310,000	2,612,000	3,035,000	3,260,000
35	2,323,000	2,626,000	3,049,000	3,274,000
36	2,336,000	2,641,000	3,063,000	3,289,000
37	2,345,000	2,651,000	3,077,000	3,304,000
38	2,358,000	2,666,000	3,091,000	3,320,000
39	2,371,000	2,680,000	3,105,000	3,335,000
40	2,384,000	2,695,000	3,120,000	3,351,000
41	2,396,000	2,708,000	3,133,000	3,365,000
42	2,409,000	2,723,000	3,146,000	3,379,000
43	2,421,000	2,737,000	3,159,000	3,393,000
44	2,434,000	2,751,000	3,172,000	3,407,000
45	2,446,000	2,765,000	3,185,000	3,420,000
46	2,458,000	2,779,000	3,197,000	3,433,000
47	2,470,000	2,792,000	3,209,000	3,447,000
48	2,482,000	2,806,000	3,222,000	3,460,000
49	2,493,000	2,818,000	3,234,000	3,473,000
50	2,505,000	2,832,000	3,247,000	3,487,000
51	2,517,000	2,845,000	3,259,000	3,500,000
52	2,529,000	2,859,000	3,272,000	3,514,000
53	2,541,000	2,872,000	3,282,000	3,525,000
54	2,552,000	2,884,000	3,295,000	3,539,000
55	2,562,000	2,896,000	3,306,000	3,551,000
56	2,572,000	2,907,000	3,319,000	3,564,000
57	2,582,000	2,918,000	3,329,000	3,576,000
58	2,592,000	2,930,000	3,341,000	3,589,000
59	2,603,000	2,942,000	3,353,000	3,601,000
60	2,613,000	2,954,000	3,365,000	3,614,000
61	2,623,000	2,965,000	3,377,000	3,627,000
62	2,633,000	2,977,000	3,388,000	3,639,000
63	2,644,000	2,988,000	3,398,000	3,650,000
64	2,654,000	3,000,000	3,409,000	3,662,000
65	2,664,000	3,012,000	3,420,000	3,674,000
66	2,673,000	3,021,000	3,430,000	3,684,000
67	2,681,000	3,030,000	3,439,000	3,693,000
68	2,689,000	3,040,000	3,449,000	3,704,000
69	2,696,000	3,047,000	3,457,000	3,713,000
70	2,704,000	3,057,000	3,465,000	3,722,000
71	2,712,000	3,065,000	3,472,000	3,730,000
72	2,720,000	3,075,000	3,480,000	3,738,000
73	2,727,000	3,082,000	3,487,000	3,745,000
74	2,733,000	3,089,000	3,494,000	3,753,000
75	2,738,000	3,095,000	3,500,000	3,760,000
76	2,743,000	3,100,000	3,507,000	3,767,000
77	2,748,000	3,107,000	3,513,000	3,773,000
78	2,753,000	3,112,000	3,518,000	3,778,000
79	2,759,000	3,119,000	3,522,000	3,783,000
80	2,764,000	3,125,000	3,526,000	3,788,000
81	2,770,000	3,131,000	3,531,000	3,793,000
82	2,776,000	3,138,000	3,535,000	3,797,000
83	2,781,000	3,143,000	3,539,000	3,801,000
84	2,787,000	3,150,000	3,543,000	3,805,000
85	2,792,000	3,156,000	3,547,000	3,809,000
86	2,796,000	3,161,000	3,550,000	3,813,000
87	2,802,000	3,167,000	3,552,000	3,815,000
88	2,807,000	3,173,000	3,555,000	3,819,000
89	2,812,000	3,178,000	3,559,000	3,823,000
90	2,817,000	3,184,000	3,562,000	3,826,000
91	2,822,000	3,190,000	3,565,000	3,829,000
92	2,826,000	3,195,000	3,569,000	3,833,000
93	2,831,000	3,200,000	3,572,000	3,837,000
94	2,834,000	3,204,000	3,576,000	3,841,000
95	2,838,000	3,208,000	3,579,000	3,844,000
96	2,841,000	3,212,000	3,582,000	3,847,000
97	2,845,000	3,216,000	3,586,000	3,851,000
98	2,848,000	3,219,000	3,587,000	3,853,000
99	2,851,000	3,223,000	3,589,000	3,855,000
100	2,854,000	3,226,000	3,591,000	3,857,000
101	2,857,000	3,229,000	3,593,000	3,859,000
102	2,859,000	3,232,000	3,594,000	3,861,000
103	2,862,000	3,235,000	3,596,000	3,862,000
104	2,864,000	3,238,000	3,598,000	3,864,000
105	2,867,000	3,240,000	3,600,000	3,866,000
106	2,869,000	3,243,000	3,601,000	3,868,000
107	2,872,000	3,246,000	3,603,000	3,870,000
108	2,875,000	3,249,000	3,605,000	3,872,000
109	2,877,000	3,252,000	3,607,000	3,874,000
110	2,879,000	3,255,000	3,608,000	3,876,000
111	2,882,000	3,258,000	3,610,000	3,877,000
112	2,884,000	3,261,000	3,612,000	3,879,000
113	2,887,000	3,263,000	3,614,000	3,881,000
114	2,888,000	3,265,000	3,615,000	3,883,000
115	2,889,000	3,266,000	3,617,000	3,885,000
116	2,891,000	3,268,000	3,619,000	3,887,000
117	2,892,000	3,269,000	3,620,000	3,889,000
118	2,893,000	3,271,000	3,622,000	3,891,000
119	2,894,000	3,272,000	3,624,000	3,892,000
120	2,896,000	3,273,000	3,626,000	3,894,000
121	2,897,000	3,275,000	3,627,000	3,896,000
122	2,898,000	3,276,000	3,629,000	3,898,000
123	2,899,000	3,277,000	3,631,000	3,900,000
124	2,901,000	3,279,000	3,633,000	3,902,000
125	2,902,000	3,280,000	3,634,000	3,904,000
126	2,903,000	3,282,000	3,636,000	3,905,000
127	2,904,000	3,283,000	3,638,000	3,907,000
128	2,906,000	3,285,000		
129	2,907,000	3,286,000		
130	2,908,000	3,287,000		
131	2,909,000	3,289,000		
132	2,911,000	3,290,000		
133	2,912,000	3,291,000		
134	2,913,000	3,293,000		
135	2,914,000	3,294,000		
136	2,916,000	3,296,000		
137	2,917,000	3,297,000		
138	2,918,000	3,299,000		
139	2,919,000	3,300,000		
140	2,921,000	3,301,000		
141	2,922,000	3,303,000		
142	2,923,000	3,304,000		
143	2,924,000	3,305,000		
144	2,925,000	3,307,000		
145	2,926,000	3,308,000		
146	2,928,000	3,310,000		
147	2,929,000	3,311,000		
148	2,930,000	3,313,000		
149	2,931,000	3,314,000		

附則別表第１３（附則第１３条関係）

ロ　附則別表第１２ロに代えて計算する基本年俸表

職務の級 / 号俸	１級	２級	３級
	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額
	業　績 年俸額	業　績 年俸額	業　績 年俸額
	円	円	円
1	1,347,000	2,257,000	3,263,000
2	1,358,000	2,274,000	3,283,000
3	1,369,000	2,289,000	3,302,000
4	1,380,000	2,306,000	3,321,000
5	1,391,000	2,318,000	3,341,000
6	1,400,000	2,334,000	3,356,000
7	1,410,000	2,349,000	3,371,000
8	1,418,000	2,365,000	3,385,000
9	1,426,000	2,379,000	3,400,000
10	1,437,000	2,394,000	3,411,000
11	1,448,000	2,410,000	3,423,000
12	1,460,000	2,426,000	3,435,000
13	1,470,000	2,442,000	3,445,000
14	1,481,000	2,457,000	3,453,000
15	1,493,000	2,473,000	3,461,000
16	1,506,000	2,489,000	3,467,000
17	1,578,000	2,504,000	3,474,000
18	1,588,000	2,519,000	3,478,000
19	1,598,000	2,533,000	3,482,000
20	1,607,000	2,548,000	3,486,000
21	1,615,000	2,563,000	3,490,000
22	1,623,000	2,578,000	3,492,000
23	1,630,000	2,593,000	3,495,000
24	1,637,000	2,608,000	3,497,000
25	1,645,000	2,620,000	3,499,000
26	1,654,000	2,634,000	3,501,000
27	1,664,000	2,648,000	3,503,000
28	1,673,000	2,663,000	3,506,000
29	1,682,000	2,677,000	3,508,000
30	1,691,000	2,692,000	
31	1,700,000	2,706,000	
32	1,709,000	2,721,000	
33	1,717,000	2,734,000	
34	1,726,000	2,748,000	
35	1,734,000	2,762,000	
36	1,744,000	2,776,000	
37	1,751,000	2,790,000	
38	1,760,000	2,805,000	
39	1,768,000	2,819,000	
40	1,777,000	2,833,000	
41	1,784,000	2,847,000	
42	1,792,000	2,859,000	
43	1,801,000	2,872,000	
44	1,810,000	2,885,000	
45	1,818,000	2,895,000	
46	1,827,000	2,904,000	
47	1,836,000	2,913,000	
48	1,845,000	2,922,000	
49	1,852,000	2,931,000	
50	1,861,000	2,940,000	
51	1,868,000	2,948,000	
52	1,877,000	2,956,000	
53	1,883,000	2,963,000	
54	1,890,000	2,970,000	
55	1,896,000	2,977,000	
56	1,903,000	2,984,000	
57	1,910,000	2,989,000	
58	1,916,000	2,995,000	
59	1,923,000	3,001,000	
60	1,930,000	3,006,000	
61	1,937,000	3,013,000	
62	1,943,000	3,018,000	
63	1,950,000	3,022,000	
64	1,958,000	3,026,000	
65	1,964,000	3,031,000	
66	1,971,000	3,035,000	
67	1,978,000	3,040,000	
68	1,984,000	3,045,000	
69	1,991,000	3,049,000	
70	1,998,000	3,053,000	
71	2,004,000	3,058,000	
72	2,011,000	3,063,000	
73	2,016,000	3,067,000	
74	2,022,000	3,069,000	
75	2,029,000	3,071,000	
76	2,035,000	3,073,000	
77	2,039,000	3,075,000	
78	2,043,000	3,077,000	
79	2,048,000	3,079,000	
80	2,052,000	3,081,000	
81	2,056,000	3,083,000	
82	2,060,000	3,085,000	
83	2,063,000	3,087,000	
84	2,067,000	3,089,000	
85	2,068,000	3,091,000	
86	2,071,000	3,093,000	
87	2,074,000	3,095,000	
88	2,076,000	3,097,000	
89	2,078,000	3,099,000	
90	2,080,000	3,101,000	
91	2,081,000		
92	2,082,000		
93	2,083,000		
94	2,084,000		
95	2,085,000		
96	2,087,000		
97	2,088,000		
98	2,089,000		
99	2,090,000		
100	2,091,000		
101	2,093,000		
102	2,094,000		
103	2,095,000		
104	2,096,000		
105	2,097,000		
106	2,098,000		
107	2,100,000		
108	2,101,000		
再任用職員	825,000	1,194,000	

附則別表第１３（附則第１３条関係）

ハ　附則別表第１２ハに代えて計算する基本年俸表

号俸	基本年俸額
	業　績 年俸額
	円
1	1,365,000
2	1,532,000
3	1,792,000
4	2,023,000
5	2,709,000
6	3,379,000
7	3,642,000
8	3,915,000
9	4,283,000
10	4,618,000
11	4,953,000
12	5,297,000
13	5,623,000

附則別表第１４（附則第１５条関係）

イ　別表第１３に代えて計算する基本年俸表

職務の級	１級		２級	
	基本年俸額		基本年俸額	
	業績年俸額		業績年俸額	
号俸	１欄	２欄	１欄	２欄
		円	円	円
1	1,792,000	2,025,000	2,513,000	2,700,000
2	1,813,000	2,050,000	2,533,000	2,720,000
3	1,834,000	2,073,000	2,551,000	2,740,000
4	1,854,000	2,096,000	2,570,000	2,760,000
5	1,875,000	2,120,000	2,589,000	2,781,000
6	1,896,000	2,144,000	2,606,000	2,799,000
7	1,917,000	2,167,000	2,624,000	2,818,000
8	1,940,000	2,193,000	2,641,000	2,837,000
9	1,961,000	2,217,000	2,659,000	2,856,000
10	1,982,000	2,240,000	2,677,000	2,875,000
11	2,002,000	2,263,000	2,693,000	2,893,000
12	2,023,000	2,287,000	2,711,000	2,912,000
13	2,044,000	2,310,000	2,728,000	2,930,000
14	2,060,000	2,328,000	2,745,000	2,948,000
15	2,075,000	2,346,000	2,761,000	2,966,000
16	2,091,000	2,364,000	2,778,000	2,983,000
17	2,109,000	2,384,000	2,794,000	3,001,000
18	2,123,000	2,400,000	2,811,000	3,019,000
19	2,137,000	2,415,000	2,827,000	3,036,000
20	2,151,000	2,432,000	2,844,000	3,054,000
21	2,166,000	2,448,000	2,860,000	3,072,000
22	2,177,000	2,461,000	2,876,000	3,089,000
23	2,187,000	2,472,000	2,891,000	3,106,000
24	2,199,000	2,485,000	2,907,000	3,122,000
25	2,209,000	2,497,000	2,922,000	3,139,000
26	2,224,000	2,514,000	2,937,000	3,155,000
27	2,238,000	2,529,000	2,952,000	3,170,000
28	2,251,000	2,545,000	2,967,000	3,187,000
29	2,264,000	2,560,000	2,981,000	3,202,000
30	2,279,000	2,576,000	2,996,000	3,218,000
31	2,290,000	2,589,000	3,010,000	3,233,000
32	2,303,000	2,603,000	3,024,000	3,248,000
33	2,315,000	2,617,000	3,036,000	3,261,000
34	2,328,000	2,631,000	3,050,000	3,276,000
35	2,339,000	2,645,000	3,064,000	3,291,000
36	2,351,000	2,658,000	3,078,000	3,306,000
37	2,360,000	2,667,000	3,092,000	3,321,000
38	2,373,000	2,683,000	3,105,000	3,335,000
39	2,386,000	2,697,000	3,119,000	3,350,000
40	2,398,000	2,711,000	3,133,000	3,366,000
41	2,410,000	2,725,000	3,146,000	3,379,000
42	2,424,000	2,740,000	3,159,000	3,393,000
43	2,435,000	2,753,000	3,172,000	3,407,000
44	2,448,000	2,768,000	3,184,000	3,420,000
45	2,460,000	2,781,000	3,196,000	3,433,000
46	2,472,000	2,794,000	3,208,000	3,446,000
47	2,484,000	2,808,000	3,220,000	3,458,000
48	2,495,000	2,821,000	3,232,000	3,472,000
49	2,505,000	2,832,000	3,244,000	3,484,000
50	2,518,000	2,846,000	3,257,000	3,498,000
51	2,529,000	2,859,000	3,269,000	3,511,000
52	2,541,000	2,873,000	3,281,000	3,525,000
53	2,553,000	2,885,000	3,292,000	3,536,000
54	2,563,000	2,897,000	3,305,000	3,549,000
55	2,573,000	2,908,000	3,316,000	3,562,000
56	2,583,000	2,920,000	3,329,000	3,575,000
57	2,593,000	2,931,000	3,339,000	3,586,000
58	2,603,000	2,943,000	3,351,000	3,599,000
59	2,613,000	2,954,000	3,363,000	3,612,000
60	2,623,000	2,965,000	3,374,000	3,624,000
61	2,632,000	2,975,000	3,386,000	3,637,000
62	2,642,000	2,987,000	3,398,000	3,649,000
63	2,653,000	2,998,000	3,407,000	3,660,000
64	2,662,000	3,010,000	3,418,000	3,672,000
65	2,672,000	3,021,000	3,430,000	3,684,000
66	2,681,000	3,030,000	3,439,000	3,693,000
67	2,689,000	3,039,000	3,448,000	3,703,000
68	2,697,000	3,049,000	3,458,000	3,714,000
69	2,703,000	3,056,000	3,467,000	3,723,000
70	2,712,000	3,065,000	3,474,000	3,732,000
71	2,720,000	3,074,000	3,482,000	3,740,000
72	2,728,000	3,084,000	3,489,000	3,748,000
73	2,735,000	3,091,000	3,496,000	3,755,000
74	2,741,000	3,098,000	3,503,000	3,763,000
75	2,745,000	3,104,000	3,510,000	3,770,000
76	2,750,000	3,109,000	3,517,000	3,777,000
77	2,756,000	3,116,000	3,522,000	3,783,000
78	2,761,000	3,121,000	3,527,000	3,788,000
79	2,767,000	3,128,000	3,532,000	3,793,000
80	2,772,000	3,134,000	3,536,000	3,798,000
81	2,778,000	3,140,000	3,540,000	3,803,000
82	2,784,000	3,147,000	3,544,000	3,807,000
83	2,788,000	3,152,000	3,548,000	3,811,000
84	2,794,000	3,159,000	3,552,000	3,815,000
85	2,800,000	3,165,000	3,556,000	3,819,000
86	2,804,000	3,170,000	3,560,000	3,823,000
87	2,810,000	3,176,000	3,561,000	3,825,000
88	2,815,000	3,182,000	3,565,000	3,829,000
89	2,820,000	3,187,000	3,568,000	3,833,000
90	2,825,000	3,193,000	3,572,000	3,836,000
91	2,830,000	3,199,000	3,575,000	3,839,000
92	2,834,000	3,204,000	3,578,000	3,843,000
93	2,839,000	3,209,000	3,582,000	3,847,000
94	2,842,000	3,213,000	3,585,000	3,851,000
95	2,846,000	3,217,000	3,589,000	3,854,000
96	2,849,000	3,221,000	3,591,000	3,857,000
97	2,853,000	3,225,000	3,595,000	3,861,000
98	2,856,000	3,228,000	3,597,000	3,863,000
99	2,859,000	3,232,000	3,598,000	3,865,000
100	2,862,000	3,235,000	3,600,000	3,867,000
101	2,865,000	3,238,000	3,602,000	3,869,000
102	2,867,000	3,241,000	3,604,000	3,871,000
103	2,870,000	3,244,000	3,605,000	3,872,000
104	2,872,000	3,247,000	3,607,000	3,874,000
105	2,875,000	3,249,000	3,609,000	3,876,000
106	2,877,000	3,252,000	3,611,000	3,878,000
107	2,879,000	3,255,000	3,612,000	3,880,000
108	2,882,000	3,258,000	3,614,000	3,882,000
109	2,885,000	3,261,000	3,616,000	3,884,000
110	2,887,000	3,264,000	3,618,000	3,886,000
111	2,890,000	3,267,000	3,619,000	3,887,000
112	2,892,000	3,270,000	3,621,000	3,889,000
113	2,895,000	3,272,000	3,623,000	3,891,000
114	2,896,000	3,274,000	3,625,000	3,893,000
115	2,897,000	3,275,000	3,626,000	3,895,000
116	2,899,000	3,277,000	3,628,000	3,897,000
117	2,900,000	3,278,000	3,630,000	3,899,000
118	2,901,000	3,280,000	3,632,000	3,900,000
119	2,902,000	3,281,000	3,633,000	3,902,000
120	2,904,000	3,282,000	3,635,000	3,904,000
121	2,905,000	3,284,000	3,637,000	3,906,000
122	2,906,000	3,285,000	3,638,000	3,908,000
123	2,907,000	3,286,000	3,640,000	3,910,000
124	2,909,000	3,288,000	3,642,000	3,912,000
125	2,910,000	3,289,000	3,644,000	3,914,000
126	2,911,000	3,291,000	3,645,000	3,915,000
127	2,912,000	3,292,000	3,647,000	3,917,000
128	2,914,000	3,294,000		
129	2,915,000	3,295,000		
130	2,916,000	3,296,000		
131	2,917,000	3,297,000		
132	2,919,000	3,299,000		
133	2,920,000	3,300,000		
134	2,921,000	3,302,000		
135	2,922,000	3,303,000		
136	2,923,000	3,305,000		
137	2,924,000	3,306,000		
138	2,926,000	3,308,000		
139	2,927,000	3,309,000		
140	2,928,000	3,310,000		
141	2,929,000	3,311,000		
142	2,931,000	3,313,000		
143	2,932,000	3,314,000		
144	2,933,000	3,316,000		
145	2,934,000	3,317,000		
146	2,936,000	3,319,000		
147	2,937,000	3,320,000		
148	2,938,000	3,322,000		
149	2,939,000	3,323,000		

附則別表第１４（附則第１５条関係）

ロ　別表第１４に代えて計算する基本年俸表

職務の級 / 号俸	１級 基本年俸額 業績年俸額	２級 基本年俸額 業績年俸額	３級 基本年俸額 業績年俸額
	円	円	円
1	1,380,000	2,273,000	3,272,000
2	1,391,000	2,289,000	3,291,000
3	1,402,000	2,305,000	3,311,000
4	1,413,000	2,320,000	3,330,000
5	1,423,000	2,332,000	3,349,000
6	1,432,000	2,348,000	3,364,000
7	1,440,000	2,364,000	3,379,000
8	1,448,000	2,379,000	3,394,000
9	1,456,000	2,394,000	3,409,000
10	1,467,000	2,409,000	3,420,000
11	1,478,000	2,425,000	3,432,000
12	1,489,000	2,440,000	3,443,000
13	1,498,000	2,455,000	3,454,000
14	1,508,000	2,471,000	3,462,000
15	1,520,000	2,487,000	3,470,000
16	1,531,000	2,502,000	3,476,000
17	1,603,000	2,517,000	3,483,000
18	1,613,000	2,531,000	3,487,000
19	1,622,000	2,546,000	3,491,000
20	1,630,000	2,560,000	3,495,000
21	1,638,000	2,574,000	3,499,000
22	1,646,000	2,589,000	3,501,000
23	1,652,000	2,604,000	3,503,000
24	1,658,000	2,617,000	3,506,000
25	1,665,000	2,630,000	3,508,000
26	1,674,000	2,644,000	3,510,000
27	1,683,000	2,658,000	3,512,000
28	1,691,000	2,672,000	3,514,000
29	1,700,000	2,686,000	3,516,000
30	1,709,000	2,701,000	
31	1,716,000	2,715,000	
32	1,723,000	2,729,000	
33	1,730,000	2,743,000	
34	1,739,000	2,757,000	
35	1,747,000	2,771,000	
36	1,756,000	2,785,000	
37	1,763,000	2,799,000	
38	1,772,000	2,814,000	
39	1,780,000	2,828,000	
40	1,788,000	2,842,000	
41	1,795,000	2,855,000	
42	1,803,000	2,868,000	
43	1,812,000	2,881,000	
44	1,821,000	2,894,000	
45	1,829,000	2,903,000	
46	1,838,000	2,912,000	
47	1,847,000	2,921,000	
48	1,855,000	2,930,000	
49	1,862,000	2,940,000	
50	1,871,000	2,948,000	
51	1,878,000	2,956,000	
52	1,886,000	2,965,000	
53	1,892,000	2,971,000	
54	1,899,000	2,978,000	
55	1,905,000	2,985,000	
56	1,912,000	2,992,000	
57	1,918,000	2,997,000	
58	1,924,000	3,003,000	
59	1,931,000	3,009,000	
60	1,938,000	3,014,000	
61	1,944,000	3,021,000	
62	1,950,000	3,026,000	
63	1,957,000	3,030,000	
64	1,964,000	3,034,000	
65	1,971,000	3,039,000	
66	1,977,000	3,043,000	
67	1,984,000	3,048,000	
68	1,990,000	3,053,000	
69	1,997,000	3,057,000	
70	2,004,000	3,061,000	
71	2,010,000	3,066,000	
72	2,017,000	3,071,000	
73	2,022,000	3,075,000	
74	2,028,000	3,077,000	
75	2,035,000	3,079,000	
76	2,041,000	3,081,000	
77	2,045,000	3,083,000	
78	2,049,000	3,085,000	
79	2,054,000	3,087,000	
80	2,058,000	3,089,000	
81	2,062,000	3,091,000	
82	2,066,000	3,093,000	
83	2,069,000	3,095,000	
84	2,073,000	3,097,000	
85	2,075,000	3,099,000	
86	2,077,000	3,101,000	
87	2,080,000	3,103,000	
88	2,082,000	3,105,000	
89	2,085,000	3,107,000	
90	2,086,000	3,109,000	
91	2,087,000		
92	2,088,000		
93	2,089,000		
94	2,090,000		
95	2,092,000		
96	2,093,000		
97	2,094,000		
98	2,095,000		
99	2,096,000		
100	2,098,000		
101	2,099,000		
102	2,100,000		
103	2,101,000		
104	2,102,000		
105	2,103,000		
106	2,105,000		
107	2,106,000		
108	2,107,000		
再任用職員	828,000	1,197,000	

附則別表第１４（附則第１５条関係）

ハ　別表第１５に代えて計算する基本年俸表

号俸	基本年俸額
	業　績 年俸額
	円
1	1,380,000
2	1,551,000
3	1,811,000
4	2,046,000
5	2,740,000
6	3,388,000
7	3,651,000
8	3,924,000
9	4,297,000
10	4,632,000
11	4,967,000
12	5,312,000
13	5,637,000

附則別表第１４（附則第１５条関係）
ニ　別表第１６に代えて計算する基本年俸表

号俸	基本年俸額
	業　績 年俸額
	円
1	3,156,800
2	3,402,100
3	3,656,200
4	4,004,000